

流山市 高齢者支援計画

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

—平成 24 年度～平成 26 年度—

元気です いきいき あんしん 流山

案

平成 24 年 3 月

流山市

(平成 23 年 12 月 1 日現在)

目次

第1編:総論	1
第1章 計画策定の趣旨	2
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 策定方針	4
5. 策定体制	4
第2章 基本理念と基本目標	5
1. 基本理念	5
2. 基本目標	5
3. 施策の体系	6
第3章 流山市における高齢者の現状	7
1. 日常生活圏域別に見た高齢者の状況	7
(1) 総人口の推移	7
(2) 高齢者数の推移	8
(3) 高齢化率の推移	9
(4) 圏域別にみた高齢者数等の推移	10
(5) 要支援・要介護認定者数の推移	15
2. 調査結果から見られる流山市の高齢者の状況	17
(1) 調査の概要	17
(2) 健康リスクの傾向分析	17
(3) 調査結果から見られる高齢者の施策への期待	30
3. 流山市の高齢者施策に関わる課題	33
4. 第5期計画における地域包括ケアの考え方	34
第2編:各論	36
第1章 いつまでも元気で暮らせる健康づくり	37
1. 健康づくりの啓発・推進	37
(1) 保健だより(健康増進課)	37
(2) 健康まつり(健康増進課)	37
(3) ホームページを活用した健康増進(健康増進課)	37
(4) 健康づくり推進員(健康増進課)	37
2. 健康保持・増進(一次予防)	38
(1) 健康手帳(健康増進課)	38
(2) 健康教育(健康増進課)	38
(3) 健康相談(健康増進課)	38
(4) インフルエンザ予防接種(健康増進課)	39
(5) 訪問指導(健康増進課)	39
(6) 二次予防事業の対象者把握事業(介護支援課)	39
(7) 通所型介護予防事業(介護支援課)	40
(8) 訪問型介護予防事業(介護支援課)	40
(9) 二次予防事業評価事業(介護支援課)	40
(10) 介護予防普及啓発事業(介護支援課)	41
(11) 地域介護予防活動支援事業(介護支援課)	41
(12) 一次予防事業評価事業(介護支援課)	41
(13) 介護予防・日常生活支援総合事業(介護支援課)	41
3. 疾病の早期発見・早期治療(二次予防)	42
(1) 健康診査・特定健康診査(国保年金課・高齢者生きがい推進課・健康増進課)	42
(2) がん検診(健康増進課)	42
(3) 歯周病検診(健康増進課)	43

(4) 骨粗しょう症検診(健康増進課)	43
(5) 結核検診(健康増進課)	44
(6) 訪問歯科の推進事業(健康増進課)	44
(7) 人間ドック利用助成(国保年金課・高齢者生きがい推進課)	44
(8) はり・きゅう・マッサージ利用助成(国保年金課・高齢者生きがい推進課)	45
第2章 生きがいのある地域づくり	46
1. 生きがい対策の充実	46
(1) 「まなびピア流山」の発行(生涯学習課)	46
(2) ホームページを活用した生涯学習(生涯学習課)	46
(3) スポーツ、レクリエーション活動(生涯学習課)	47
(4) 老人福祉センター(高齢者生きがい推進課)	47
(5) 市民教養講座(公民館)	47
(6) 流山市ゆうゆう大学(公民館)	48
(7) 地区敬老行事の支援(高齢者生きがい推進課)	48
(8) 敬老祝金(高齢者生きがい推進課)	48
(9) 敬老バスの運行(高齢者生きがい推進課)	49
(10) 福祉会館の運営(社会福祉課)	49
2. 就業の支援	50
(1) 就業相談(商工課)	50
(2) 社団法人流山市シルバー人材センターの支援(高齢者生きがい推進課)	50
(3) 雇用促進奨励金(商工課)	50
3. 社会参加の促進	51
(1) 老人クラブ活動の支援(高齢者生きがい推進課)	51
(2) シルバーコミュニティ銭湯(高齢者生きがい推進課)	51
(3) ひとり暮らし高齢者の招待(高齢者生きがい推進課)	51
(4) ふれあいの家支援(高齢者生きがい推進課)	51
(5) ヘルパー養成講座(高齢者生きがい推進課)	52
(6) 協働による市民福祉活動の推進(高齢者生きがい推進課・コミュニティ課)	52
(7) 福祉関連NPO活動の支援(社会福祉課)	52
(8) 地域住民によるボランティア活動の促進(社会福祉協議会・高齢者生きがい推進課・介護支援課)	53
(9) (仮称)介護支援サポーター事業による社会参加の促進(介護支援課)	53
(10) 防火・防災・緊急体制(予防課・安心安全課・社会福祉課)	53
(11) 消費生活対策(コミュニティ課)	54
(12) 防犯対策(安心安全課)	54
(13) 交通安全対策(安心安全課)	54
4. 外出の支援	55
(1) バリアフリーのまちづくり(安心安全課・道路管理課・道路建設課・まちづくり推進課・都市計画課)	55
(2) 道路新設及び改良(道路建設課)	55
(3) 遊具施設等安全対策(みどりの課)	56
(4) 福祉有償運送(社会福祉課)	56
(5) 高齢者等市内移動支援バス(高齢者生きがい推進課)	56
第3章 地域包括ケアの体制づくり	57
1. 地域包括ケアの推進	57
2. 地域包括支援センターの充実強化	58
3. 医療との連携の推進	59
(1) かかりつけ医との連携(介護支援課)	59
(2) 認知症対策に係る医療との連携(介護支援課)	59
4. 認知症高齢者対策の推進	60
(1) SOSネットワーク(安心安全課・高齢者生きがい推進課)	60
(2) 認知症高齢者介護家族への支援(介護支援課)	60
(3) 認知症サポーター養成事業(介護支援課)	60
5. 高齢者の権利擁護に係る施策の推進	61

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク事業(介護支援課).....	61
(2) 成年後見制度利用支援事業(介護支援課).....	61
(3) 成年後見制度利用促進事業(介護支援課・障害者支援課).....	61
第4章 在宅での生活の継続を支える仕組みづくり.....	62
1. 高齢者福祉サービスの充実.....	62
(1) 布団乾燥消毒サービス(高齢者生きがい推進課).....	62
(2) 高齢者外出支援サービス(高齢者生きがい推進課).....	62
(3) 高齢者訪問理美容サービス(高齢者生きがい推進課).....	63
(4) 日常生活用具の給付等(高齢者生きがい推進課).....	63
(5) 声の訪問事業(高齢者生きがい推進課).....	63
(6) 家族介護支援事業(介護支援課).....	64
(7) 給食サービス(介護支援課).....	64
(8) 福祉サービス未利用者に対するPRの推進(高齢者生きがい推進課・介護支援課).....	64
2. 高齢者の居住に係る施策との連携.....	65
(1) 高齢者向け住宅の提供(建築住宅課).....	65
(2) 福祉住宅改善相談(高齢者生きがい推進課・介護支援課・障害者支援課).....	65
(3) 住宅改修支援事業(介護支援課).....	65
(4) 住宅改造費の助成(高齢者生きがい推進課・障害者支援課).....	65
(5) ケアハウス(高齢者生きがい推進課).....	66
(6) サービス付き高齢者住宅(高齢者生きがい推進課).....	66
第5章 高齢者を支える介護体制づくり.....	67
1. 予防給付サービスの推進(介護支援課).....	67
(1) 介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス).....	67
(2) 介護予防訪問入浴介護.....	67
(3) 介護予防訪問看護.....	67
(4) 介護予防訪問リハビリテーション.....	68
(5) 介護予防居宅療養管理指導.....	68
(6) 介護予防通所介護(デイサービス).....	68
(7) 介護予防通所リハビリテーション(デイケア).....	69
(8) 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ).....	69
(9) 介護予防短期入所療養介護(ショートケア).....	69
(10) 介護予防福祉用具貸与.....	70
(11) 介護予防特定施設入居者生活介護.....	70
(12) 介護予防特定福祉用具販売.....	70
(13) 介護予防住宅改修.....	71
(14) 介護予防支援(介護予防ケアプラン作成).....	71
2. 介護給付サービスの推進(介護支援課).....	72
(1) 訪問介護(ホームヘルプサービス).....	72
(2) 訪問入浴介護.....	72
(3) 訪問看護.....	72
(4) 訪問リハビリテーション.....	73
(5) 居宅療養管理指導.....	73
(6) 通所介護(デイサービス).....	73
(7) 通所リハビリテーション(デイケア).....	74
(8) 短期入所生活介護(ショートステイ).....	74
(9) 短期入所療養介護(ショートケア).....	74
(10) 福祉用具貸与.....	75
(11) 特定施設入居者生活介護.....	75
(12) 特定福祉用具販売.....	75
(13) 住宅改修費の支給.....	76
(14) 居宅介護支援(ケアプランの作成).....	76
(15) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム).....	77

(16)介護老人保健施設(老人保健施設)	77
(17)介護療養型医療施設(療養型病床群)	77
3. 地域密着型サービスの推進 (介護支援課)	78
(1)地域密着型 介護予防認知症対応型通所介護	78
(2)地域密着型 介護予防小規模多機能型居宅介護	78
(3)地域密着型 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	79
(4)地域密着型 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	79
(5)地域密着型 夜間対応型訪問介護	80
(6)地域密着型 複合型サービス	80
(7)地域密着型 認知症対応型通所介護	80
(8)地域密着型 小規模多機能型居宅介護	81
(9)地域密着型 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	81
(10)地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	81
4. その他サービスの推進	82
(1)介護支援専門員の支援(介護支援課)	82
(2)シルバーサービス事業者連絡会(介護支援課)	82
(3)介護相談員派遣(介護支援課)	82
(4)介護保険制度モニター(介護支援課)	82
第6章 介護保険サービスの事業規模及び保険料	83
1. 認定者数の今後の見込み	83
2. 介護サービスの利用見込量の推計	85
(1)予防給付サービスの見込量	85
(2)介護給付サービスの見込量	86
3. 介護保険事業にかかる総費用の見込み	87
4. 保険料の設定	88
(1)給付費と保険料	88
(2)第4期(平成 21～23 年度)事業計画と第5期(平成 24～26 年度)事業計画の変更点	88
(3)第5期(平成 24～26 年度)の介護保険料	89
(4)第5期(平成 24～26 年度)の介護保険料所得段階設定	89
資料編	90
■ アンケート調査結果のポイント	91
(1)今後の高齢者施策で重視すべきこと	91
(2)保健福祉サービスの利用状況	95
(3)在宅生活の継続意向について	96
(4)介護保険制度について	99
(5)地域包括支援センターについて	107
(6)認知症対策の推進に向けて重点を置くべきこと	111
(7)成年後見制度について	115
(8)ボランティア活動に対する考え方	116
■ これまでの取り組み状況	117
1. 高齢者保健福祉事業の状況	117
2. 介護保険事業の状況	122

第1編：総論

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

○高齢化の進展

わが国の高齢化率は、平成23年4月1日現在23.2%(概算値)となっており、高齢化率21%を超える超高齢社会に突入しています。

本市では、総人口が緩やかな増加傾向を示している中、平成23年4月1日現在の高齢化率は20.5%と全国平均を下回っているものの、平成27年(2015年)には「団塊の世代」が65歳以上となり、24.5%と急速に上昇し、市民の約4人に1人が高齢者になると見込まれています。

○高齢者を取り巻く環境変化

平均寿命の伸びとともに、ひとり暮らし高齢者の増加、高齢者が高齢者を介護する老老介護や地域で支え合う人と人とのつながりの希薄化などの問題が顕在化し、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。一方、高齢期も趣味やサークル活動で過ごす方が増え、働くことや社会奉仕活動への関心の高まりなど、高齢者の生活志向や関心は多様化しています。

○地域包括ケアの重要性の高まり

平成12年4月介護保険制度がスタートし、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど介護保険制度は、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。平成18年度には、介護予防を重視した制度の再編が行われるとともに、地域包括支援センターの設置、地域密着型サービスの創設など地域包括ケアを重視した改正が行われ、本市においても、第3期事業計画からは日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、センターを核として地域特性を活かした地域包括ケア体制の構築を推進してきました。

○地域全体での支え合い

日常生活に支援や介護を必要とする方を重層的に支える地域づくりを進めるためには、高齢者がその一員として潜在能力の活用ができる仕組みづくりを進める必要があります。これからの地域づくりにあっては「自助・共助・公助」の考え方に立って、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進していくことが求められています。

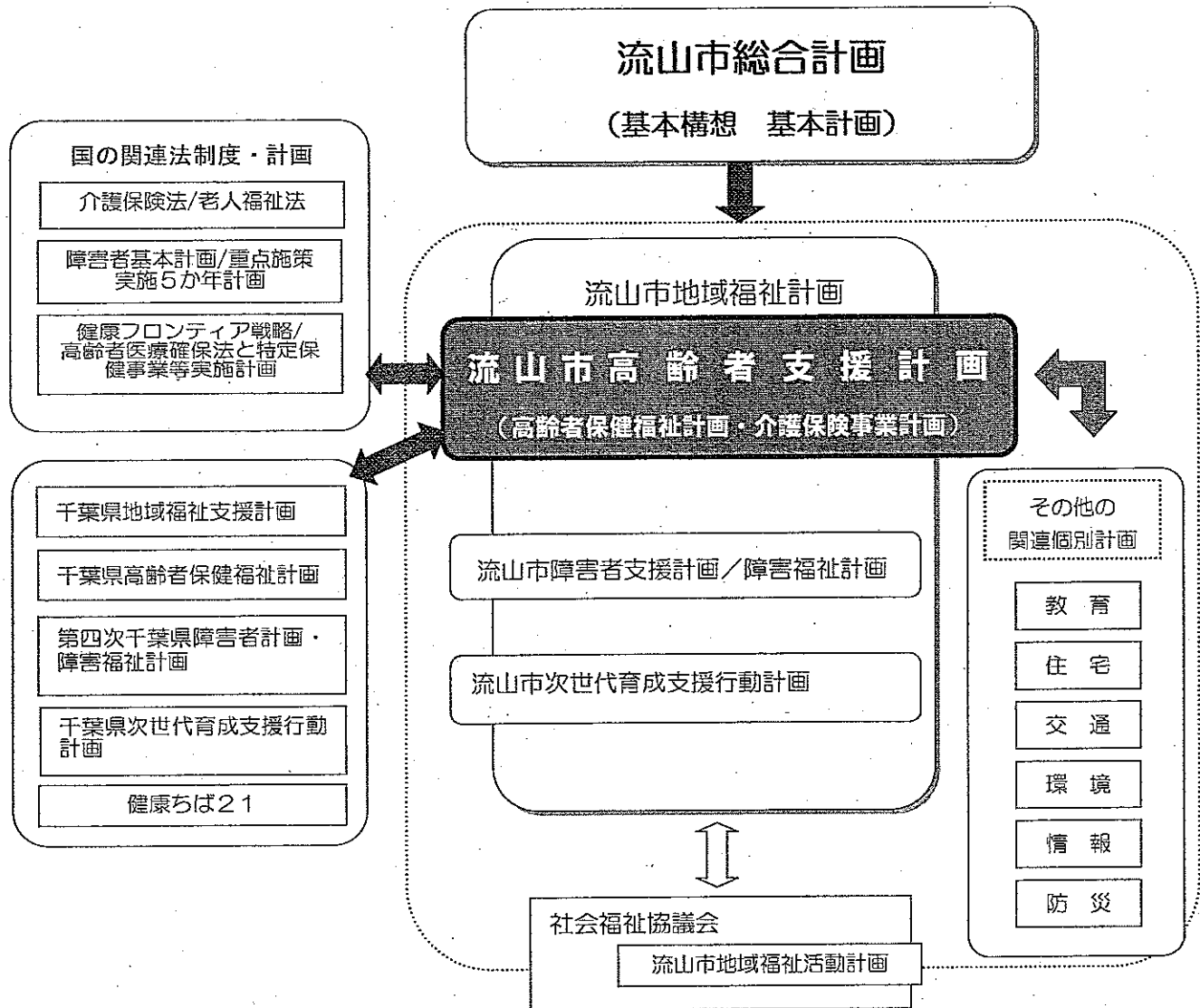
○さらなる地域包括ケアの推進

平成24年4月施行の改正介護保険法では、国及び地方公共団体の責務として、地域包括ケアの推進が明確化されました。第5期計画では、第3期計画から第4期計画で推進してきた地域包括ケアシステムをさらに充実させ、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう高齢者のニーズに応じ、介護保険サービスをはじめとする様々な社会資源が有機的に結びついて、包括的に提供されていく仕組みづくりが求められています。

2. 計画の位置づけ

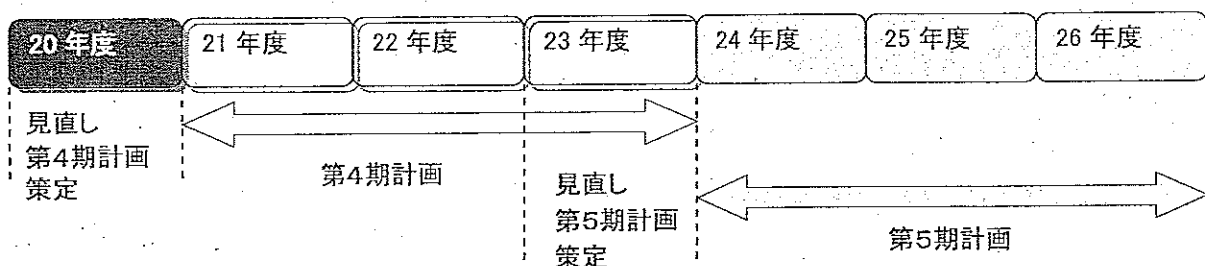
高齢者支援計画は、法定計画として老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に関するサービス見込量や整備方針等を定める「介護保険事業計画」を一体化した計画です。

なお、この計画は、流山市総合計画の福祉部門の施策及び地域福祉計画の部門別計画として位置づけられており、千葉県高齢者保健福祉計画との整合を図っていきます。



3. 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3か年とし、平成21年3月に策定した「流山市高齢者支援計画(平成21年度～平成23年度)」を見直し、策定します。



4. 策定方針

高齢化の一層の進展、高齢者を取り巻く社会環境の変化、高齢者自身の生活志向や意識の多様化、そして介護や支援を要する高齢者の増加など地域の高齢者を巡る様々な課題があります。一方、介護保険制度自体としては、平成 18 年度の大幅な改正を経て、今般さらなる地域包括ケアの推進を中心とした制度改正が行われました。こうした中で、高齢者の誰もが、いつまでも健康で、生きがいを持って暮らせるよう、健康づくり等の諸施策を推進するとともに、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムを構築し、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して、可能な限り日常生活を送ることができる地域社会づくりを推進することを計画策定の考え方の中心に据えます。

計画の策定に当たっては、高齢者等実態調査を実施し、圏域ごとに居住する高齢者の課題(どこに、どのような支援を必要としている高齢者が、どの程度生活しているか)の把握に努めるとともに、必要なサービス(課題に則した対応手法)につなげられるよう推進します。

〔市民参加を基本とした計画策定を目指します〕

◎高齢者等実態調査の実施

流山市に在住する 65 歳以上の一般高齢者及び要介護(要支援)認定者を対象にした調査、介護保険の事業者を対象にした調査を行い、市民や事業者の意向等を把握し計画の策定を進めます。

◎情報の提供

広報ながれやま、ホームページ等の活用を図り、広く情報を提供します。

◎地区懇談会の開催

計画の素案段階において、地区懇談会を開催して広く市民の意見を聴取し、計画の策定に反映します。

◎パブリックコメントの実施

各公共施設における素案の縦覧、広報ながれやまやホームページへの掲載によるパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取し、計画に反映します。

5. 策定体制

計画策定にあたっては、高齢者等実態調査の結果や介護保険制度モニターの意見を活用するとともに、庁内関係課長等による「流山市保健福祉諸計画策定委員会」、「流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」等による検討を踏まえ、「流山市福祉施策審議会」への諮問、答申を経て策定を行います。

◎流山市介護保険制度モニター

介護保険制度に対する要介護認定者等の意見、要望及び介護サービスの情報等を広く公正に聴き、介護サービスの向上と介護保険制度の充実を図るために設置されている介護保険制度モニターの意見を聴取し、計画の策定に反映します。

◎流山市保健福祉諸計画策定委員会

健康福祉部長を会長とし、関係課長等をもって組織している流山市保健福祉諸計画策定委員会で計画素案の策定、調整を行います。

◎流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会

介護保険における地域包括支援センターの円滑な運営及び地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置された協議会の意見を聴取し、計画の策定に反映します。

◎流山市福祉施策審議会

市の附属機関である福祉施策審議会に高齢者支援計画の策定について諮問し、計画の策定状況に応じて開催し審議会の意見を反映しながら計画づくりを推進し、審議会の答申を経て策定します。

第2章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

元気です いきいき あんしん 流山

本市は、総合計画の中で、「誰もが充実した生涯をおくることのできる流山」を福祉部門施策の大綱として掲げ、市民福祉の充実を図っています。平成22年度からスタートした後期基本計画では具体的な都市のイメージを「都心から一番近い森のまち」としています。これは、人にも自然にも優しいまち、都心から一番近い便利で心やすらぐ森のまちを表したものです。また、まちづくりの基本方針として「健康・長寿社会のまちづくり」、「子育てにやさしいまちづくり」、「安心安全のまちづくり」、「良質で元気なまちづくり」、「地球環境にやさしいまちづくり」の5つの方針を定め、将来都市像の実現に努めています。また、本市は平成19年1月の市制施行40周年を機に、「健康都市宣言」を行い、同年4月には健康都市連合日本支部に加盟し、WHOが提唱している健康都市の理念に基づき健康施策を推進しています。

今後、高齢化が一層進展していく中で、高齢者が生きがいをもって充実した生活を送ることができる地域社会の実現に向けて、これまでも実施してきた予防重視型の取り組みを一層推進し、健康寿命の延伸を図っていく必要があります。

一方、加齢により心身が衰え、何らかの支援が必要となった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、行政、市民、団体、企業等が協働し、「自助・共助・公助」の考え方にたって、高齢者一人ひとりの権利を尊重した施策を推進することとし、「元気です いきいき あんしん 流山」を目指します。

2. 基本目標

基本目標1：いつまでも元気で暮らせる健康づくり

健康の保持・増進及び介護予防をすることにより、単に疾病がないという状態だけではなく、心身ともに自立した状態で健康寿命の延伸を図ります。

基本目標2：生きがいのある地域づくり

高齢者の社会参加を促進し、健康で活力にあふれた生涯の実現を目指します。また、高齢者自らが高齢社会を支える一員として、より積極的に社会参加することのできる環境づくりを進めます。

基本目標3：地域包括ケアの体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるようにするため、地域包括支援センターを中心として、保健、医療、福祉等の関係機関の連携や、様々な地域団体の活動との連携のもと、地域包括ケア体制の構築を目指します。

基本目標4：在宅での生活の継続を支える仕組みづくり

高齢者が在宅での生活を継続していくことができるように、要支援・要介護認定を受ける前の段階から利用できる高齢者保健福祉サービス等を整備し、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる体制を整えます。

基本目標5：高齢者を支える介護体制づくり

介護が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービスを利用することで健康状態の悪化を防ぎ、有意義な生活を送ることができるように、介護保険事業の適正な運営を図り、サービスの安定的な提供を図ります。

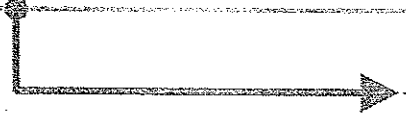
3. 施策の体系

【基本理念】

元気です いきいき あんしん 流山

【基本目標1】

いつまでも元気で暮らせる健康づくり

- 
1. 健康づくりの啓発・推進
 2. 健康保持・増進（一次予防）
 3. 疾病の早期発見・早期治療（二次予防）

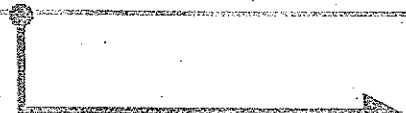
【基本目標2】

生きがいのある地域づくり

- 
1. 生きがい対策の充実
 2. 就業の支援
 3. 社会参加の促進
 4. 外出の支援

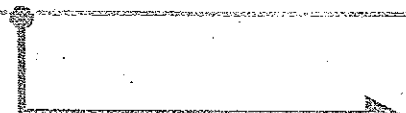
【基本目標3】

地域包括ケアの体制づくり

- 
1. 地域包括ケアの推進
 2. 地域包括支援センターの充実強化
 3. 医療との連携の推進
 4. 認知症高齢者対策の推進
 5. 高齢者の権利擁護に係る施策の推進

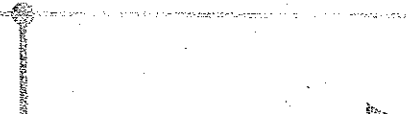
【基本目標4】

在宅での生活の継続を支える仕組みづくり

- 
1. 高齢者福祉サービスの充実
 2. 高齢者の居住に係る施策との連携

【基本目標5】

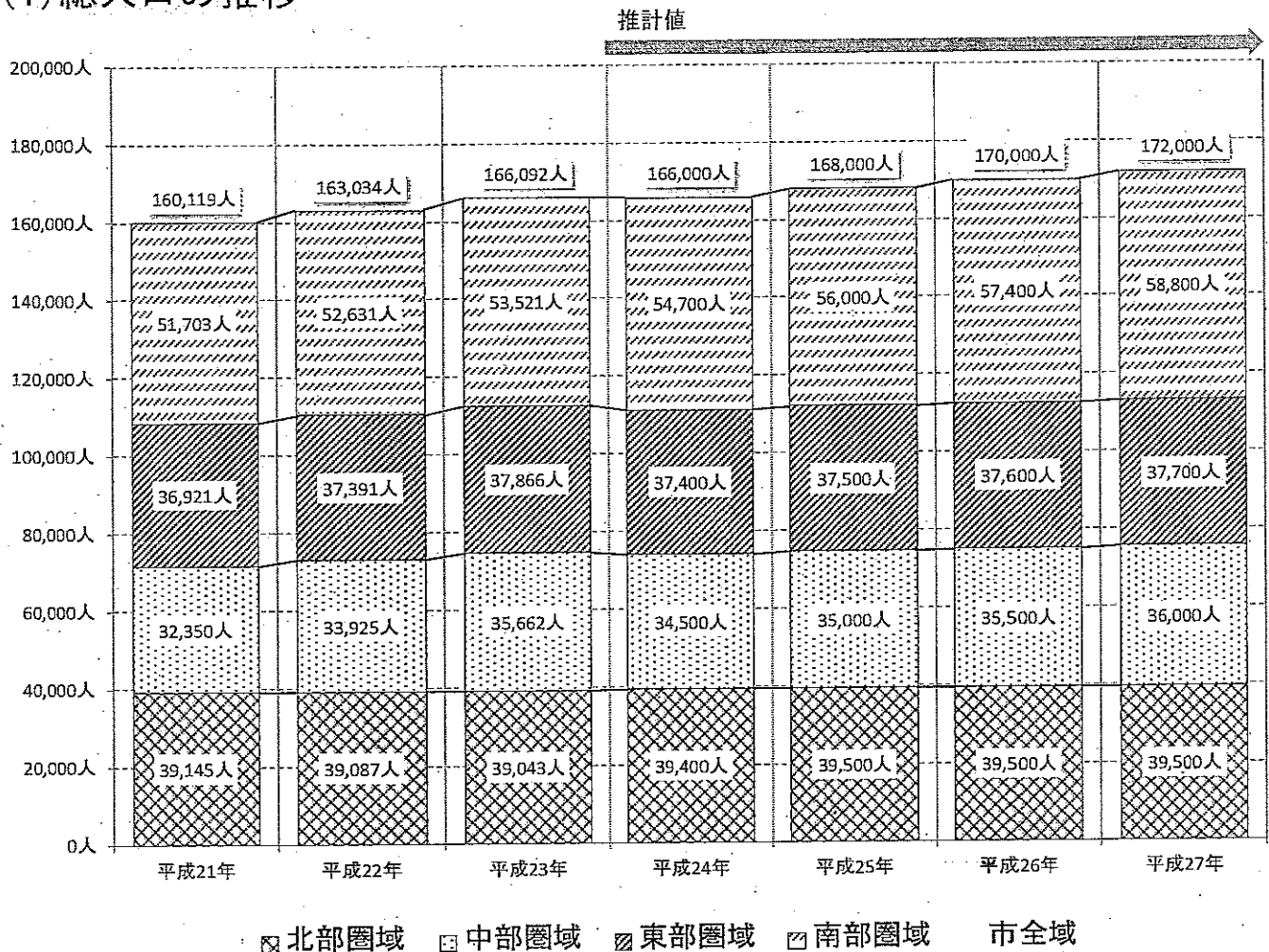
高齢者を支える介護体制づくり

- 
1. 予防給付サービスの推進
 2. 介護給付サービスの推進
 3. 地域密着型サービスの推進
 4. その他サービスの推進

第3章 流山市における高齢者の現状

1. 日常生活圏域別に見た高齢者の状況

(1) 総人口の推移



※平成23年までの実績値は住民基本台帳、外国人登録に基づく合計の値 各年4月1日現在

※人口推計については、流山市後期基本計画策定に伴う将来人口推計データ(平成21年時点の推計)を使用(本計画では、団塊の世代が65歳以上の高齢者となる平成27年を長期的な目標としているため、平成27年までの期間を推計)

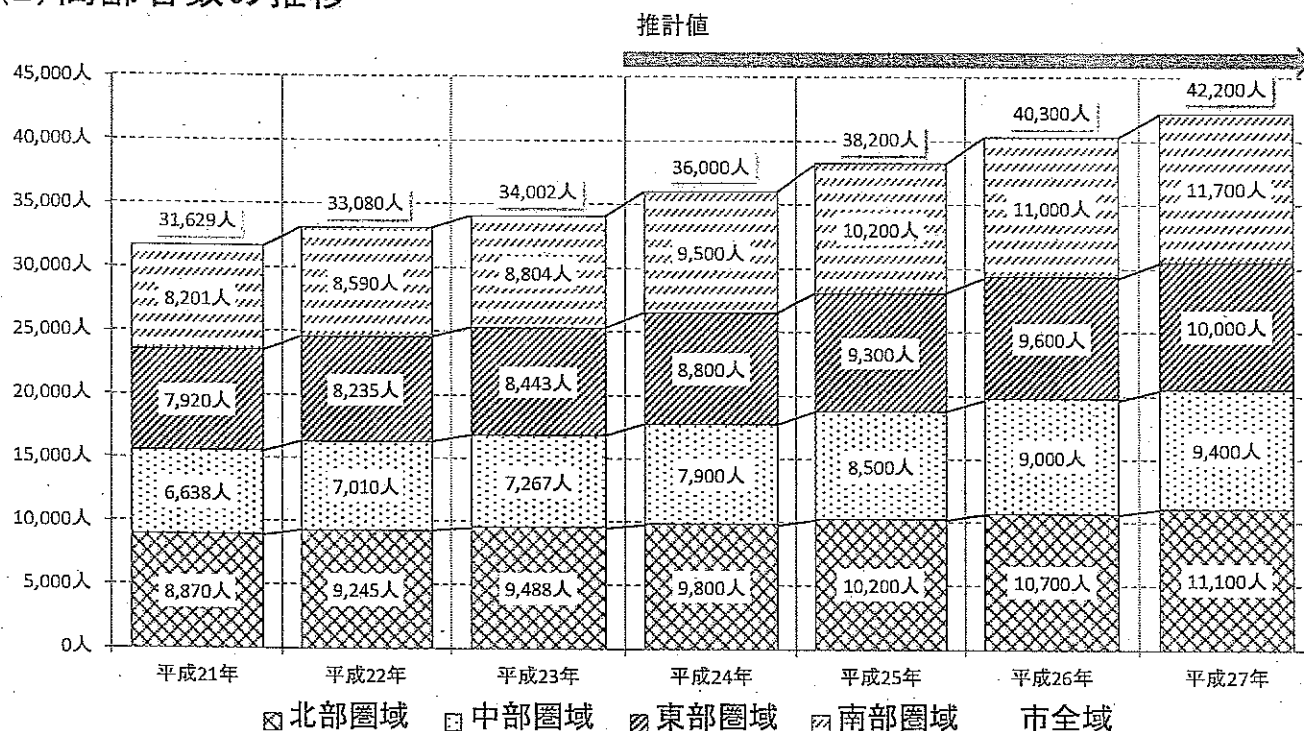
※実績値は実数、推計値は百の位を四捨五入して、1,000人単位で表示しています(圏域別の内訳については総人口に合わせて100人単位で調整)

人口推計は、市内の4圏域(北部圏域、中部圏域、東部圏域、南部圏域)ごとに男女1歳階級別に推計を行い、4圏域の合計値を市全域の推計値として整理しています。

人口の推移をみると、総人口は緩やかな上昇傾向にあり、平成24年以降の推計値も緩やかに上昇するものと推計され、本計画の最終年である平成26年には約170,000人と平成23年に比べ、約4,000人の人口増が見込まれます。

圏域別にみると、平成26年にかけて、南部圏域では人口増が見込まれます。

(2) 高齢者数の推移



※平成23年までの実績値は住民基本台帳、外国人登録に基づく合計の値 各年4月1日現在

※人口推計については、流山市後期基本計画策定に伴う将来人口推計データ(平成21年時点の推計)を使用(本計画では、団塊の世代が65歳以上の高齢者となる平成27年を長期的な目標としているため、平成27年までの期間を推計)

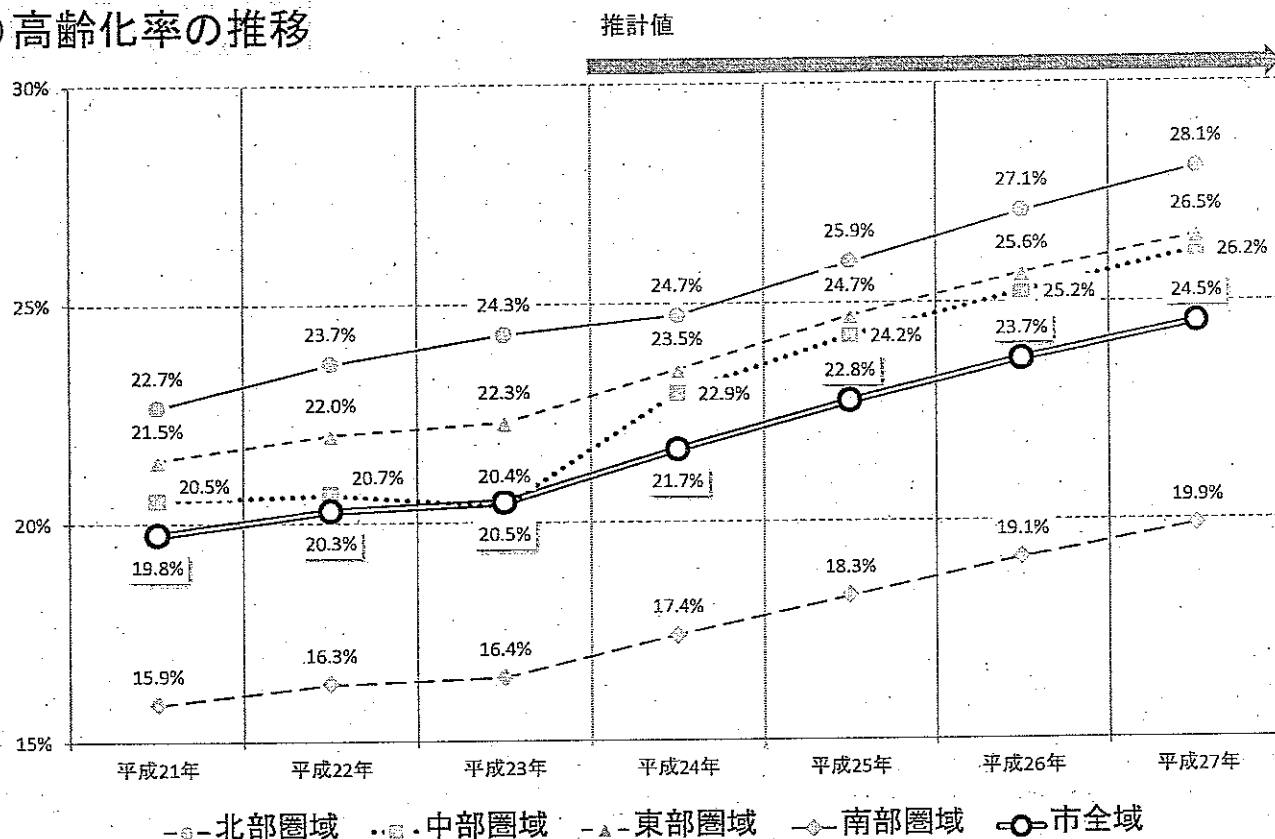
※実績値は実数、推計値は十の位を四捨五入して、100人単位で表示しています(圏域別の内訳については、高齢者総数に合わせて100人単位で調整)

人口推計は、市内の4圏域(北部圏域、中部圏域、東部圏域、南部圏域)ごとに男女1歳階級別に推計を行い、4圏域の合計値を市全域の推計値として整理しています。

高齢者数の推移をみると、増加傾向を示しており、平成26年には平成23年に対して約6,000人増の40,300人となっており、総人口の増加(約4,000人)を大幅に上回っています。

圏域別にみると、いずれの圏域においても高齢者数は増加しており、特に中部圏域と南部圏域では、平成23年に対して、平成26年にはそれぞれ1.2倍以上の増加が見込まれています。

(3) 高齢化率の推移



※平成23年までの実績値は住民基本台帳、外国人登録に基づく合計の値 各年4月1日現在

※人口推計については、流山市後期基本計画策定に伴う将来人口推計データ(平成21年時点の推計)を使用(本計画では、団塊の世代が65歳以上の高齢者となる平成27年を長期的な目標としているため、平成27年までの期間を推計)

※推計人口に基づく高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)の算出に際しては、小数点以下の値を持つ本来の推計値を使用して算出しています

人口推計は、市内の4圏域(北部圏域、中部圏域、東部圏域、南部圏域)ごとに男女1歳階級別に推計を行い、4圏域の合計値を市全域の推計値として整理しています。

<参考>千葉県及び国の高齢化率との比較

	平成21年	平成22年	平成23年
流山市	19.8%	20.3%	20.5%
千葉県	19.9%	20.5%	20.8%
国	22.7%	23.0%	23.2%
県高齢化率との差	-0.1 ポイント	-0.2 ポイント	-0.3 ポイント
国高齢化率との差	-2.9 ポイント	-2.7 ポイント	-2.7 ポイント

※千葉県の高齢化率は、県統計課「千葉県年齢別・町丁字別人口」各年4月1日現在

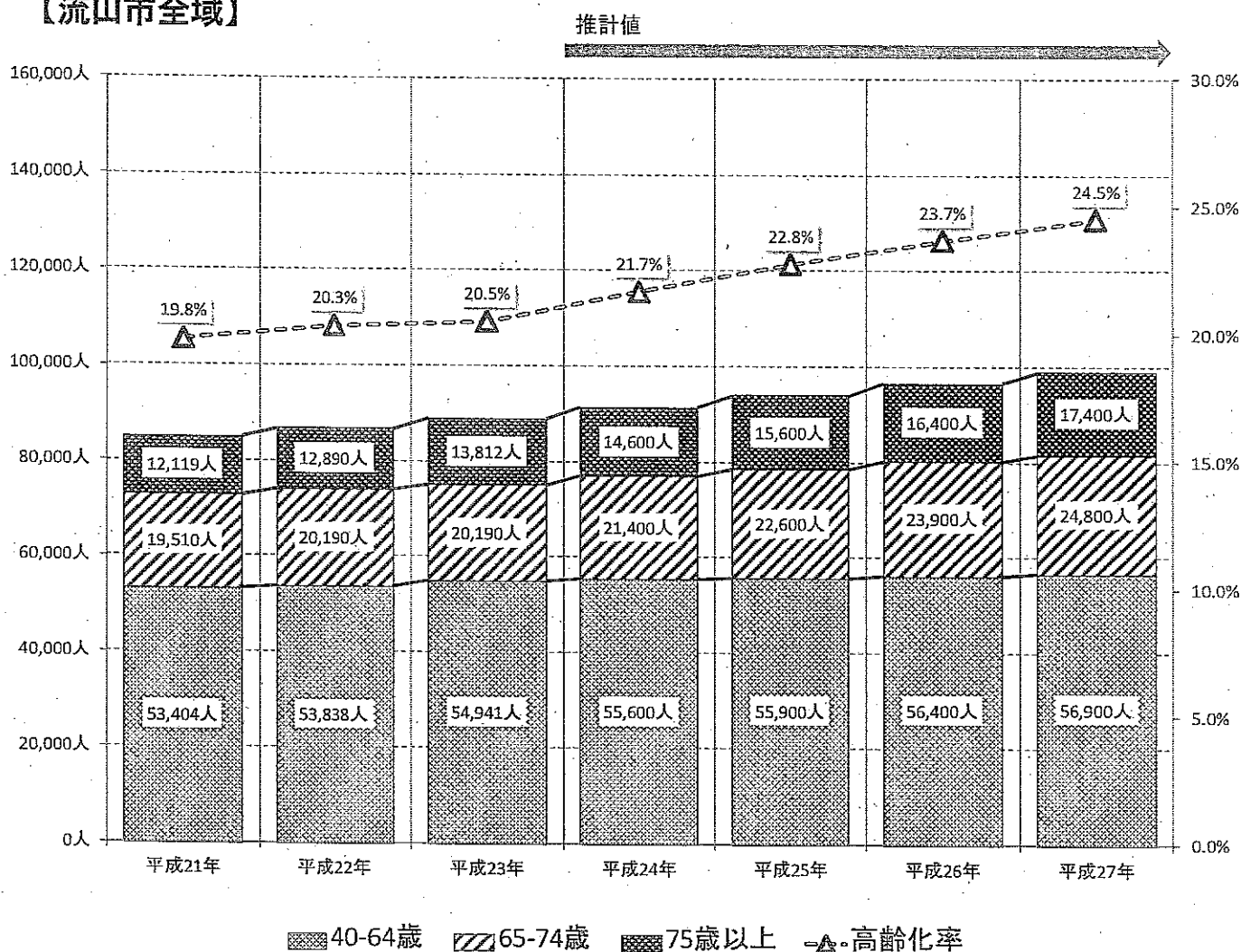
※国の高齢化率は、総務省統計局「人口推計」各年4月1日現在

高齢化率の推移をみると、平成23年の市全域の高齢化率は20.5%と約5人に1人は高齢者という状況にあります。平成26年にかけて高齢化率は上昇傾向を示しており、平成26年の市全域の高齢化率は23.7%、北部圏域(27.1%)、中部圏域(25.2%)、東部圏域(25.6%)ではいずれも市全域よりも高い高齢化率となっています。

南部圏域の高齢化率はその他の圏域に比べると低いものの、高齢化率は上昇傾向を示しており、平成26年には19.1%まで上昇しています。また4圏域の中では、北部圏域の高齢化率が最も高くなっています。

千葉県の高齢化率と比べると、平成21年から平成23年では、各年ともに県の高齢化率をわずかに下回っており、県高齢化率との差は拡大傾向にあります。国の高齢化率との差はわずかに縮小傾向にあります。

(4) 圏域別にみた高齢者数等の推移 【流山市全域】



※平成 23 年までの実績値は住民基本台帳、外国人登録に基づく合計の値 各年 4 月 1 日現在

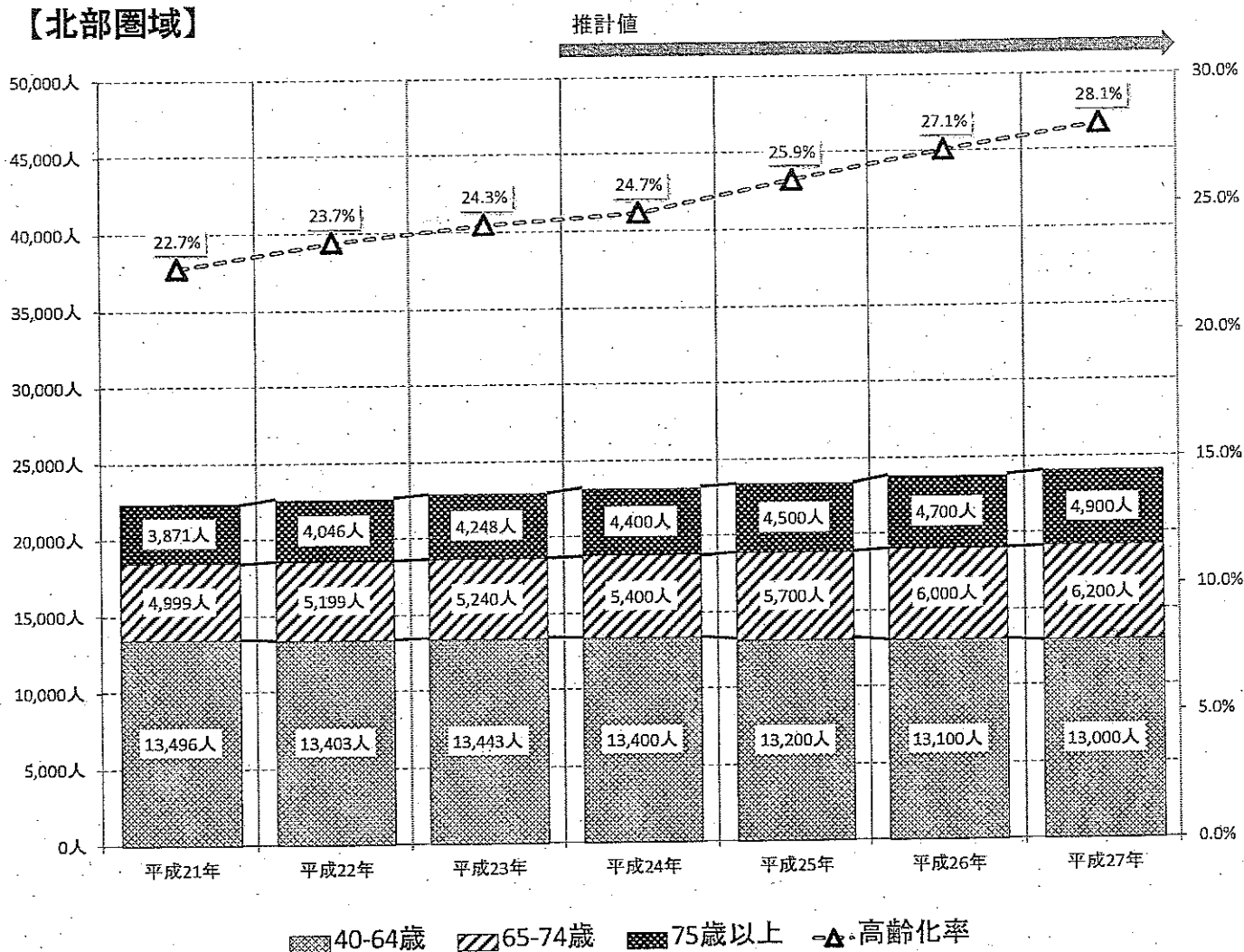
※人口推計については、流山市後期基本計画策定に伴う将来人口推計データ(平成 21 年時点の推計)を使用(本計画では、団塊の世代が 65 歳以上の高齢者となる平成 27 年を長期的な目標としているため、平成 27 年までの期間を推計)

※実績値は実数、推計値は十の位を四捨五入して、100 人単位で表示しています(年齢別の内訳については 100 人単位で調整)

人口推計は、市内の4圏域(北部圏域、中部圏域、東部圏域、南部圏域)ごとに男女1歳階級別に推計を行い、4圏域の合計値を市全域の推計値として整理しています。

本計画における主な対象となる 40 歳以上の人口推移をみると、市全域では各年齢層とも増加傾向にあります。平成 23 年から平成 26 年にかけて、「40-64 歳」は 1,459 人、「65-74 歳」の前期高齢者は 3,110 人、「75 歳以上」の後期高齢者は 2,588 人の増加があり 65 歳以上の高齢者の増加が見込まれます。

【北部圏域】



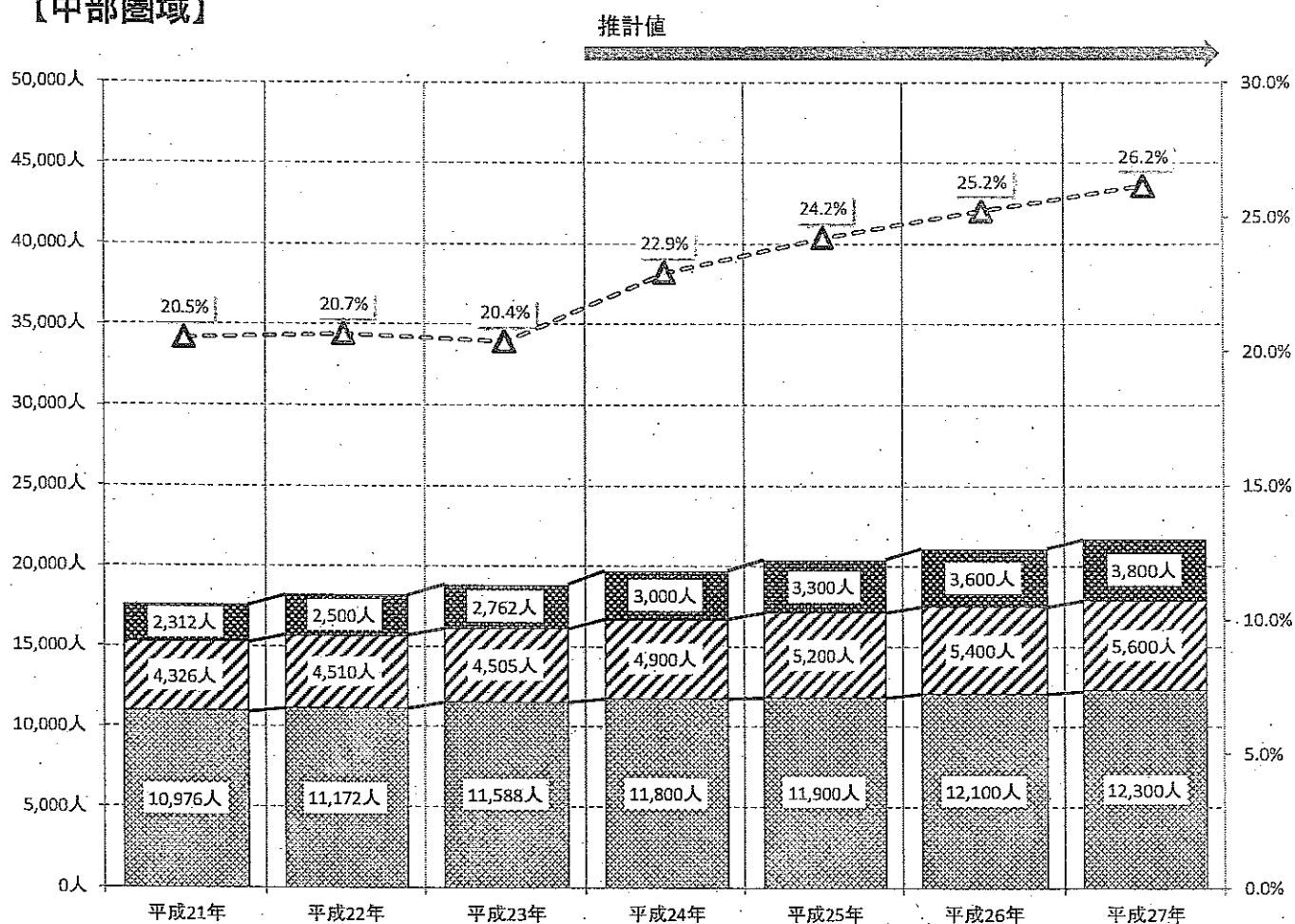
※平成 23 年までの実績値は住民基本台帳、外国人登録に基づく合計の値 各年 4 月 1 日現在

※人口推計については、流山市後期基本計画策定に伴う将来人口推計データ(平成 21 年時点の推計)を使用(本計画では、団塊の世代が 65 歳以上の高齢者となる平成 27 年を長期的な目標としているため、平成 27 年までの期間を推計)

※実績値は実数、推計値は十の位を四捨五入して、100 人単位で表示しています(年齢別の内訳については 100 人単位で調整)

本計画における主な対象となる 40 歳以上の圏域別人口推移をみると、北部圏域では、平成 23 年から平成 26 年にかけて、「40-64 歳」は 343 人の減少に対し、「65-74 歳」の前期高齢者は 760 人、「75 歳以上」の後期高齢者は 452 人といずれも増加傾向にあり、65 歳以上の高齢者数の増加が見込まれます。

【中部圏域】



■ 40-64歳 ▨ 65-74歳 ▤ 75歳以上 ▲ 高齢化率

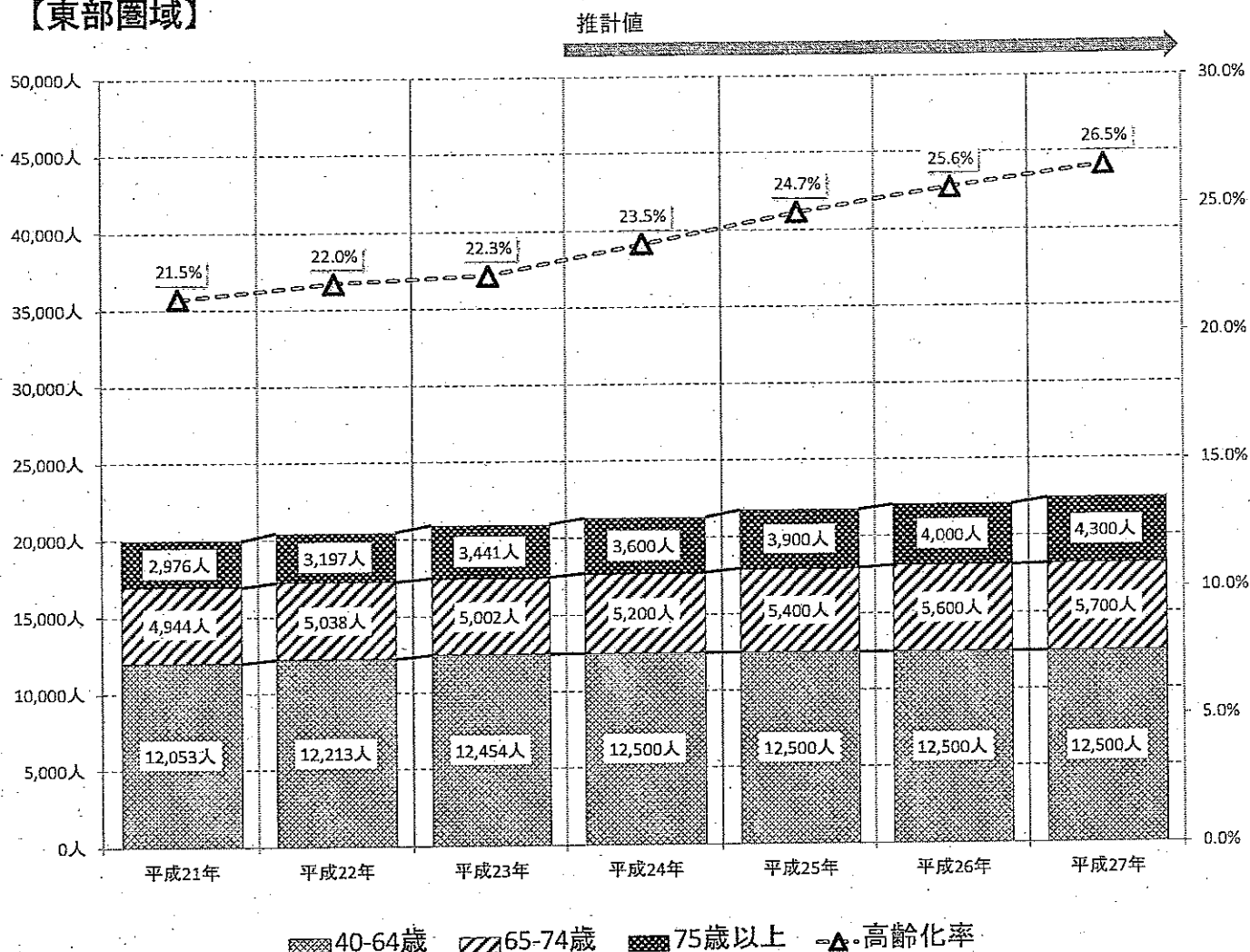
※平成23年までの実績値は住民基本台帳、外国人登録に基づく合計の値 各年4月1日現在

※人口推計については、流山市後期基本計画策定に伴う将来人口推計データ(平成21年時点の推計)を使用(本計画では、団塊の世代が65歳以上の高齢者となる平成27年を長期的な目標としているため、平成27年までの期間を推計)

※実績値は実数、推計値は十の位を四捨五入して、100人単位で表示しています(年齢別の内訳については100人単位で調整)

本計画における主な対象となる40歳以上の圏域別人口推移をみると、中部圏域では、平成23年に対し平成26年では、「40-64歳」は512人、「65-74歳」の前期高齢者は895人、「75歳以上」の後期高齢者は838人といずれも増加傾向にあり、65歳以上の高齢者の増加が見込まれます。

【東部圏域】



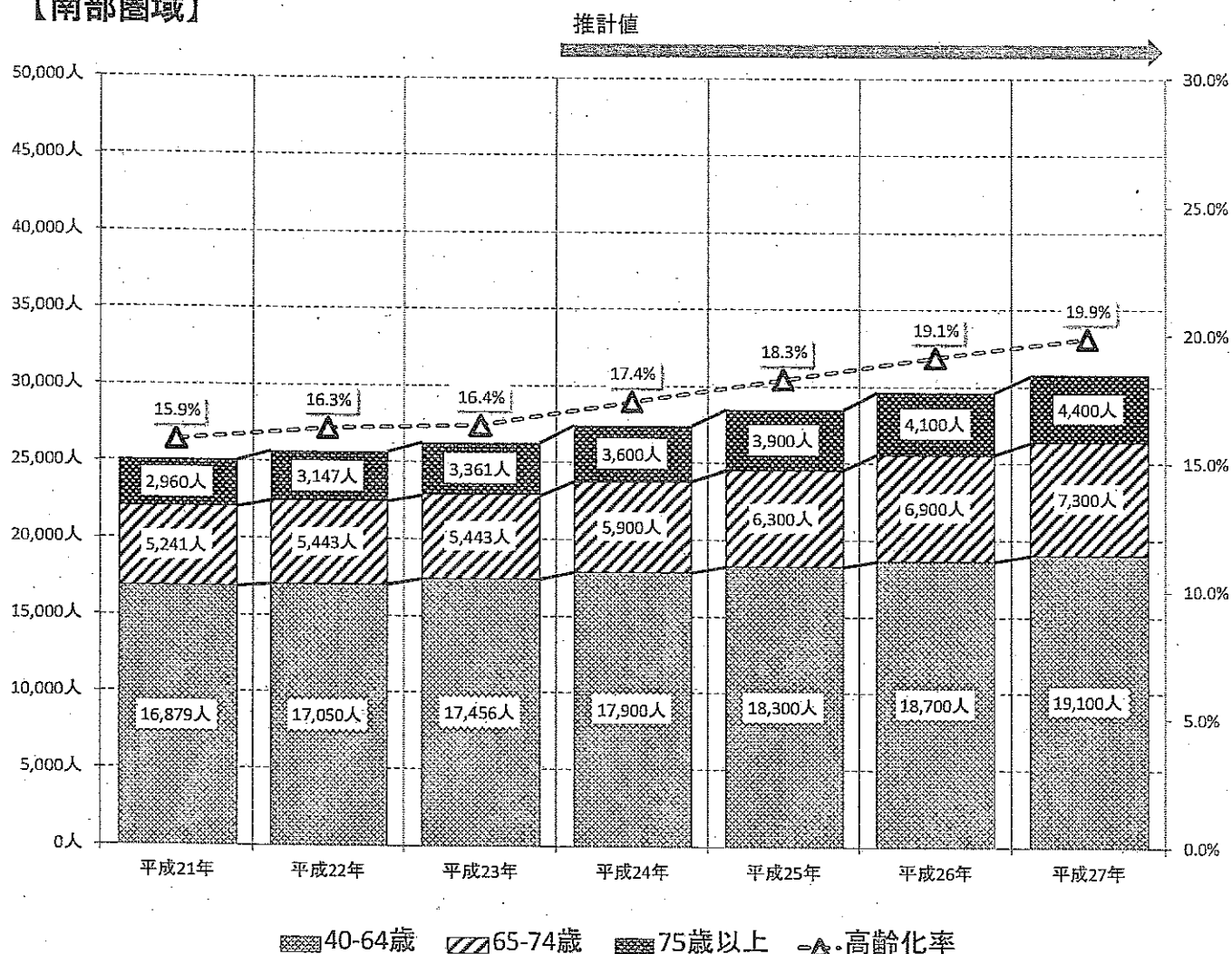
※平成 23 年までの実績値は住民基本台帳、外国人登録に基づく合計の値 各年 4 月 1 日現在

※人口推計については、流山市後期基本計画策定に伴う将来人口推計データ(平成 21 年時点の推計)を使用(本計画では、団塊の世代が 65 歳以上の高齢者となる平成 27 年を長期的な目標としているため、平成 27 年までの期間を推計)

※実績値は実数、推計値は十の位を四捨五入して、100 人単位で表示しています(年齢別の内訳については 100 人単位で調整)

本計画における主な対象となる 40 歳以上の圏域別人口推移をみると、東部圏域では、平成 23 年から平成 26 年にかけて「40-64 歳」は 46 人、「65-74 歳」の前期高齢者は 598 人、「75 歳以上」の後期高齢者は 559 人といずれも増加傾向にあり、65 歳以上の高齢者の増加が見込まれます。

【南部圏域】



※平成 23 年までの実績値は住民基本台帳、外国人登録に基づく合計の値 各年 4 月 1 日現在

※人口推計については、流山市後期基本計画策定に伴う将来人口推計データ(平成 21 年時点の推計)を使用(本計画では、団塊の世代が 65 歳以上の高齢者となる平成 27 年を長期的な目標としているため、平成 27 年までの期間を推計)

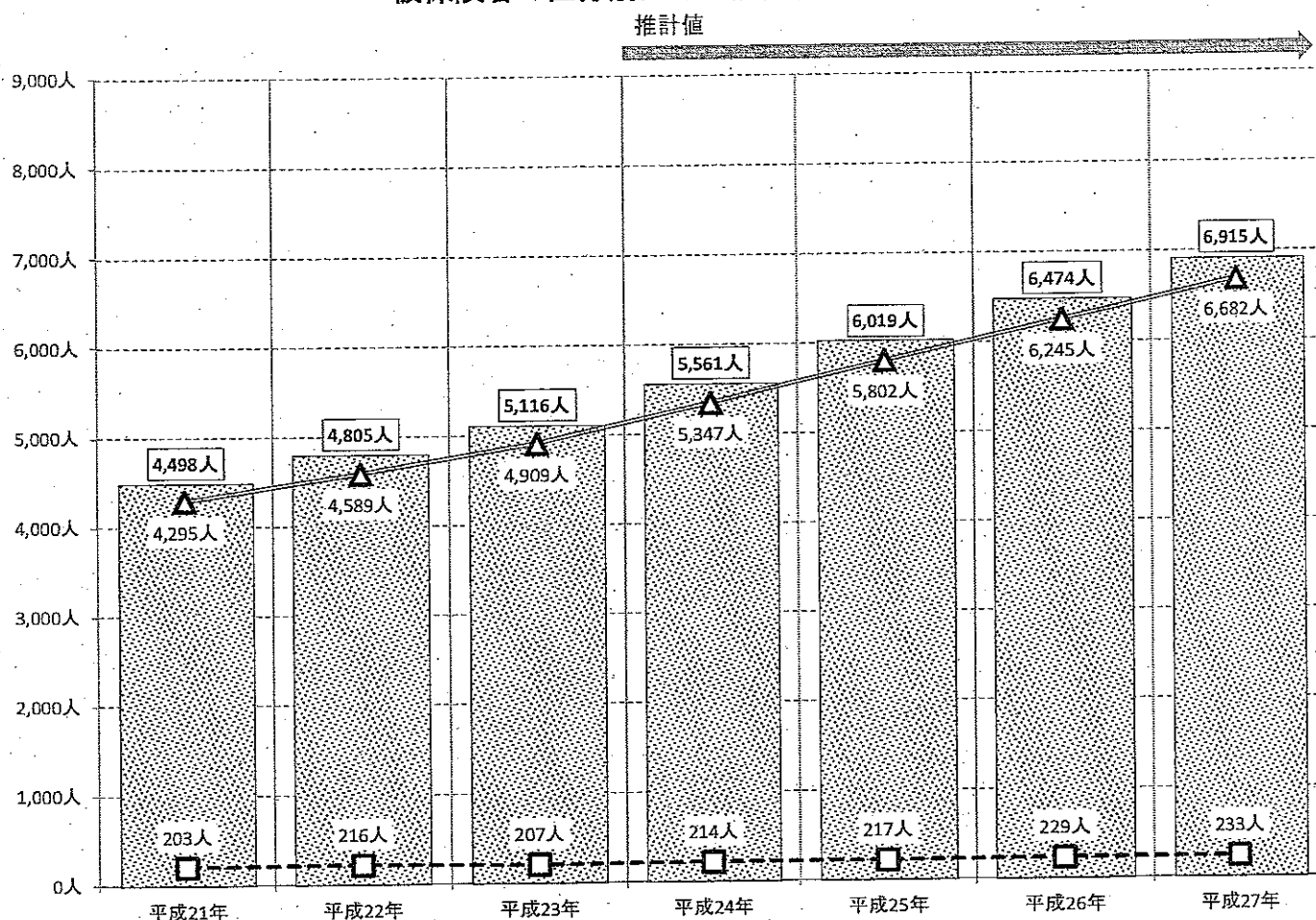
※実績値は実数、推計値は十の位を四捨五入して、100 人単位で表示しています(年齢別の内訳については 100 人単位で調整)

本計画における主な対象となる 40 歳以上の圏域別人口推移をみると、南部圏域では、平成 23 年から平成 26 年にかけて、「40-64 歳」は約 1,244 人と他の圏域に比べ大きく増加傾向にあります。

一方、「65-74 歳」の前期高齢者は 1,457 人、「75 歳以上」の後期高齢者は 739 人といずれも増加傾向にあり、65 歳以上の高齢者の増加が見込まれます。

(5) 要支援・要介護認定者数の推移

被保険者の区分別にみた認定者数の推移



要支援・要介護認定者数 計 ▲ 第1号被保険者(65歳以上) □ 第2号被保険者(40-64歳)

※平成23年までの実績値は「流山の保健・福祉」の値 各年3月31日現在

※平成24年以降の推計値については、平成23年までの人口(各年4月1日現在)に占める認定者数の割合に基づいて、人口推計の結果(各年4月1日現在)にその割合を乗じることによって算出(本計画では、団塊の世代が高齢者となる平成27年を長期的な目標としているため、平成27年までの期間を推計)

※各年4月1日現在の人口推計に割合を乗じて認定者数を算出しているため、平成24年以降の認定者数の推計値は各年4月1日現在のものとなっています

認定者数の推計は、40-64歳、65-74歳、75歳以上の各層の人口に対して認定者の占める割合を算出し、平成21～23年の各年の値を平均したものを認定者の出現率として設定して、平成24年以降の人口推計の結果に掛け合わせて算出しています。

要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者数は平成21～23年にかけて増加傾向にあり、平成24年以降の推計値においても認定者数は増加すると推計されます。(平成26年には6,474人と平成23年に比べ、1.27倍となる1,358人の増加)

認定者数の推移をみると、第2号被保険者はほぼ横ばいで推移するものと推計されているのに対し、第1号被保険者では平成23年から平成26年にかけて1,336人の増加が見込まれます。

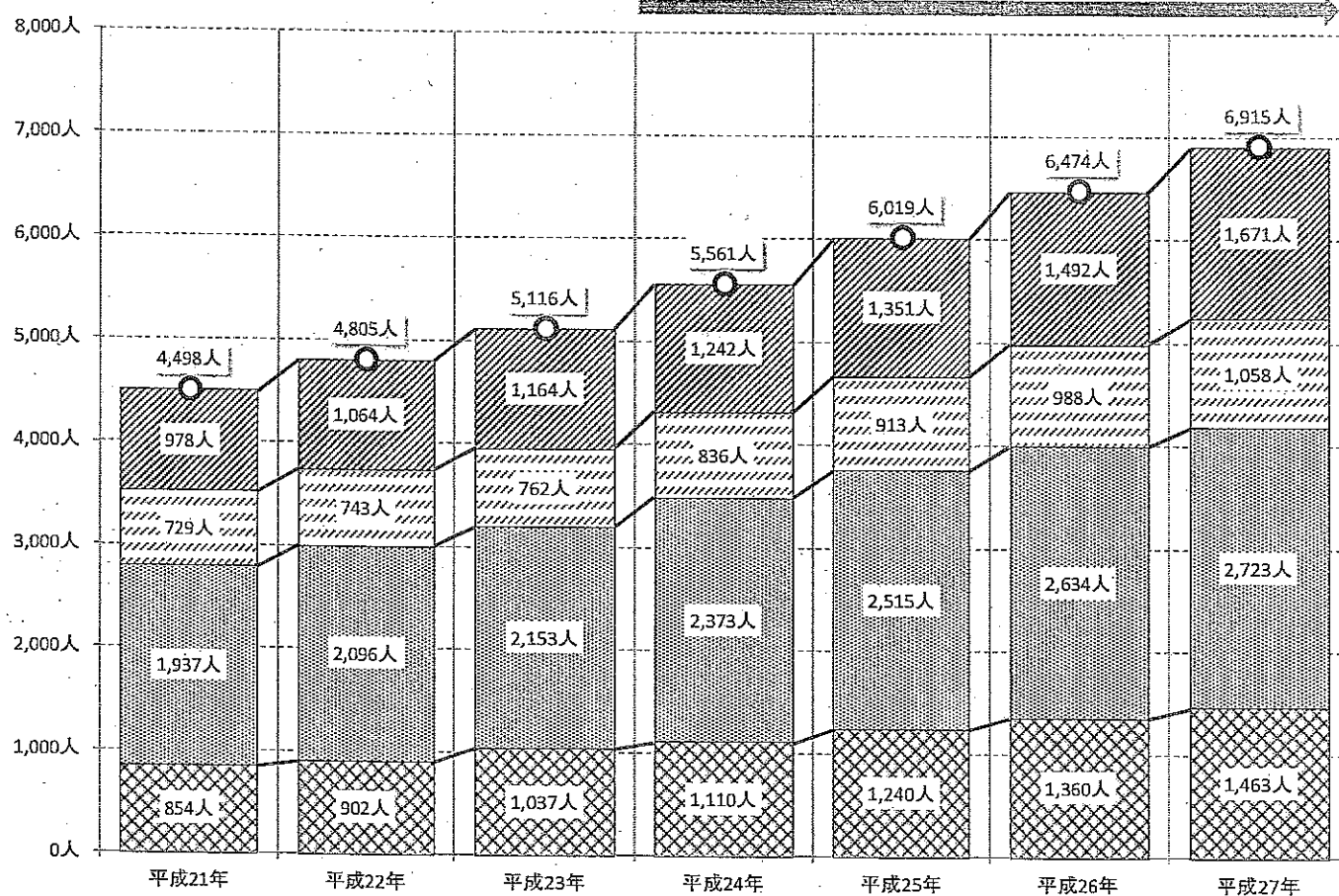
【被保険者とは】—「介護保険法」より

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)が行う介護保険の被保険者とする。

- 一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)
- 二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)

介護度別にみた認定者数の推移

推計値



☒ 要支援1・2 ☒ 要介護1・2 ☒ 要介護3 ☒ 要介護4・5 ○ 要支援・要介護認定者数 計

※平成 23 年までの実績値は「流山の保健・福祉」の値 各年 3 月 31 日現在

※平成 24 年以降の推計値については、平成 23 年までの人口（各年 4 月 1 日現在）に占める認定者数の割合に基づいて、人口推計の結果（各年 4 月 1 日現在）にその割合を乗じることによって算出（本計画では、団塊の世代が高齢者となる平成 27 年を長期的な目標としているため、平成 27 年までの期間を推計）

※各年 4 月 1 日現在の人口推計に割合を乗じて認定者数を算出しているため、平成 24 年以降の認定者数の推計値は各年 4 月 1 日現在のものとなっています

要支援・要介護度別にみると、いずれの介護度においても増加傾向にあり、平成 24 年以降も増加が見込まれます。

平成 23 年に対する平成 26 年の伸びをみると、「要支援1・2」は 1.31 倍、「要介護3」は 1.30 倍の伸びとなっており、「要支援1・2」及び「要介護3」の大幅な増加が見込まれます。

2. 調査結果から見られる流山市の高齢者の状況

(1) 調査の概要

本計画策定の基礎資料とするために、平成23年4月6日～4月19日に「高齢者等実態調査」を行いました。高齢者等実態調査には、日常圏域ニーズ調査の項目を盛り込んだ内容になっています。

調査の概要は以下の通りです。

調査種別（対象）	調査方法	発送数	有効回収数	有効回収率
65歳以上一般高齢者	質問紙による郵送調査	2,000票	1,621票	81.1%
要支援・要介護認定を受けている高齢者（在宅）	〃	1,000票	629票	62.9%
介護保険サービス提供事業者	〃	150票	115票	76.7%
全体	〃	3,150票	2,365票	75.1%

(2) 健康リスクの傾向分析

■高齢者等実態調査結果に基づく健康リスクの傾向分析の考え方

本市が実施した高齢者等実態調査において、「運動器」、「閉じこもり予防」、「転倒」、「栄養」、「口腔」、「認知症予防」、「認知機能障害」、「うつ予防」、「虚弱」の9項目に関するリスクがあると思われる回答者の状況及び基本チェックリスト項目による回答者の状況により健康リスクの傾向を分析しました。

■回答者の分布状況

高齢者等実態調査における日常生活圏域ニーズ調査項目は「65歳以上一般高齢者」、「要支援・要介護認定を受けている高齢者（在宅）」のそれぞれを対象とした調査において共通の設問となっています。

健康リスクの分析は、調査票回答時の介護・介助の必要性、介護度などに基づいて分析を行うため、調査票の対象区分とは異なる介護度に変化していることもあり（在宅認定者対象調査で回答時には状態が改善して介護を必要としなくなっている場合など）、両対象者の調査結果を合算し、調査票の回答状況により、以下の回答者分布に基づいて分析を行っています。

<性別>	男性	女性
65～69歳	322人	298人
70～74歳	298人	252人
75～79歳	196人	197人
80～84歳	122人	179人
85歳以上	99人	229人
合計	2,250人 (無回答=58人)	

<認定状況別>	介護不要	非認定	要支援	要介護
65～69歳	541人	13人	7人	21人
70～74歳	422人	16人	13人	45人
75～79歳	268人	14人	29人	47人
80～84歳	133人	18人	43人	85人
85歳以上	82人	16人	46人	151人
合計	2,250人 (無回答=240人)			

※認定状況については調査票の設問における回答内容に基づいて整理しています。

※「介護不要」は「介護・介助は必要ない」と回答した人となっています。

※「非認定」は「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、「現在、何らかの介護を受けている」と回答した人の中で、「認定を受けていない」に回答した人となっています。

※性別、年齢、認定状況において、いずれかの設問で無回答の回答者は傾向分析ができないため分析対象から除外しています。

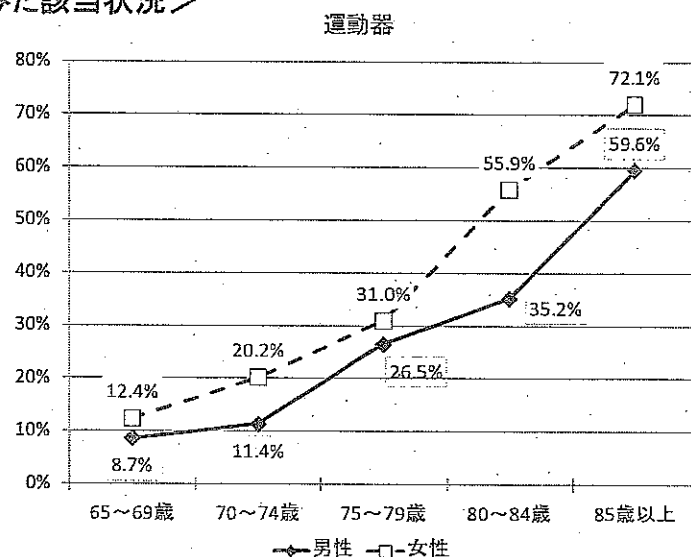
①運動器リスクの該当状況

<該当状況の考え方>

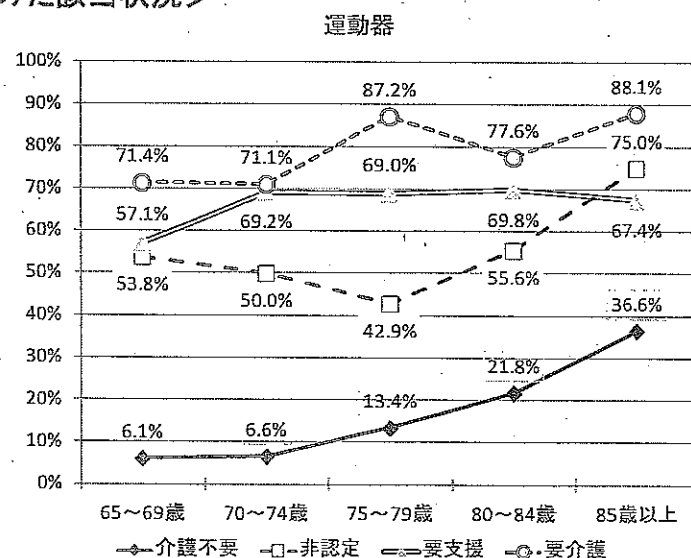
- 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか＝(いいえ)
- 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか＝(いいえ)
- 15分位続けて歩いていますか＝(いいえ)
- この1年間に転んだことがありますか＝(はい)
- 転倒に対する不安は大きいですか＝(はい)

3項目以上該当した場合、運動器における該当者(リスク者)と判断

<性・年齢別にみた該当状況>



<認定状況別にみた該当状況>



運動器リスクの状況をみると、性・年齢別では男女とも加齢にともなってリスクが高くなり、男性に比べ女性の方が高くなっています。

認定状況別では、「非認定」では80歳以上の半数以上でリスクがある結果となっています。「介護不要」でも加齢にともなってリスクが高い状況となっています。

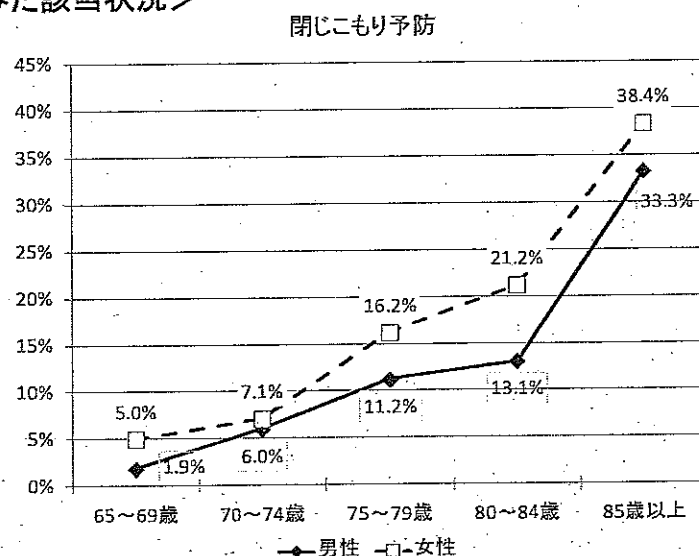
②閉じこもり予防リスクの該当状況

＜該当状況の考え方＞

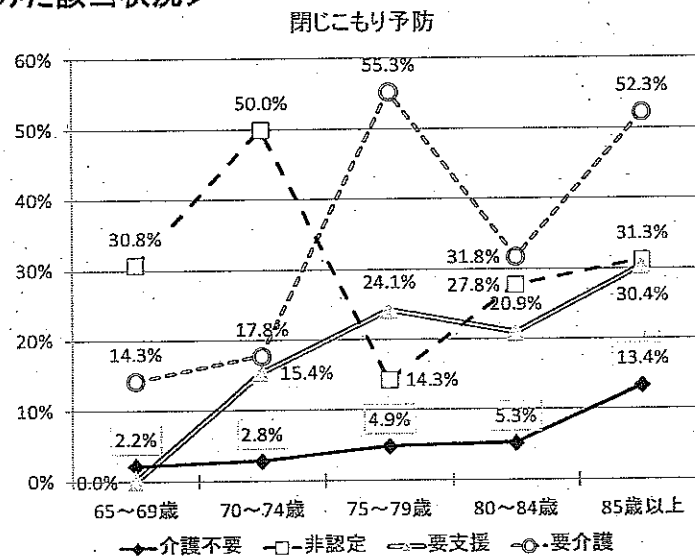
■週に1回以上は外出していますか＝(いいえ)

該当した場合、閉じこもり予防における該当者(リスク者)と判断

＜性・年齢別にみた該当状況＞



＜認定状況別にみた該当状況＞



閉じこもりリスクの状況を見ると、性・年齢別では男女とも加齢にともなってリスクが高くなり、男性に比べ女性の方が高い状況です。また、「85歳以上」になると、男女ともリスクが高くなっています。

認定状況別では、「85歳以上」ではリスクが高い状況となっています。

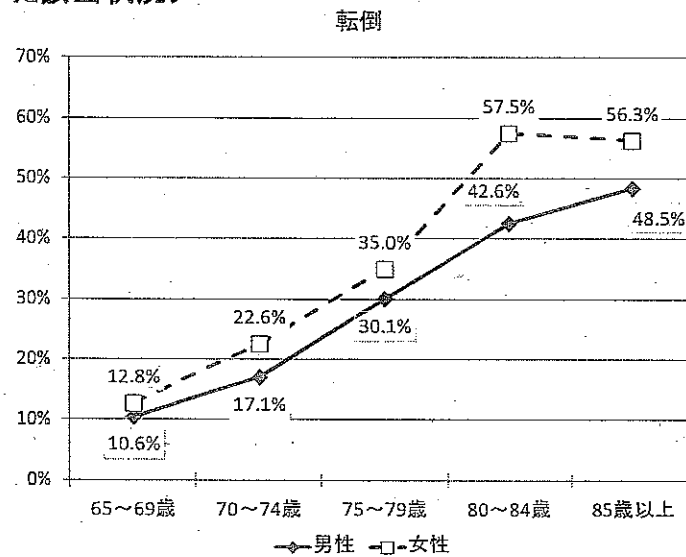
③転倒リスクの該当状況

＜該当状況の考え方＞

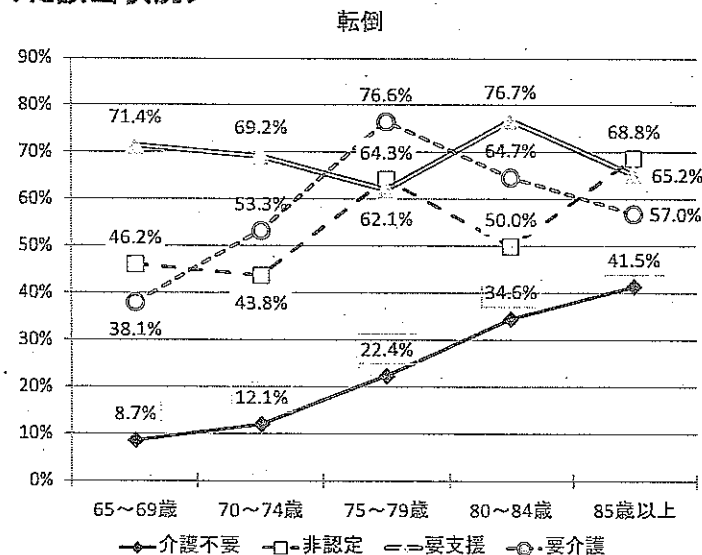
- この1年間に転んだことがありますか(はい=5点、いいえ=0)
- 背中が丸くなってきましたか(はい=2点、いいえ=0)
- 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか(はい=2点、いいえ=0)
- 杖を使っていますか(はい=2点、いいえ=0)
- 現在、医師の処方した薬を何種類飲んでますか(5種類以上=2点、それ以外=0)

合計得点6点以上で、転倒における該当者(リスク者)と判断

＜性・年齢別にみた該当状況＞



＜認定状況別にみた該当状況＞



転倒リスクの状況をみると、性・年齢別では男女とも加齢にともなってリスクの割合が高くなり男性に比べ女性の方が高くなっています。

認定状況別では、概ね「要支援」の方が「要介護」よりもリスクが高くなっており、「非認定」では、「85歳以上」のリスクは「要支援」、「要介護」と変わらないほど高くなっています。「介護不要」でも85歳以上ではリスクが4割を超え高い状況となっています。

④栄養改善リスクの該当状況

<該当状況の考え方>

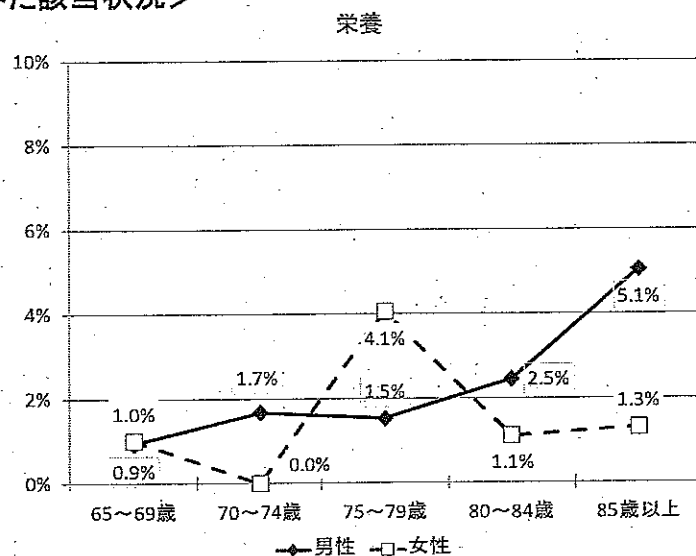
- 6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか＝(はい)
- BMI値＝(18.5未満)

両方の項目に該当した場合、栄養改善における該当者(リスク者)と判断

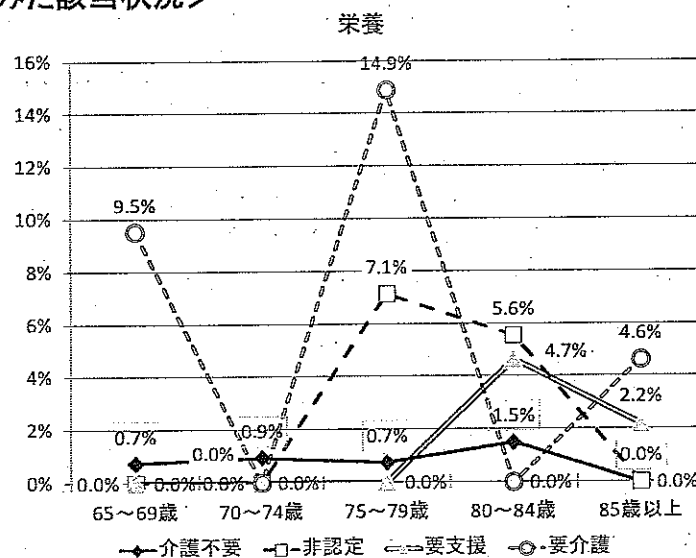
BMI値＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

※BMI値が18.5未満(標準よりも痩せている)の場合、栄養改善に関するリスクが高いと思われます

<性・年齢別にみた該当状況>



<認定状況別にみた該当状況>



栄養改善リスクの状況をみると、性・年齢別では概ね女性よりも男性の方がリスクが高くなっていますが、全体的にリスクは低い水準となっています。

認定状況別では、「要介護」の「75～79歳」のリスクが高くなっていますが、他の健康リスクに比べると全体的にリスクの割合は低い状況となっています。

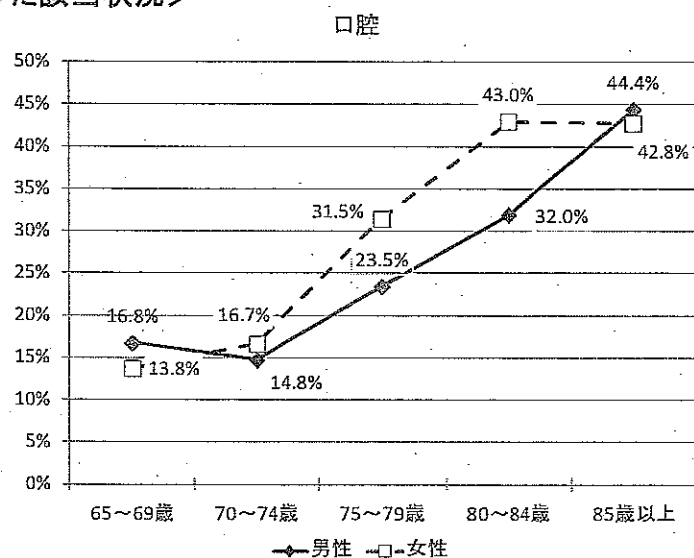
⑤口腔リスクの該当状況

<該当状況の考え方>

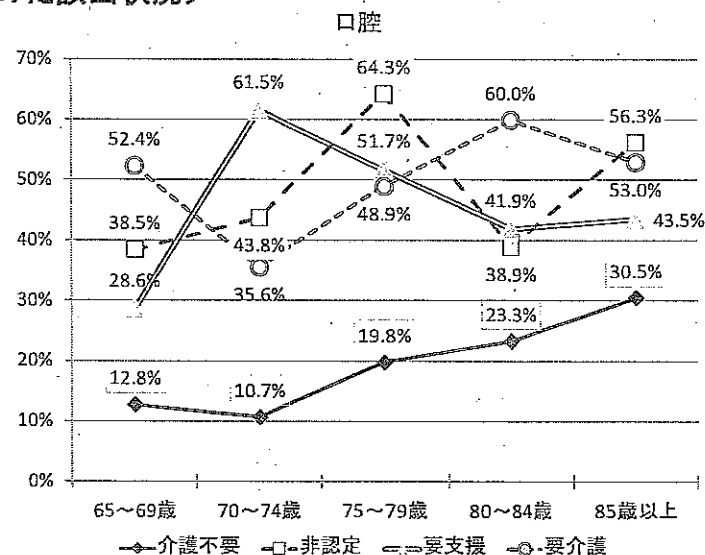
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか＝(はい)
- お茶や汁物等でむせることがありますか＝(はい)
- 口の渇きが気になりますか＝(はい)

2項目以上該当した場合、口腔における該当者(リスク者)と判断

<性・年齢別にみた該当状況>



<認定状況別にみた該当状況>



口腔リスクの状況を見ると、性・年齢別では男女とも加齢にともなってリスク高くなっています。

認定状況別では、「介護不要」のリスクは、「非認定」、「要支援」、「要介護」より低い状況となっています。

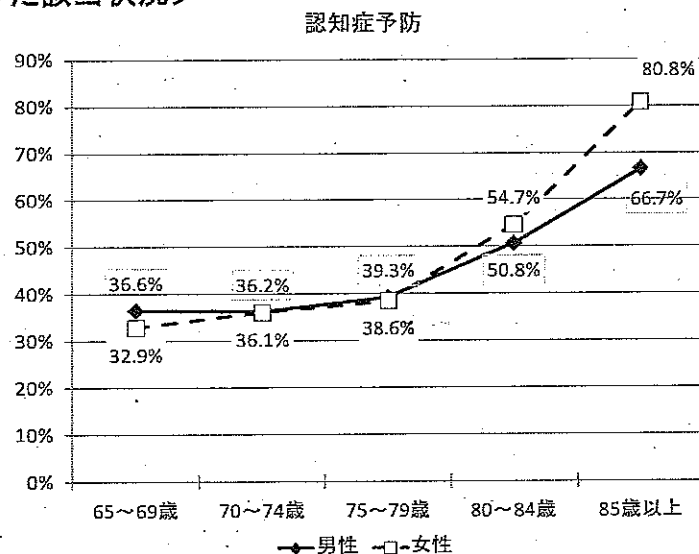
⑥認知症予防リスクの該当状況

<該当状況の考え方>

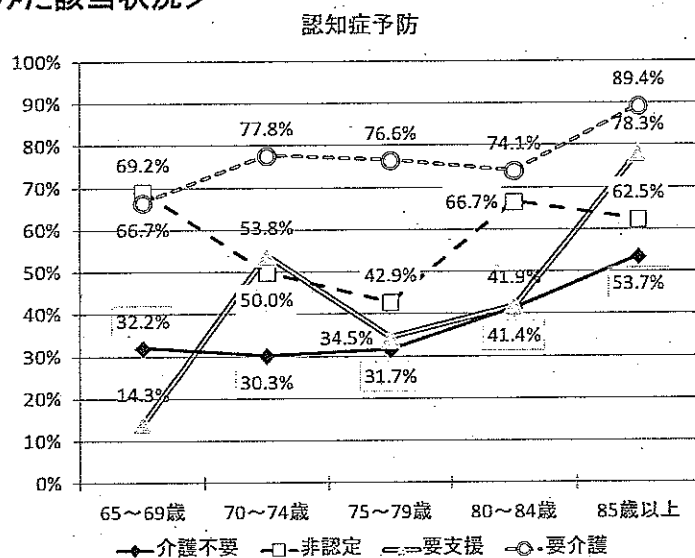
- 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか＝(はい)
- 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか＝(はい)
- 今日が何月何日かわからない時がありますか＝(はい)

1項目以上該当した場合、認知症予防における該当者(リスク者)と判断

<性・年齢別にみた該当状況>



<認定状況別にみた該当状況>



認知症予防リスクの状況を見ると、性・年齢別では男女間のリスクに大きな差はないものの、「85歳以上」の男性ではリスクが高くなっています。

認定状況別では、「65~69歳」で「要支援」、「要介護」より「非認定」の方がリスクが高い状況となっています。

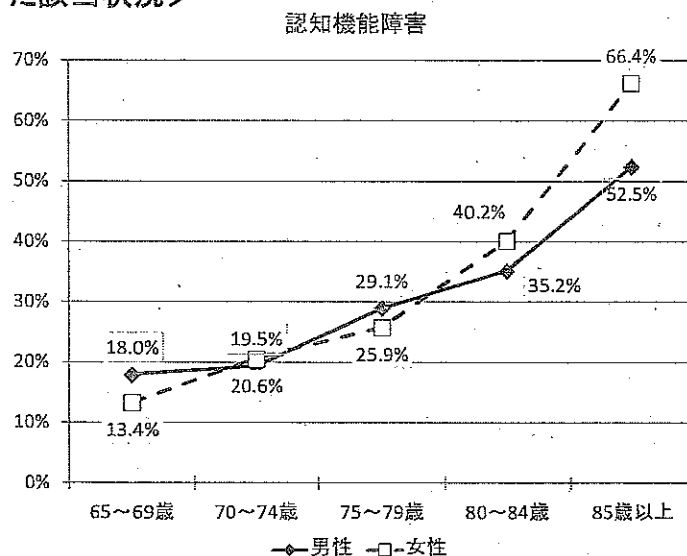
⑦認知機能障害リスクの該当状況

<該当状況の考え方>

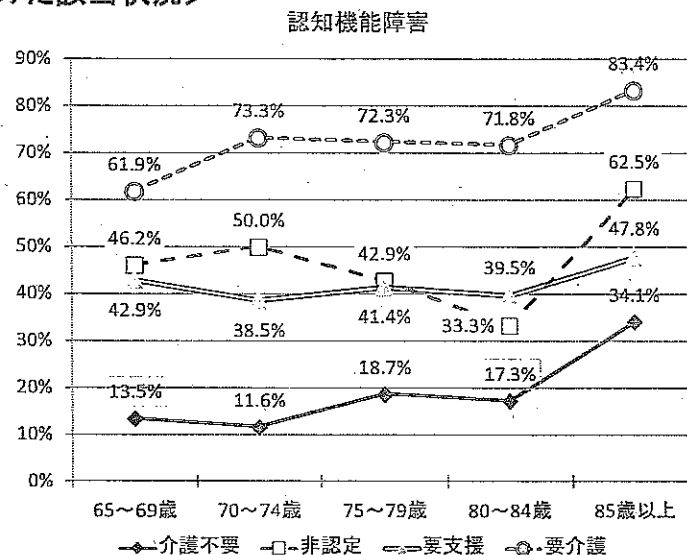
- 該当設問に基づいて、CPS(認知機能障害程度)の判定手順に従い0レベル(障害なし)～6レベル(最重度の障害がある)に判定
- 認知機能障害程度の評価手順については25ページを参照

1レベル以上を、認知機能障害における該当者(リスク者)と判断

<性・年齢別にみた該当状況>



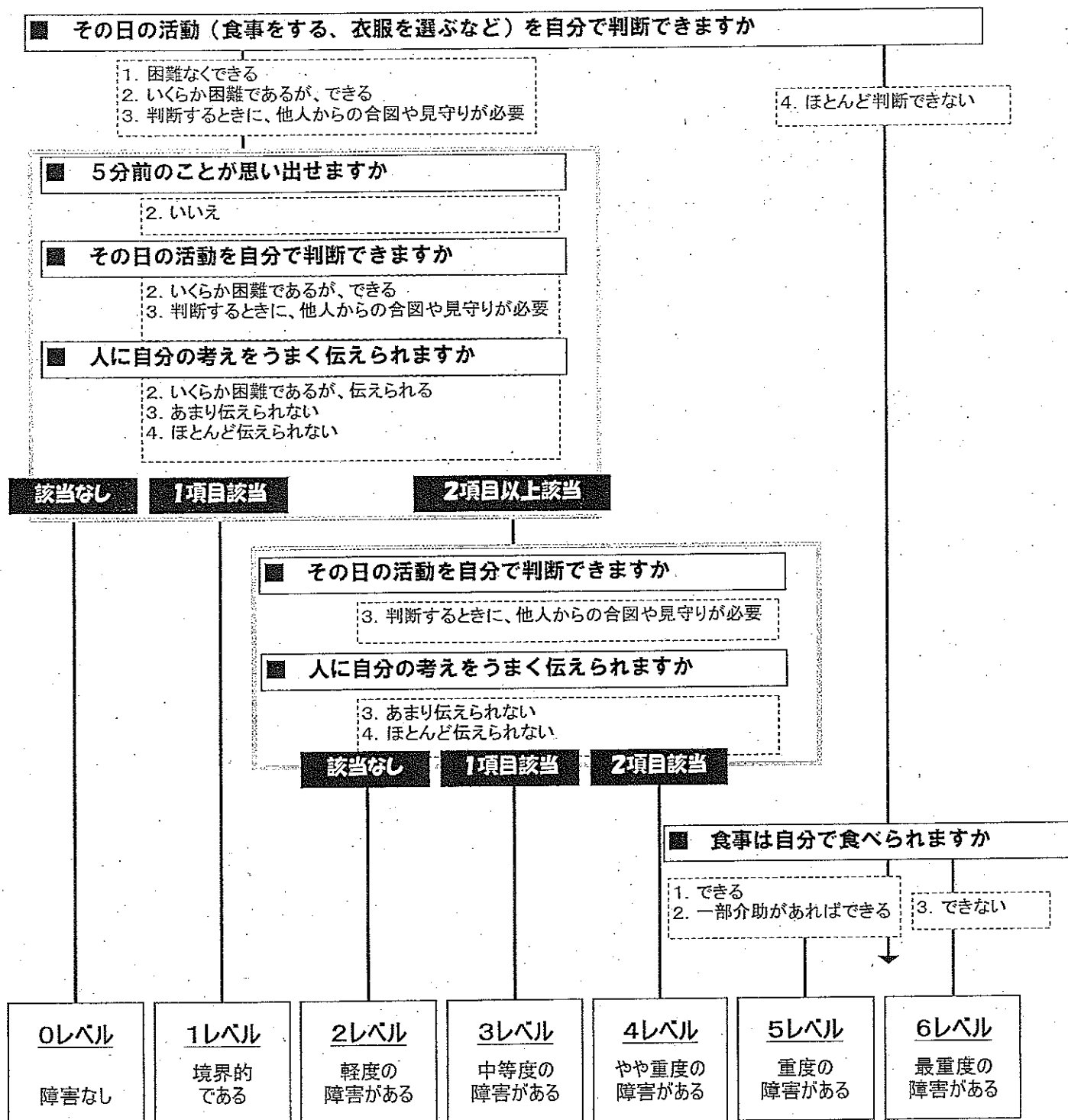
<認定状況別にみた該当状況>



いくつかの設問の回答内容に基づき、CPS(認知機能障害程度)に準じた障害程度(0レベル=障害なし～6レベル=最重度の障害がある)を整理した上で、1レベル=境界的である以上の回答者を該当者(リスクがあると思われる)、0レベルを非該当として、認知機能障害リスク状況をみると、該当者の割合について性・年齢別に整理したところ、84歳までは男女間に大きな差は見られないものの、「85歳以上」では女性の方がリスクが高くなっています。

認定状況別にみると、「85歳以上」では、「介護不要」、「非認定」、「要支援」、「要介護」でどれも「85歳以上」になるとリスクが高い状況となっています。

参考：認知機能障害程度の評価手順



1レベル以上を、
認知機能障害の評価における該当者（リスク者）と判断

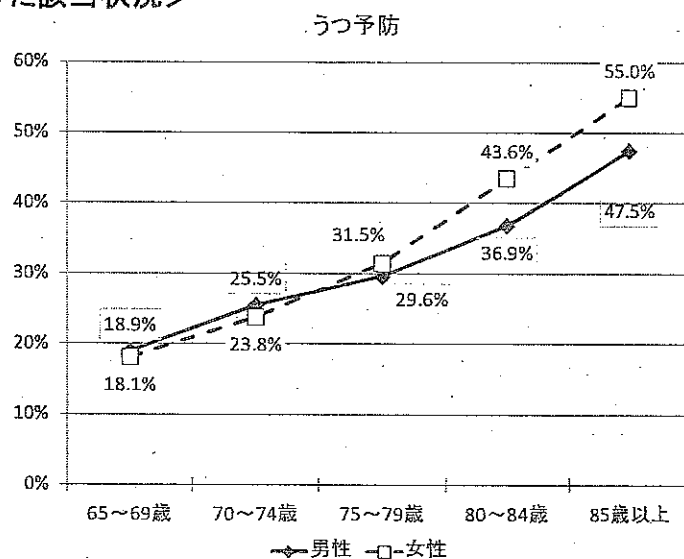
⑧うつ予防リスクの該当状況

＜該当状況の考え方＞

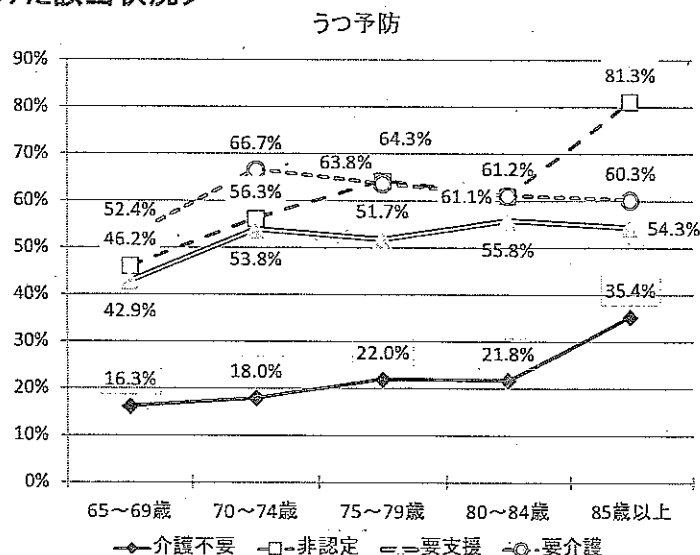
- (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない＝(はい)
- (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった＝(はい)
- (ここ2週間)以前は案にできていたことが、今ではおっくうに感じられる＝(はい)
- (ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない＝(はい)
- (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする＝(はい)

2項目以上該当した場合、うつ予防における該当者(リスク者)と判断

＜性・年齢別にみた該当状況＞



＜認定状況別にみた該当状況＞



うつ予防リスクの状況を見ると、性・年齢別では男女とも加齢にともなってリスクが高くなり、男性に比べ女性の方が高くなっています。

認定状況別では、「非認定」、「要支援」、「要介護」で「介護不要」に比べリスクが高い状況となっています。

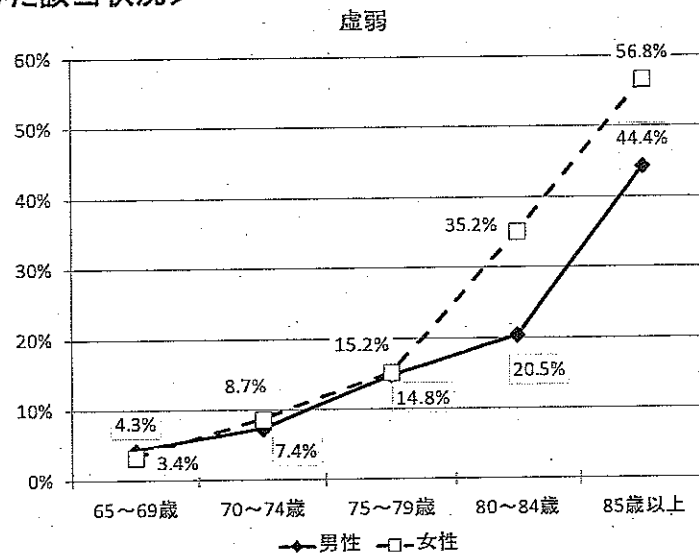
⑨ 虚弱リスクの該当状況

<該当状況の考え方>

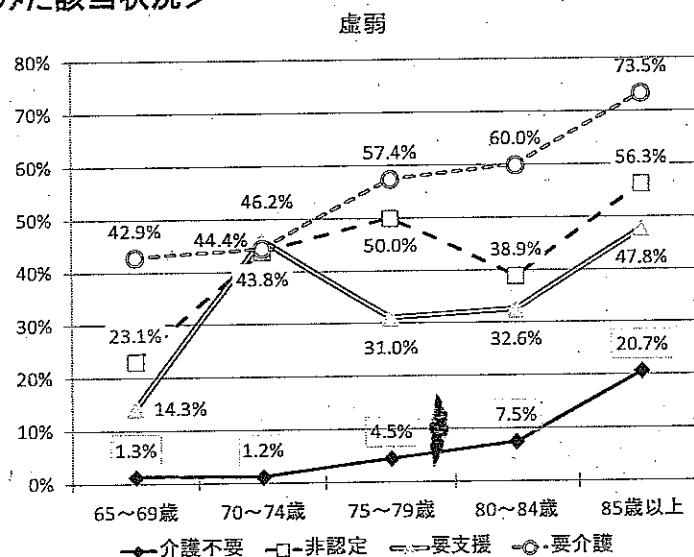
■ 基本チェックリストのうち、うつ予防に関する5項目を除いた20項目中、10項目以上に該当した回答者を虚弱における該当者(リスク者)と判定

10項目以上で該当(何らかのリスクがある)と回答した場合、虚弱における該当者(リスク者)と判断

<性・年齢別にみた該当状況>



<認定状況別にみた該当状況>



虚弱リスクの状況を見ると、性・年齢別では、74歳まででは男女間に大きな差がないものの、75歳以上の後期高齢者では男性よりも女性の方が高くなっています。

認知状況別では、「介護不要」、「非認定」、「要支援」、「要介護」のどれにおいても加齢とともにリスクが高い状況となっています。

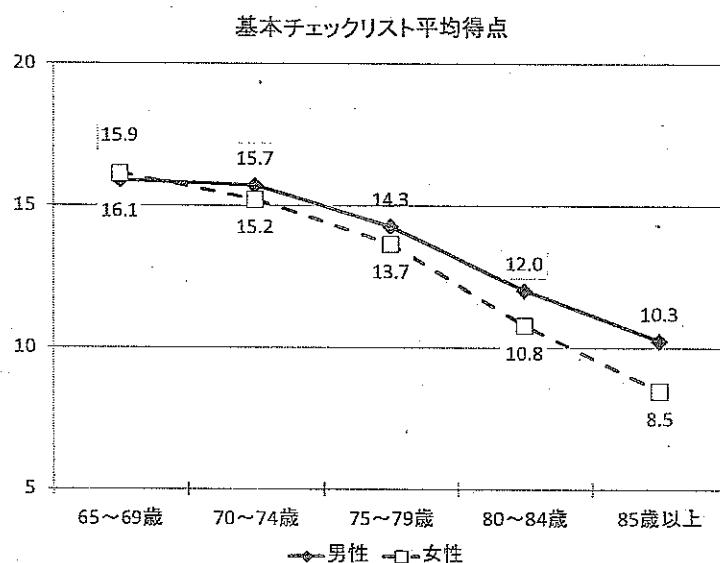
⑩基本チェックリストの得点状況

＜基本チェックリストの判定の考え方＞

- バスや電車で一人で外出していますか(自家用車でも可)
- 日用品の買物をしていますか
- 預貯金の出し入れをしていますか
- 友人の家を訪ねていますか
- 家族や友人の相談にのっていますか
- 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか
- 15分位続けて歩いていますか
- この1年間に転んだことがありますか
- 転倒に対する不安は大きいですか
- 6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか
- 回答者の身長・体重からBMI値(体重÷身長÷身長)を算出＝18.5未満が該当
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- お茶や汁物等でむせることがありますか
- 口の渇きが気になりますか
- 週に1回以上は外出していますか
- 昨年と比べて外出の回数が減っていますか
- 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか
- 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか
- 今日が何月何日かわからない時がありますか

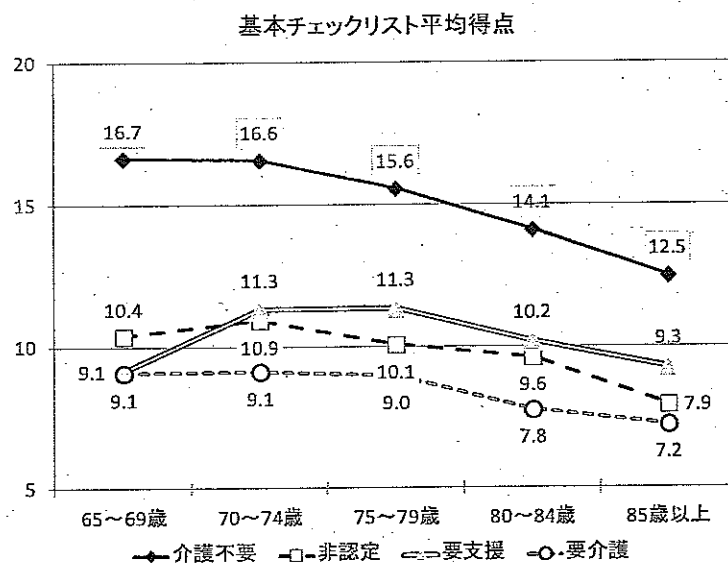
該当しないという回答の場合に1点として、20項目の合計点を整理(得点が高いほどリスクが低いものとして平均得点を算出)

＜性・年齢別にみた該当状況＞



基本チェックリストの得点状況を見ると、性・年齢別では、男女とも年齢が上がるにつれて得点が低くなり、女性の方が男性よりも平均得点がやや低い状況となっています。

<認定状況別にみた該当状況>



認定状況別でみると、加齢とともに平均得点は減少傾向を示していますが、「要支援」の場合、70歳代で若干平均得点が上昇してから、以降得点が減少傾向を示しています。

(3) 調査結果から見られる高齢者の施策への期待

1) 今後の高齢者施策で重視すべきこと

【一般高齢者】

○施設サービス”と“相談窓口の充実”、“健康づくり、介護予防の推進”に期待するという回答の割合が3割を超えています。

【在宅認定者】

○施設サービス”に対する期待が大きくなっています。

一般高齢者では相談や健康づくりなど、健康の保持・増進の取り組みに対する期待が強く、健康状態が悪くなってからのサポートだけではなく、健康を保てるようにするための先回りの取り組みが必要です。

施設サービスについては一般高齢者、在宅認定者ともに期待が強く、今後も引き続き、計画的な整備が求められています。

2) 在宅生活の継続意向について

【一般高齢者】

○介護保険サービスを利用して在宅での生活を希望する意向の割合が最も高くなっています。

○在宅での生活を継続させるために必要と思われるのは、24時間対応の訪問介護と緊急時などに利用できる宿泊施設となっています。

【サービス提供事業者】

○高齢者が住み慣れた地域でできる限り住み続けていくために重要なことに関する設問では、「高齢者自身が普段から健康管理に努め、介護予防を心がける」への回答が最も多くなっています。

介護保険サービスを活用しながら在宅での生活を希望する意向が高く、在宅生活を継続できるような取り組みの充実が期待されています。

実際に高齢者と接する機会の多い、サービス提供事業者からは、高齢者自身の健康管理への意識の重要性を指摘する調査結果がしめされており、高齢者の健康への意識を高める取り組みが求められています。

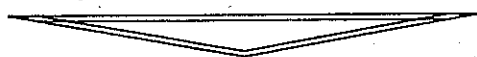
3) 介護保険制度の評価について

【一般高齢者】

- 介護保険制度を内容までよく理解しているのは4人に1人程度にとどまっています。
- 介護保険制度に対しては、4人に3人は肯定的に評価しています。
- 一般高齢者では、介護保険料に対して半数近くは負担感を感じています。

【在宅認定者】

- 在宅認定者では、一般高齢者よりも介護保険料に負担感を感じている人の割合が低くなっています。
- 在宅の認定者が希望通りに利用できないと感じているサービスは、短期入所生活介護となっています。
- 在宅認定者は、訪問系サービス、通所系サービスと施設の充実に対する期待が高くなっています。



介護保険制度に対する評価は高いものの、現在介護保険サービスを利用していない一般高齢者では介護保険料に対する負担感が強く、介護保険制度の仕組みへの理解が必要です。介護保険サービスを活用しながら在宅での生活を継続したいという意向が高いため、高齢者の利用ニーズを踏まえた適切なサービスの提供を充実させていくことが求められています。

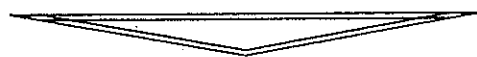
4) 地域包括支援センターについて

【一般高齢者】

- 一般高齢者の地域包括支援センターの認知度は2割程度にとどまっています。
- 利用促進のためには業務の周知と高齢者宅への訪問等による実態把握など積極的な関与が求められています。

【在宅認定者】

- 地域包括支援センターの認知度は5割を超え、一般高齢者よりもかなり広く認知されています。
- 地域包括支援センターの利用状況は、約7割となっているものの促進のためには、業務の周知と高齢者宅への訪問等による実態把握など積極的な関与が求められています。



在宅での生活を安心して継続していくためにも、地域包括支援センターの役割は今後一層求められています。

しかし、在宅認定者に比べ、一般高齢者の地域包括支援センターに対する認知度は低く、地域包括支援センターについて周知を図ることが課題となっています。

地域包括支援センターの利用促進のためにはセンターの機能や役割について分かりやすく様々な機会を捉え、地域包括支援センターの活動をアピールする必要があります。

5) 認知症対策の推進に向けて重点を置くべきこと

【一般高齢者・在宅認定者】

○認知症対策の推進に向けて、一般高齢者、在宅認定者ともに、早期発見と専門医療への連携が重要と考えています。

【サービス提供事業者】

○回答のあった事業者のサービス利用者の中に占める認知症の人の割合は半数以上を占めています。

○認知症の利用者数については、「少しずつ増えている」という回答が半数を占め、「かなり増加している」と併せると、回答のあった事業者の3/4以上は認知症の利用者が増加傾向にあるとしています。

○今後の認知症利用者の受け入れに対する考え方については、条件などを設けずに「受け入れる」という事業者が6割を占めています。

○今後の認知症対策として重要なことについては、「認知症を早期に発見し、医療につなげる仕組みづくり」への回答が半数を超えています。

認知症についてはサービス提供事業者の利用者に限ってみても利用者数に占める認知症の方の割合が高まっており、認知症の利用者数は増加傾向にあるとしています。

認知症への対策は重要な取り組みの一つと考えられ、必要な施策としては早期発見と、医療機関との連携が求められています。

6) ボランティア活動に対する考え方

【一般高齢者】

○高齢者を支えるボランティア活動への参加意向は2割を超えています。

○介護ボランティア養成講座の認知度は1割程度となっています。

【在宅認定者】

○自治会やボランティアによる簡単な援助の依頼意向では、「是非頼みたい」、「状況によっては頼みたい」が6割を超えています。

○ボランティア活動の推進に際しては、ボランティアとして必要な知識や技能を習得できる機会を提供していくことが求められています。

○ボランティア活動や養成講座への参加など積極的にPRする必要があります。

○ボランティアを必要とする人と、ボランティア活動を希望する人との適切な橋渡しをしていくことが必要です。

3. 流山市の高齢者施策に関わる課題

本市の高齢者・要介護認定者の現状及び将来推計、高齢者にかかるこれまでの施策の取り組み状況に加え、高齢者等実態調査の結果から見られる施策への期待度を勘案し、第5期介護保険事業計画において着実に推進していくべき高齢者施策に関わる重点課題について、次のように分析しました。

- 要介護認定者が増加する傾向にありますが、調査結果においても、介護が必要になっても住み慣れた地域で継続して暮らしていくことが期待されています。介護保険サービスを活用しながら在宅生活の継続を望む声が高くなっています。

.....> 課題：介護基盤の充実化とともに、これに医療、予防、生活支援、住まい等のサービスが適切に組み合わせられて提供される、地域包括ケアシステムを確立すること。

- 要介護認定者においては、軽度認定者が最も多くを占めています。重度化を防止し、生活機能を維持することが、在宅生活の継続を可能とします。また、重度化防止は制度運営の観点からも推進する必要があります。一方、高齢者等実態調査結果からは、運動器機能低下や認知症の予防を必要とするリスク者が相当数いるという評価になりました。

.....> 課題：元気に高齢期を送ることができる健康づくりの支援とともに、介護予防の取り組みの継続・充実化を図ること。

- 第5期介護保険事業計画期間では、3年間で高齢化率が 2.8%上昇すると見込まれます。さらにその後、団塊の世代が高齢期を迎えることを踏まえ、高齢者が生きがいと目標を持ち、いきいきと地域で暮らせる環境づくりが求められています。

.....> 課題：高齢者の生きがいづくり支援の充実や、社会参加の推進を図ること。

- 平成 23 年 4 月 1 日現在の要介護・要支援認定者では、要介護4・5の方が認定者全体の2割を超えており、重度要介護認定者を入所対象とする介護保険施設の整備を求める声が高まっていることが、高齢者等実態調査からも明らかになりました。

.....> 課題：重度要介護認定者に対応する施設の基盤整備を推進すること。

- 認知症高齢者数が増加しており、今後の重要な課題になるものと考えられます。高齢者等実態調査では、医療と連携した対応が重要であるとの意見が最も多くを占めていました。また、認知症高齢者など判断や理解能力が低下した方の生活や権利を守る施策を推進していくことが求められています。

.....> 課題：医療機関と連携した認知症高齢者対策の充実を図るとともに、地域包括支援センターを中心とした多様なネットワークによる本人及びその家族を支援する仕組みを構築すること。成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止の推進を図ること。

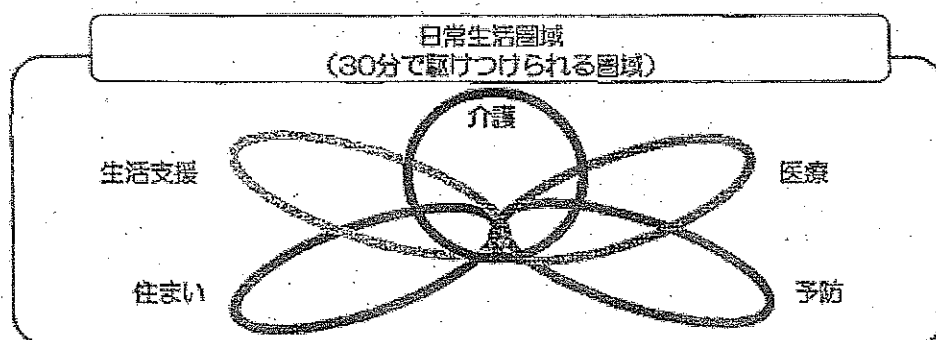
4. 第5期計画における地域包括ケアの考え方

(1) 第5期における地域包括ケアの位置づけ

第3期計画以降は、急速な高齢化の進展や高齢者を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づいて、計画を策定し、諸事業を展開しています。

第5期計画は、第3期、第4期の計画の延長線上に位置づけられている計画であることから、「地域包括ケア」の構築について、継続的かつ着実に取り組んでいく諸施策を位置づけることが必要とされています。

地域包括ケアのイメージ

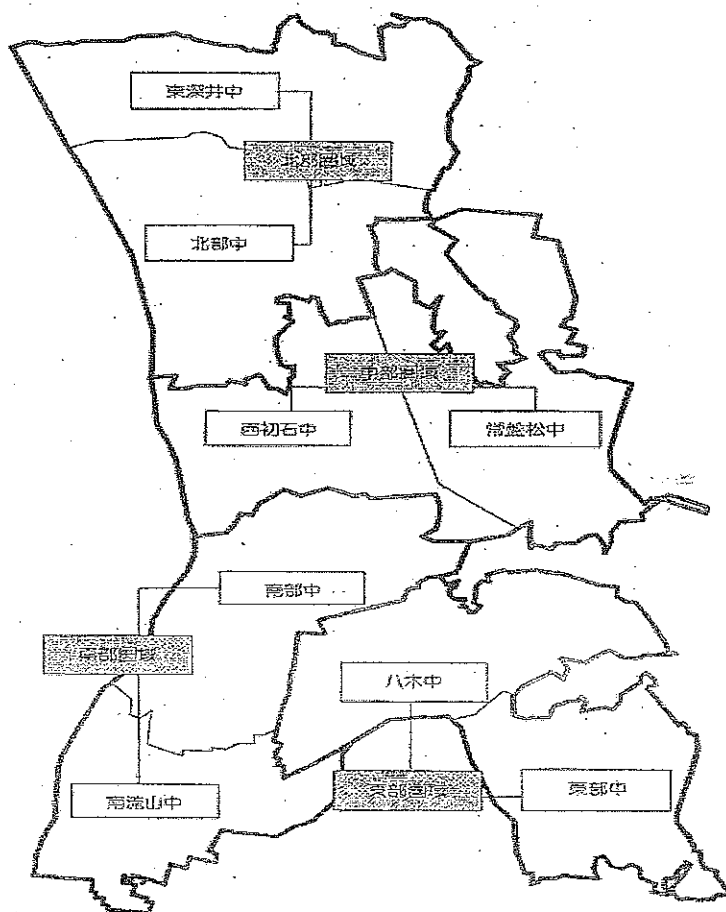


(2) 地域包括ケアシステム構築のための日常生活圏域の設定

介護ニーズへの対応は、従来は、市全域を単位としてサービス基盤整備等が考えられていました。しかし、介護ニーズの多様化や社会情勢の変化に伴い、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるような基盤整備を実現するためには、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携するような、きめ細かい取り組みが求められるようになってきました。

そこで、地域包括ケアシステムの整備は、高齢者の日常生活の場、すなわち日常生活圏域で適切に提供されるよう推進していくことが望ましいとされました。

そのため、第3期介護保険事業計画では、地理的条件、人口、交通事情等及び本市の他の計画における地域区分などを総合的に勘案して、本市では中学校区を基本に、北部（北部中学校区、東深井中学校区）、中部（常盤松中学校区、西初石中学校区）、東部（東部中学校区、八木中学校区）及び南部（南部中学校区、南流山中学校区）の4つを日常生活圏域として決めました。



(3) 圏域別の状況

日常生活圏域別の65歳以上人口は、下記のとおりになっています。

65歳以上人口に占める圏域ごとの割合(構成比)でみると、最も多い圏域は北部で27.9%、もっとも少ない圏域は中部で21.4%となっています。

高齢化率でいうと16.4%から24.3%の幅になっています。南部圏域においては、構成比では25.9%と第2位ですが、総人口が多いことから高齢化率は最も低い水準となっています。

また、日常生活圏域別の介護保険サービス事業所・介護保険施設等の配置状況は以下のとおりです。

圏域別にみた高齢者人口(平成23年4月1日現在)

圏域	総人口	65歳以上			(再掲)65歳以上	
		人数	構成比	高齢化率	65-74歳	75歳以上
北部	39,043人	9,488人	27.9%	24.3%	5,240人	4,248人
中部	35,662人	7,267人	21.4%	20.4%	4,505人	2,762人
東部	37,866人	8,443人	24.8%	22.3%	5,002人	3,441人
南部	53,521人	8,804人	25.9%	16.4%	5,443人	3,361人
計	166,092人	34,002人	100.0%	20.5%	20,190人	13,812人

圏域別の介護保険サービス事業所・介護保険施設等

(平成23年8月1日現在)

区分	地域包括支援センター	介護保険サービス事業 (在宅・訪問系)										地域密着型 サービス				介護保険 施設		高齢者福祉施設等											
		居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護(デイサービス)	通所リハビリテーション(デイケア)	短期入所生活介護(ショートステイ)	短期入所療養介護(ショートケア)	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	ケアハウス	有料老人ホーム(特定施設指定以外)	老人福祉センター	福祉会館	高齢者趣味の家	シルバー人材センター	保健センター(平日夜間・休日診療所)	ケアセンター	公民館・文化会館	コミュニティホーム	生涯学習センター
北部	1	15	13			1	10	2	3	2	1	2	2	1	1	2	1	1	1		1	4	1				1		
中部	1	7	3	1	3		4	2	4			2	4	1		2						4		1	1		1		
東部	1	4	1		1	1	4	1	2	1	2	2		1		1	1		1			3					1	3	1
南部	1	6	8	1	2	1	4		1	1		2		1								4				1	3		
計	4	32	25	2	6	3	22	5	10	3	3	8	6	4	1	5	2	1	2		1	15	1	1	1	1	6	3	1

第2編：各論

第1章 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

1. 健康づくりの啓発・推進

(1) 保健だより(健康増進課)

【事業概要】

各種検診や健康に関する催し等について、市民へ周知を図ることを目的として、事業案内等を取りまとめた「保健だより」を各戸に配布する事業です。

【取り組みの方向】

新聞折り込みによる保健だよりの各戸配布を継続していきますが、新聞購読をしない家庭が増え、全戸に配布されない状況もあります。全戸配布補完のため、ホームページや広報ながれやまなどの活用、保健だよりを市役所や公民館等へ設置することを検討します。

(2) 健康まつり(健康増進課)

【事業概要】

流山市民まつりと同時開催するもので、医療・歯科・薬の相談、毎年テーマに沿った体験や試食などの各コーナーを設けて、健康についての意識啓発を図るイベントです。

多くの市民が参加する市民まつりと同時に行うことで、市民一人ひとりに病気の早期発見、予防の大切さを再確認していただき、心身ともに健やかな充実した生活を送ることにつながるものと考えています。

【取り組みの方向】

市民まつりと同時開催であることを活かし、より多くの方に参加してもらえるように、趣向を凝らし、社会情勢や市民ニーズにあった内容を工夫していくことが重要と考え、健康まつりの開催に取り組んでいきます。

(3) ホームページを活用した健康増進(健康増進課)

【事業概要】

ホームページを活用して、市民に対してわかりやすく健康増進に関わる情報を提供する事業です。利用者にとって見やすいサイトを作成することで、いつでもどこでも手軽に市民が必要とする保健事業や健康情報を確認することができます。

【取り組みの方向】

使いやすく、かつ分かりやすい内容を工夫し、最新情報を提供できるように速やかに更新を行い、今後も保健事業や健康情報を提供していきます。

(4) 健康づくり推進員(健康増進課)

【事業概要】

地域住民に密着した健康的な食生活及び総合的な健康づくりに関する知識や情報を普及させるため、市と地域住民との間のパイプ役となる「健康づくり推進員」を公募しています。(市民の中から健康づくりに興味のある人を募集、定員:50人)

「健康づくり推進員」には生活習慣病の予防のための運動や食生活などについて講習を受けていただき、地域における健康づくりの推進にご協力いただいています。

【取り組みの方向】

今後も糖尿病をはじめとする生活習慣病や生活習慣病予備群の数は増加することが見込まれるため、正しい食生活や総合的な健康づくりを普及させていく役割を担う「健康づくり推進員」の活動を地域に根ざした活動として継続的に取り組んでいきます。

2. 健康保持・増進(一次予防)

(1) 健康手帳(健康増進課)

【事業概要】

市民が自分自身の健康保持、増進のために健康診査等の記録を記載することによって、自分の健康に対する意識を高め、健康管理に役立てることを図ります。

【取り組みの方向】

健康診査等の記録のみではなく、介護保険事業など他の事業と関連させ、内容を充実するとともに、健康意識を高めるための内容を検討していきます。

(2) 健康教育(健康増進課)

【事業概要】

検診時や地域の中で健康教育を広く市民に行うことにより、健康づくりに対する自主性を促し、健康増進、健康寿命の延伸を目指していきます。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	回数	104回	105回	106回
	延参加者数	12,589人	12,715人	12,843人

「自分の健康は自分で守る」という考え方の普及啓発活動を継続し、健康づくりに対する自主性を促し、地域や個人に対する適切な情報を提供していくために、できるだけ多くの機会を捉え、健康教育を実施していきます。

(3) 健康相談(健康増進課)

【事業概要】

住民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現のためには、疾病の早期発見とともに、医療が必要となる状態の発生を予防していくことも重要です。それらの機会として、健康づくりを支えるために市民の身近な存在として心身の健康に関する各種相談を受け、適切な助言・指導を行います。

【取り組みの方向】

項目			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	一般健康相談	実施回数	1,430回	1,435回	1,440回
		相談者数	1,578人	1,594人	1,610人
	重点健康相談	実施回数	76回	77回	78回
		相談者数	176人	178人	180人

検診の事後指導等としての充実を図り、適切な相談・情報提供ができるように努め、個人のライフステージに応じた支援を行っていきます。また、事業の評価方法の確立を継続して目指していきます。

(4) インフルエンザ予防接種(健康増進課)

【事業概要】

高齢者にインフルエンザの予防接種を行うことにより、個人のインフルエンザの発症や重症化を未然に防止します。また、集団での流行を予防する間接的な集団予防を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	接種者数	17,508人	19,992人	21,594人

高齢人口の増加により、市内市外を問わず接種者数の増加も予測されます。高齢者のインフルエンザの罹患・重症化を防ぐために、より接種を受けやすい体制づくりを検討しながら、事業を継続していきます。

(5) 訪問指導(健康増進課)

【事業概要】

保健指導等が必要と認められる人及びその家族等へ保健師等が訪問することにより、家庭環境や健康に関する問題を総合的に把握し、対象者及び家族に対して必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	延利用者数	385人	390人	395人
	回数	82回	83回	84回

今後も、保健師等が対象者の家庭を訪問し、生活状況を踏まえて健康に関する問題を総合的に把握して行く上で、対象者の多様なニーズに応えられるよう、より一層、関係機関との連絡・調整を図りながら、取り組みを継続していきます。

(6) 二次予防事業の対象者把握事業(介護支援課)

【事業概要】

要支援・要介護認定を受けていない第1号被保険者(65歳以上)を対象に、介護予防のための基本チェックリストを行うことにより生活機能等の低下が疑われ要支援・要介護となる恐れのある高齢者(二次予防事業対象者)の把握を行います。

【取り組みの方向】

項目			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	介護予防のための基本チェックリスト実施者数	人数	24,674人	26,112人	27,363人
	二次予防事業対象者数	人数	5,231人	5,536人	5,801人

介護予防のための基本チェックリスト未回収者には電話や訪問等を実施し、その方たちの状況を把握した上で早期に必要な支援やサービスにつなげていきます。また、本事業の目的や介護予防の重要性を周知していきます。

(7) 通所型介護予防事業(介護支援課)

【事業概要】

二次予防事業の対象者把握事業により把握された方を対象に、通所によって、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を図り、対象者が要支援、要介護状態となることを予防し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行います。

【取り組みの方向】

項目			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	高齢者 筋力向上トレーニング事業	利用人数	100 人	120 人	140 人
	高齢者 栄養改善事業	利用人数	40 人	40 人	40 人
	高齢者 口腔機能向上事業	利用人数	40 人	40 人	40 人

介護予防のための基本チェックリストにより、二次予防事業の対象者が積極的に参加できるような魅力あるプログラムの設定、参加しやすい形態を検討していきます。さらに、事業の PR や、介護予防についての啓発活動を進めていきます。

(8) 訪問型介護予防事業(介護支援課)

【事業概要】

二次予防事業の対象者把握事業により把握された二次予防事業対象者のうち、心身の状況等により通所型介護予防事業への参加が困難な方の問題を総合的に把握し、必要な相談・指導を実施します。

【取り組みの方向】

保健師等が対象者の居宅を訪問し、その方の状況等を把握し必要な相談や指導を行うとともに、地域包括支援センターと連絡、連携を図って支援をしていきます。

(9) 二次予防事業評価事業(介護支援課)

【事業概要】

二次予防事業の目標値の達成状況を確認し、目標値の見直しや実施方法の改善につなげます。

【取り組みの方向】

国が定めた地域支援事業実施要綱の二次予防評価指標を参考に評価を行い、事業が適切な方法で効果的に実施できるかどうかを評価し、二次予防事業の改善に努めていきます。

(10) 介護予防普及啓発事業(介護支援課)

【事業概要】

介護保険の第1号被保険者(65 歳以上)を対象に、介護予防につながる知識の普及啓発を行うことで、高齢者の自発的な介護予防に関する取り組みを促すとともに、住み慣れた地域で自立した生活を送ることを目指します。

【取り組みの方向】

項目			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	健康教育相談	回数	6 回	6 回	6 回
		人数	180 人	180 人	180 人

高齢者がいつまでも自立して生活していくために、参加者が楽しく参加でき、介護予防のきっかけになるように取り組みます。また、高齢者の要望に応じた健康教育相談等の事業を随時実施するとともに、介護予防に資する基本的な知識を普及するためのパンフレットの作成及び配布を行い、高齢者の介護予防に対する意識の向上を図ることを目指します。

(11) 地域介護予防活動支援事業(介護支援課)

【事業概要】

65 歳以上の高齢者で要介護認定が非該当となり、日常生活上何らかの支障が認められる高齢者を対象に、養護老人ホームに短期宿泊することによって、基本的生活習慣等の指導を行っていきます。

【取り組みの方向】

項目			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	高齢者生活管理指導 短期宿泊サービス	利用日数	8 日	8 日	8 日

介護予防の一環として、自立した生活の継続と要介護状態への進行を防ぐため、地域で生活する要介護認定非該当者の高齢者を対象に、自発的な介護予防への支援を行っていきます。

(12) 一次予防事業評価事業(介護支援課)

【事業概要】

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域の構築を目指し、展開した事業が適切に行えているかどうか評価を行います。

【取り組みの方向】

国が定めた地域支援事業実施要綱の一次予防事業評価指標を参考に評価を行い、事業が適切な方法で効果的に実施できているかどうかを評価し、一次予防事業の改善に努めていきます。

(13) 介護予防・日常生活支援総合事業(介護支援課)

【事業概要】

介護保険法の一部を改正する法律に基づいて、平成 24 年度から「多様なマンパワーや社会資源の活用を図りながら、要支援・二次予防事業の対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供できる事業」として創設された事業です。

【取り組みの方向】

この事業に係る、マンパワーや社会資源、介護保険外サービス等の本市の実情を把握・整理し、実施していくための予防サービスや生活支援サービス等体制を整え事業の開始を目指し取り組んでいきます。

3. 疾病の早期発見・早期治療(二次予防)

(1) 健康診査・特定健康診査(国保年金課・高齢者生きがい推進課・健康増進課)

【事業概要】

後期高齢者の被保険者を対象に、生活習慣の改善等を通じた疾病予防対策の推進、病気の早期発見、早期治療を目的とした健康診査を行います。また、40歳～75歳未満の国民健康保険の被保険者の方を対象として、主に生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査を行います。

特に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念を導入することにより、健診受診者にとっては生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣病の改善に向けての明確な動機づけ支援ができるようにすることを目的としています。

【取り組みの方向】

不健康な生活習慣の蓄積から、生活習慣病への発症、さらには重症化を予防することが必要です。

そのため、対象者の受診の機会の確保に努め、受診率の向上を図るとともに、健康診査・特定健康診査及び特定保健指導の総合的な評価、検証に取り組んでいきます。

(2) がん検診(健康増進課)

【事業概要】

20歳以上の市民を対象にがん検診を実施しています。(胃がん、大腸がん、結核・肺がん、子宮がん、乳がん検診についてそれぞれ対象者を設定) また、検診の重要性について、広報ながれやまやホームページにより啓発し、がん検診の受診率向上に努め、がんに関する正しい知識を身につけ、がんの予防や早期発見・早期治療を図ります。

【取り組みの方向】

項目			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	胃がん検診	受診者数	6,112人	6,572人	7,116人
		受診率	15.7%	16.9%	18.3%
	肺がん検診	受診者数	7,723人	8,049人	8,399人
		受診率	19.9%	20.7%	21.6%
	子宮がん検診	受診者数	8,097人	8,308人	8,532人
		受診率	33.1%	33.2%	34.4%
	乳がん検診	受診者数	6,031人	6,092人	6,153人
		受診率	43.2%	46.2%	46.7%
	大腸がん検診	受診者数	10,189人	11,082人	12,015人
		受診率	26.2%	28.5%	30.9%

広報ながれやまやホームページにより、重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮した啓発を実施し、受診率向上を目指すとともに、要精密検査者への受診勧奨の徹底も図ります。

また、検査機関と協議・連携し、検診の精度管理を徹底していきます。

(3) 歯周病検診(健康増進課)

【事業概要】

高齢期に自分の歯を十分に保有し、食べる楽しみを享受して豊かな人生を送れるようにするため、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という「8020 運動」の基に、歯の疾病を早期発見し、保健指導により早期に疾病の進行を抑制し、歯の喪失を防ぎ、いつまでも元気で暮らせる健康づくりを目指します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	受診者数	730 人	755 人	779 人
	受診率	0.75%	0.76%	0.76%

できるだけ早期に検診を行い、早期に疾病の進行を抑制することを目指すため、歯周病検診の周知方法や対象者を見直し、受診率の向上を図るとともに、検診結果に沿った保健指導がより適切に行われるようにしていきます。

また、さらに今後は、疾病の早期発見にとどまらず、予防に重点を置いた検診を検討していきます。

(4) 骨粗しょう症検診(健康増進課)

【事業概要】

骨粗しょう症は、寝たきりの原因となる骨折の基礎疾患であるとともに、腰痛や脊椎の変形の原因にもなることから、その予防対策は高齢者の健康や自立した生活を維持するうえで重要となります。そこで、40、45、50、55、60、65、70歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施し、骨粗しょう症に関する健康教育・健康相談により、早期発見・早期治療を図ります。

また、骨粗しょう症予防についての意識啓発を図ることにより、骨粗しょう症予防を推進します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	受診者数	800 人	842 人	881 人
	受診率	10.3%	10.8%	11.3%

近年の受診率は微増していますが、就業者の多い若年者層の受診率が低い状況であることから、今後も引き続き若年者層への啓発等を図り、受診率の向上に努めます。

(5) 結核検診(健康増進課)

【事業概要】

平成9年、これまで減少を続けてきた新規結核登録患者数、リ患率が上昇に転じ、平成11年には国が「結核緊急事態宣言」を行いました。先進国の中ではまだ高い状況にあり、わが国の主要な感染症となっています。したがって、結核を早期発見・早期治療し、予防に努める必要があると考えます。また、日本の結核対策は、感染症法に基づいて行われており、定期健康診断は市町村長には一般住民に実施する義務があります。

事業所や各種施設等で結核定期健康診断を受診する機会のない40歳以上の市民に対して、結核検診を行い、結核の発症を早期発見・早期治療し、予防に努めます。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	受診者数	7,723 人	8,049 人	8,399 人
	受診率	19.9%	20.7%	21.6%

今後も受診勧奨すべき対象者を考慮した広報・啓発を実施し、さらに受診率の向上を目指します。また、要精密検査者への受診勧奨を徹底するとともに、関係機関との連携を図っていきます。さらに、より受けやすい検診の体制づくりに取り組んでいきます。

(6) 訪問歯科の推進事業(健康増進課)

【事業概要】

通院困難な市民に対して、在宅で口腔の継続的な管理が受けられる機会の確保と併せて、かかりつけ歯科医をもってもらい、口腔の相談及び治療について安心して受けられるよう支援し、心身機能の低下防止と健康保持を図るとともに、8020(80 歳で 20 本の歯を残す)を目指した健康づくりを推進します。

【取り組みの方向】

介護支援専門員の認知度が低いこと、在宅での診療内容が限定されること、申請から診療までに時間がかかるなどの課題はあるが、事業開始当時に比べ、かかりつけ歯科医の訪問診療受け入れ体制が整ってきたことなどから、今後は、かかりつけ歯科医のない通院困難な方の相談窓口としての事業の充実に取り組んでいきます。

(7) 人間ドック利用助成(国保年金課・高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、また自己の健康や生活習慣を見直し、健康づくりへの意識付けを高めていくため、人間ドック利用に助成を行います。疾病の早期発見・早期治療(二次予防)を行い、さらに自己の健康や生活習慣を見直し、健康づくりへの意識付けを高めることで、利用者負担の軽減、医療費の適正化を図っていきます。

【取り組みの方向】

現在、被保険者の申請に基づき人間ドックの利用承認書を発行しており、健康に対する意識の高まりから、受診件数は毎年増えています。しかし、まだまだ助成制度を知らなかったとの声もあり、周知方法等の工夫が課題と考えます。また、近年、脳ドックの要望も高まっており、これに対する取り組みの必要性も考えられます。

事業の有効性として、被保険者の負担軽減、健康保持増進の一助となっており、今後もさらに広報ながれやま等により啓発し、周知に努め、継続して取り組んでいきます。

(8) はり・きゅう・マッサージ利用助成(国保年金課・高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

健康増進や介護予防等健康づくりへの意識付けを高めて、国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の健康の保持増進に役立て、さらに利用者負担の軽減、医療費の適正化を図っていくことを目指すために、市に登録されている施術所ではり・きゅう・マッサージが利用できるための助成券を交付します。

【取り組みの方向】

毎年、対象者の増加にともない、助成の利用者は増加しています。また、利用者の負担軽減が図られていますが、助成制度を知らなかったとの声もあり、周知方法等の工夫が課題と考えます。

事業の有効性として、被保険者の負担軽減、健康保持増進の一助となっており、今後も継続して行うべき事業と考えます。

第2章 生きがいのある地域づくり

1. 生きがい対策の充実

(1)「まなびピア流山」の発行(生涯学習課)

【事業概要】

生涯学習推進基本構想に掲げた「いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進」を具現化するため、市及び市民団体等が主催する講座やイベントなどの生涯学習情報をまとめたガイドブックを発行し、市民の学習意欲と生きがいづくりに役立てます。

【取り組みの方向】

生涯学習情報をまとめたガイドブック作成のため、毎年度前期・後期に、それぞれ半年先までの情報をさまざまな団体に照会をかけて収集し編集発行していますが、最新情報への対応や掲載情報の検索のしやすさ、活用度合いの確認ができないことなどが課題となっています。

市民の生涯学習推進のために不可欠な、市民向けの生涯学習情報の発信の方法を再考し、さらに満足度の高い情報提供を行います。

(2)ホームページを活用した生涯学習(生涯学習課)

【事業概要】

リアルタイムの情報の収集や提供が可能なホームページで、生涯学習に係る情報を提供することにより、高齢者をはじめとする市民の知的好奇心に応え、生きがいある生活づくりに役立てていきます。

【取り組みの方向】

生涯学習情報を更新し、最新情報を提供していますが、さらに多様な情報をわかりやすく見やすく提供することが必要と考えます。

一方、パソコンの普及は目覚ましいものがありますが、パソコンを利用しない高齢者への情報提供は、ホームページを活用するだけでは、情報提供の充実が図れたとは言えないところもあります。

適宜、最新の生涯学習情報を提供し、市民が情報収集しやすいホームページの構築を図ります。

また、より多くの高齢者に事業などの情報が届くよう体験型の事業でPRを行うことで、口コミでの周知を図るとともに、広報ながれやまやホームページでもリアルタイム情報の提供につとめます。

(3) スポーツ、レクリエーション活動(生涯学習課)

【事業概要】

楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、高齢者の集会で出前の体育指導を行ったり、総合型スポーツクラブ「おおたかスポーツコミュニティ」において、高齢者向けのプログラムの開催を支援し、高齢者のスポーツ活動等による親睦を深めるとともに、健康の保持、増進を図ります。

【取り組みの方向】

体を動かすことに不慣れな方や集会等に参加しない方に参加をよびかけ、スポーツ・レクリエーションが楽しいものであることを理解し、継続してスポーツを楽しんでいただきながら、転倒や引きこもり、寝たきりの抑止に努めます。

また、高齢者のため移動手段に制限があることから、自宅から徒歩で通える範囲内で事業を展開する必要があると考えます。

できるだけ多くの方にスポーツ・レクリエーションに親しんでいただけるよう、さまざまな機会をとらえて呼びかけていきます。

(4) 老人福祉センター(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

高齢者が趣味と娯楽を楽しむ憩いの場として、市内在住の60歳以上の方であれば無料でご利用いただけます。施設には大浴場や大中広間、囲碁や将棋を楽しめる和室があります。また、老人福祉センター主催で、陶芸や盆栽、手芸、民謡、水墨画などの講座を開いています。

【取り組みの方向】

老人福祉センターを建替えます。老人福祉センターは、耐震診断の結果、耐震強度不足と判明したため、補強が必要となっています。築40年が経過しようとしているため老朽化に伴う修繕が頻発しており、さらに、風呂用のボイラーは耐用年数を大幅に経過しており、早期に交換の必要が生じています。

老人福祉センター建替え事業は「後期基本計画」に位置づけ、平成23年度、地積測量図作成業務委託、建築設計業務委託、翌平成24年度、本館建築工事、平成25年度、別館建築工事となっています。その際、老人福祉センターを開館しながら同敷地内空きスペースに新館を建築し、新館の完成後に既存施設を解体する予定で、利用者に支障のないように取り組んでいきます。

(5) 市民教養講座(公民館)

【事業概要】

市民を対象に、社会的、現代的課題をテーマとした社会の課題や現代の課題等を理解し、教養を深め、豊かな人生を送るための教養講座を開催し、市民に学習の機会を提供します。

【取り組みの方向】

市民生活が複雑化、多様化する現代社会において、学習ニーズも多岐に渡っており、これまで以上に、必要な社会的課題の把握に努めることが必要と考えます。

市民のニーズや社会の課題を把握、整理して、今後も充実した学習機会を提供していきます。例えば、中高年男性の生活面での自立を支援する講座として「男の料理講座」や団塊世代の問題に関する事業を展開したり、地域での課題に対応していきます。

(6) 流山市ゆうゆう大学(公民館)

【事業概要】

60 歳以上の市民が、より充実した人生を送るために必要な知識や技能を、継続的な集団学習を通して、地域の仲間をつくり、社会参加の喜びと生きがいを持って心身ともに健康な生活を送ることを目指します。

【取り組みの方向】

地域にある各公民館に2年制のゆうゆう大学を5学園開設し、60 歳以上の市民の学習ニーズの把握に努め、学園毎に現代的課題として福祉や健康等を中心に学ぶ教養科目、趣味や高齢者のニーズに対応したカリキュラムの選択科目を行い、中高年者の生きがいや学習を通じた仲間づくりを促進していきます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	第 6 期	第 7 期	
中央大学・南流山学園	各 72 名	※平成 24 年度下半期に行う第 7 期生募集に当たって、現行の定員数を参考に決定します。	
北部学園・初石学園	各 81 名		
東部学園	63 名		
計	369 名		

(7) 地区敬老行事の支援(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

多年にわたり社会に尽力いただいた高齢者を敬愛し、敬老思想の普及を図るため、市内各地で開催される長寿を祝う行事を支援します。

【取り組みの方向】

少子高齢社会を迎え、地域でも高齢化が進んでいます。現在の家族形成は核家族の傾向が強く、高齢者との関係が疎遠になりがちで、社会から孤立する高齢者が少なくありません。

本市では、自主性、独自性をもって活動している 15 地区社会福祉協議会が開催する各種敬老行事に多くの高齢者が参加できるよう引き続き支援します。

(8) 敬老祝金(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

長寿のお祝いと敬老思想の普及を図るため、88歳、及び99歳以上の高齢者の方にお祝い金を贈呈します。

【取り組みの方向】

年々の平均寿命の延びは大変喜ばしいことです。しかし、高齢者人口が増加することで、祝いを贈呈するこの制度の現状維持が次第に難しくなっています。最近では敬老祝金を縮小廃止している市町村も見受けられます。

長寿社会を鑑み事業継続の必要性や贈呈金品や対象年齢の妥当性などを検討し、長寿を敬いお祝いする思想を失うことのないよう他の高齢者施策とともに取り組んでいきます。

(9) 敬老バスの運行 (高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

高齢者の社会参加、高齢者相互のふれあいの推進、生きがい推進など高齢者の福祉の向上を図るため、レクリエーション活動の一助として敬老バスを貸出します。

【取り組みの方向】

現行制度の貸し出しは大型バスが1台であるため、利用者が多い季節は希望日に利用ができない場合があります。

また、人数が30人以上の団体といった制限があるために利用できない少人数の団体があります。

運行業務を完全に委託していることから、可能な範囲内での対象枠を拡大することを検討していきます。

(10) 福祉会館の運営 (社会福祉課)

【事業概要】

高齢者から子育て世代まで、幅広く市民の文化及び教養の向上並びに健康及び生きがいの増進を図るために福祉会館(地域ふれあいセンター)の提供し、市民の生きがい活動を推進しています。

利用者は、市民、市内の事業所に勤務する者または市内の各種団体及び国または公共団体となっており、研修、講座、会議または相談その他の催物、談話、娯楽、趣味、教養またはレクリエーション等に使用しています。

【取り組みの方向】

市内の15福祉会館のうち、築30年を超す施設が大部分を占め、施設の老朽化が課題となっています。

また、利用者の高齢化に伴い、バリアフリー化や正座が困難な利用者が畳の部屋から椅子が使用できる洋間に改築してもらいたいとの要望が出ています。

耐震診断の結果や老朽化の状況を勘案して、施設の改築を図っていきます。

また、サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度の導入を進め、現在9か所の福祉会館の管理について指定管理者を指名し、施設管理の効率化を進めていますが、直営の福祉会館についても順次、指定管理制度を導入していきます。

2. 就業の支援

(1) 就業相談(商工課)

【事業概要】

松戸公共職業安定所と連携して、江戸川台のジョブサポート流山において、管内及び近隣地区の求人情報の提供、職業紹介を行います。また、就労相談・就職情報提供の窓口の充実を図り、高年齢者の雇用を支援します。

【取り組みの方向】

雇用情勢の悪化により、年代に関わらず厳しい就職環境となっています。有効求人倍率は、不安定な動きが続いており、求人票を提出する事業所は即戦力となる人材を求めているのが現状です。

高年齢者の雇用促進、特に就職適応能力をより高めていく面からも、就職適応能力を高める就労支援セミナーの開催や市内に新たに進出してくる事業者の面接会を共催するなど、幅広く雇用の創出を図っていきます。

(2) 社団法人流山市シルバー人材センターの支援(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

高齢者に就業の機会を提供しているシルバー人材センターに運営費を補助することにより、高齢者の生きがい推進を図るとともに地域社会への参加促進に貢献します。

【取り組みの方向】

平成 22 年度国会の行政刷新会議において、シルバー人材センターが民業圧迫しているとの判断から国の補助金が減額となりました。市も国の基準と同額の補助金を支給していたことから同様に減額しましたが、平成 23 年度の国の補助金はさらに減額となっており、減額による影響を緩和することが必要であると考えます。

シルバー人材センター補助金要綱を作成し、本市としての補助金支給根拠を明確にし、流山市シルバー人材センターの運営を補助していきます。

(3) 雇用促進奨励金(商工課)

【事業概要】

市内に居住する障害者及び 55 歳以上 65 歳未満の高年齢者で、公共職業安定所の特定求職者雇用開発助成金の受給資格決定を受けた人を雇用した事業主に対し、雇用促進奨励金を支援し、障害者及び高年齢者の雇用を促進し、生活の安定を図ることを目的としています。

【取り組みの方向】

雇用情勢の悪化により、公共職業安定所の特定求職者雇用開発助成金対象者は、平成 21 年度 174 名、平成 22 年度 251 名と増加傾向にあります。本市の奨励金対象者は、公共職業安定所の助成金交付期間後に対象者となることから、当市の対象者も増加するものと思われます。

高年齢者の雇用促進の面から今後も継続して、事業者に奨励金を交付して、対象となる市民の雇用の安定を図っていきます。

3. 社会参加の促進

(1) 老人クラブ活動の支援(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

生きがいや健康づくりをする老人クラブに運営費を補助し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を図ります。

【取り組みの方向】

高齢者の増加がみられるものの、老人クラブの加入率は減少してきており、それに伴い、クラブ数の減少も生じています。

広報ながれやまに勧誘記事を積極的に掲載して、老人クラブの加入の意義を広く普及したり、転入届の際の案内を配布するなどして、PRに取り組んでいきます。

(2) シルバーコミュニティ銭湯(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

地域住民のふれあい、コミュニティの活性化、高齢者の健康の増進を図るため、70歳以上の高齢者を対象に毎月12日と22日に、指定公衆浴場を無料で利用できるようにしています。

【取り組みの方向】

高齢化が進む中で利用者の増加が見込まれるため、継続して事業を展開していきます。

(3) ひとり暮らし高齢者の招待(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、老人福祉センターへ招待して演芸の観賞や教養講座の受講、また、日帰り旅行を通じて仲間づくりをすることで、生きがいを見出し、引きこもりや介護状態への予防を図ります。

【取り組みの方向】

招待の対象がひとり暮らし高齢者のため、民生委員・児童委員の紹介で参加者を募っていますが、高齢者人口が増加しているにもかかわらず、参加者数は伸びを示していません。

民生委員・児童委員や参加者自身に、身近にいる対象者に声をかけてもらう等のお願いをするなどして、対象者への周知を図るとともに、催しも参加者のニーズに合うような内容となるように取り組んでいきます。

(4) ふれあいの家支援(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

65歳以上的高齢者が地域で気軽にふれあえる場として、民家等を活用して「高齢者ふれあいの家」を開設する個人や団体に対して、開設資金及び運営費の一部を助成します。地域の高齢者の引きこもりの防止、地域からの孤立することなく社会参加することで生きがいを見出し、さらに介護予防につなげていきます。

【取り組みの方向】

高齢者が徒歩で通える範囲内の設置が理想であることから、自治会、NPO等に働きかけを行い、市内全域の施設増加に努めていきます。さらに、支援金の増額を検討していきます。

(5) ヘルパー養成講座(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

概ね 60 歳以上の高齢者でヘルパー養成講座を受講した人に対して、受講料の一部を助成し、介護ヘルパーの確保及び高齢者自身の生きがい推進や就労機会の拡大を図ります。

【取り組みの方向】

平成22年度から実施した事業であり、広く周知を図ることで更なる利用者の増加が見込めるため、PR の工夫に努める必要があります。

広報ながれやま、ホームページ掲載はもちろん、高齢者向けのあらゆる行事イベント等でPR をし、広く周知していきます。

(6) 協働による市民福祉活動の推進(高齢者生きがい推進課・コミュニティ課)

【事業概要】

協働のまちづくりに向けてNPOと行政のパートナーシップを強化し、「自分たち地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」という本来あるべき自治の姿を確立し、地域福祉の向上を目指します。そのため、協働による市民福祉の促進を図り、地域で公益的な市民活動(福祉・環境・まちづくり等)をする団体を支援します。

【取り組みの方向】

NPOと行政が、まちづくりのパートナーとして本市の新しい公共を築いていくための協働の考え方について理解していくことが重要です。そのため、多様性、先駆性及び自主性を兼ね備えたNPOなどに代表される市民活動が、先駆的なチャレンジを試み、新たな公共サービスの担い手として活発な公益活動ができる環境づくりや支援体制を図っていきます。

(7) 福祉関連NPO活動の支援(社会福祉課)

【事業概要】

市民が行う先駆的な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進するため、新たな市民福祉活動を行う NPO 法人の立ち上げに必要な資金を貸し付けることにより、市民福祉活動の推進を図ります。

【取り組みの方向】

NPO法人の設立が多かった平成15年度当時、市民の要望により「流山市民福祉活動事業運営費資金貸付条例」を制定し、2,000万円の基金を設けて、限度額500万円の資金貸付を行っていましたが、21年度を最後に借り入れもなくなっています。福祉活動を行うNPO法人の積極的な事業展開を推進していく必要があると考えます。

市内の福祉活動を行うNPO法人に対し、新規事業の取り組みを促進し、貸付基金の利用を図るよう努めます。

(8) 地域住民によるボランティア活動の促進

(社会福祉協議会・高齢者生きがい推進課・介護支援課)

【事業概要】

地域の自発的な敬老活動や高齢者見守り活動を支援し、地域福祉の推進を図ります。
また、ボランティアとして必要な知識と技能の習得を目指し、社会福祉法人流山市社会福祉協議会と協力し、介護支援ボランティア講座を平成 21 年度から導入し、ボランティア活動の活性化を図っています。

【取り組みの方向】

敬老活動や高齢者見守り活動は、市内15地区社会福祉協議会が実施していますが、実施状況の報告がまちまちであるため正確な情報が集約できていないのが現状です。
実施状況報告の徹底を図り情報収集に努め、地域住民相互の協力のもとに地区敬老行事や声の訪問活動等を実施する地区社会福祉協議会等の団体を支援していきます。
介護支援ボランティア講座については、受講生のうち半数以上が介護保険施設等でのボランティア活動に従事している状況ですが、さらなる上乗せを図るとともに、講座終了後のフォローアップを行い、質の維持・向上を目指します。

(9) (仮称)介護支援サポーター事業による社会参加の促進

(介護支援課)

【事業概要】

高齢者の社会参加の一層の促進を図るため、介護の場でのサポート活動の成果をポイントに交換し、これを対価に転換できる仕組みとして、(仮称)介護支援サポーター事業を実施し、高齢者の地域貢献を評価・奨励するとともに、活動を通じた自らの介護予防の促進を支援します。

【取り組みの方向】

高齢者の社会参加活動の促進は、社会貢献のみならず、引きこもりや不活発な生活習慣による廃用症候群の発生を防止し、増え続ける要介護認定者の伸びを抑えるための介護予防の効果も十分期待できます。一方では、従事者不足が指摘されている介護現場の後方支援の役割を果たすことでサービスの質の向上にも寄与することが期待できます。
介護の場でのサポート活動を奨励し、こうした効果の実現を図り、もって高齢者が互いに支え合う地域社会の構築を推進していきます。

(10) 防火・防災・緊急体制(予防課・安心安全課・社会福祉課)

【事業概要】

平成20年度に策定した災害時要援護者避難支援計画をもとに、災害が発生した場合に自力では避難することが困難な高齢者、心身障害者等の要援護者の避難支援に取り組んでいくことを目指し、防災関係団体、特に自治会の参加を求め、災害時要援護者も含めた総合防災訓練を実施していきます。

単身高齢者宅の防火診断の実施と住宅用火災警報器の設置を促進することにより、火災予防に努めていきます。

【取り組みの方向】

災害時に要援護者の避難支援を担う自治会は、現状ではモデル自治会として2、3の自治会が避難支援計画を実践している程度となっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、災害時要援護者支援について実践していきたいという自治会が増えてきたため、自治会に対する説明会を増やし、さらに計画を推進していきます。

(11)消費生活対策(コミュニティ課)

【事業概要】

消費者被害に遭わないよう高齢者に対して、情報提供や未然防止のための啓発講座やパネル展を実施し注意喚起を促し、消費生活の安定向上を図ります。

【取り組みの方向】

社会問題化されるようになった現在でも、悪質業者は、お金・健康・話し相手・住まいの不安などを話題に言葉巧みに高齢者に近寄っており、消費生活センターへ相談する高齢者の割合は、常に高い状況が続いています。

老人クラブの会合への出前講座、身近に高齢者と接するホームヘルパー、地域包括支援センター、民生委員・児童委員への働きかけなどを通し、多くの高齢者に注意喚起を図り、高齢者被害の未然防止に努めていきます。

(12)防犯対策(安心安全課)

【事業概要】

高齢者を狙う振り込め詐欺等の犯罪に遭わないために、所轄警察署を中心に防犯意識の高揚を図るための防犯講話を実施したり、地域で防犯活動を行っていただくなどして、その中で高齢者の防犯意識の高揚を図り、高齢者を対象とした防犯対策の啓発を図ります。

【取り組みの方向】

「自分は犯罪に遭わない大丈夫」などの意識が高齢者の中に未だ根強く、さらに、核家族化した中で家庭内での的確な情報提供者がいないことが問題となっています。また、地域での防犯活動の取り組み姿勢が各地域で異なるといった状況もみられます。

所轄警察署及び関係機関と連携し、自治会や老人クラブを対象に防犯講話を実施していきます。地域で高齢者が犯罪に遭わないよう、地域での防犯活動を推進するため支援体制を図ります。また、防犯関係団体で犯罪情報を紙ベースで配布し、市では携帯電話を利用した安心メールの活用を図るなど、引き続き継続していきます。

(13)交通安全対策(安心安全課)

【事業概要】

高齢者を対象とした交通安全の啓発並びに交通安全施設の設置と管理を目的としています。全市的な高齢者交通安全教育を推進していきます。

【取り組みの方向】

危険箇所に係る交通安全施設等の整備が不十分な箇所もあり、情報に基づく迅速な対応が要求されています。

ハード、ソフト面からの交通安全対策を総合的に推進するために、地元住民及び関係各課等との連携に緊密化を図っていきます。

4. 外出の支援

(1) バリアフリーのまちづくり

(安心安全課・道路管理課・道路建設課・まちづくり推進課・都市計画課)

【事業概要】

急速な高齢化社会の進展に伴い高齢者の自立した日常生活及び社会生活を確保する為、一定規模以上の駅の旅客施設やその周辺道路等のバリアフリー化を推進します。

平成 23・24 年度の事業により、東武野田線運河駅の自由通路や駅舎及び東口周辺道路の整備においてバリアフリー化を行う他、流山おおたかの森駅周辺における公共交通機関を利用した移動にあたり、支障となるバリアを取除き、高齢者・身体障害者等の移動を円滑化し、利便性・安全性の向上を図ります。

【取り組みの方向】

流山おおたかの森駅西口及び北口の整備が遅れていることから、今後、整備進捗が必要と考えます。

流山市後期基本計画で予定されている箇所(施設)の他、その他の箇所についても機会を得て交通バリアフリー化を図っていきます。

平成 23 年度から平成 24 年度にかけて行う東武野田線運河駅の駅舎及び東口周辺道路の整備が完了するため、今後は施設の維持及び改善に向けた働きかけを行っていきます。

流山おおたかの森駅西口及び北口については、整備進捗に合わせてバリアフリー化に取り組んでいきます。

(2) 道路新設及び改良(道路建設課)

【事業概要】

高齢者にとっても安全で安心な移動空間を整備するため、歩道の新設や拡幅、バス運行が可能な道路の整備など、道路の整備充実を図ります。

【取り組みの方向】

市内の都市計画道路の整備率は50%に達しておらず、幹線道路のネットワーク構築がまだ不十分です。現状では、交通量のある路線に歩道がない区間もあり、まだ高齢者にとって安全で安心な移動環境が十分整っているとはいえない状況にあります。

つくばエクスプレス沿線整備区域は、広範囲にわたり区画整理事業によって所要の幹線道路が構築されるので、つくばエクスプレス沿線整備区域から続く道路の整備を行い、道路のネットワークを構築していきます。

(3) 遊具施設等安全対策(みどりの課)

【事業概要】

公園緑地等における老朽化や機能が低下している施設について、その補修改良及び新設を行うことにより、地域住民の需要に応じた施設の充実を図ります。

また、高齢者の公園利用が増加するなかで、高齢者に配慮した公園の施設改良を図ります。

【取り組みの方向】

少子高齢化社会の影響で、幼児用の遊具よりも高齢者用の整備要望が多くなっています。このため、防災面も含めより安全で、より快適に利用できるよう公園管理に対する要求が高まる傾向にあります。

施設の撤去や新設については、地元自治会とも連携を取り、再設定の有無や公園の利用実態などを検討した上で安全性を確保した整備を実施します。

(4) 福祉有償運送(社会福祉課)

【事業概要】

市が主宰する福祉有償運送運営協議会の協議を経て、関東運輸局千葉運輸支局の登録を受けた NPO 法人等が自家用自動車を使用して、単独では移動が困難な方に対して、福祉有償運送事業を実施しています。利用にあたっては、介護保険要介護・要支援認定等を受けている者で、福祉有償運送事業者にも会員として登録することで、本人及びその付添人がタクシーより低額で利用することができます。

【取り組みの方向】

平成 21 年度には 7 事業者であったが、平成 23 年度は 6 事業者と減っており、福祉有償運送を行う NPO 法人の持ち込み車両は減少しています。毎年、要介護・要支援認定者は、3,000 人程度増加し、利用者も若干、増加しており、潜在的な需要はさらにあると見込まれます。また、事業者の持ち込み車両運転手が年々高齢化してくるという問題もあります。

つくばエクスプレスの開業や駅舎等のバリアフリー化やグリーンバスの運行区間の拡大や民間バス路線の開設などにより、市内の移動は以前よりも負担が少なくなったとはいえ、今後とも高齢化の進展によりひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれます。要介護・要支援認定高齢者等にとっては、自宅から目的地まで直接到達できるタクシーやそれに代わる移送手段が必要であるため、今後ともタクシーを補完するものとして、事業者の適正なサービス提供と利用者の増大を図っていきます。また、車両運転手の高齢化に合わせて、安全運行管理の徹底に取り組んでいきます。

(5) 高齢者等市内移動支援バス(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

市内で送迎バスを運行している企業等の協力のもと、バスの空席を活用して高齢者の移動支援を行い、積極的に社会参加ができるまちづくりを進め、生きがいのある地域づくりに努めます。

【取り組みの方向】

路線バス等の無い、交通不便地域の高齢者の移動手段を確保する必要があります。

運行可能な事業所を発掘し、協力を依頼していくためにどうすればよいか、今後、検討していきます。

第3章 地域包括ケアの体制づくり

1. 地域包括ケアの推進

いわゆる団塊の世代(昭和22年～昭和24年生まれ)の方々が65歳以上となる平成27年度を目標として、第3期計画以降、地域包括ケアの推進を計画の考え方の中心に据えています。

「地域包括ケア」とは、高齢者の生活を地域で支えるためには、介護保険の保険給付だけでは必ずしも十分ではないことから、高齢者のニーズに応じ、①住宅が提供されることを基本としたうえで、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、②ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯、あるいは認知症を抱える方がいる世帯に対する生活支援、権利擁護等の介護保険の給付対象でないサービス、③介護保険サービス、④介護予防サービス、⑤在宅の生活の質を確保するうえで必要不可欠な医療保険サービスの5つを一体化していくという考え方です。

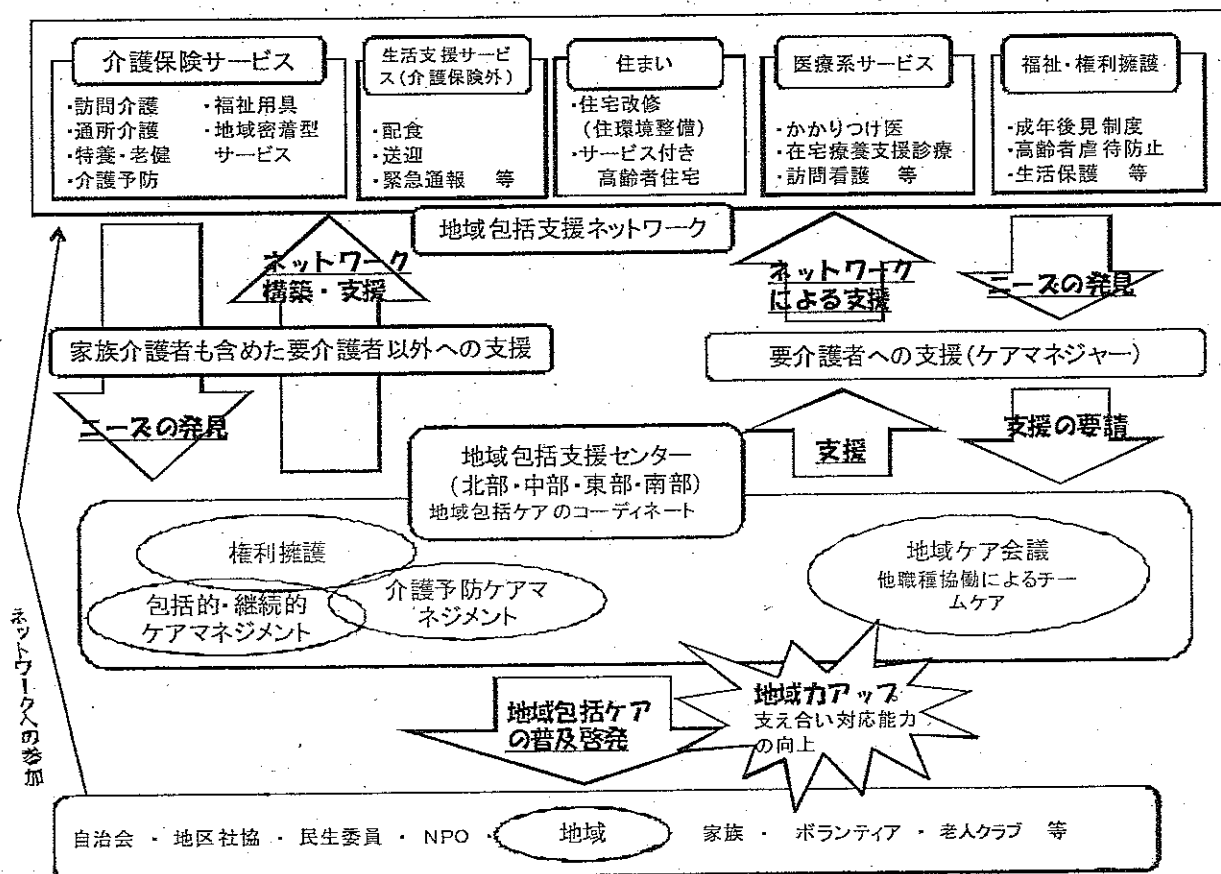
とりわけ、生活スタイルの変化に伴い、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が急速に増えています。こうした方々を中心に、万一、支援や介護が必要な状態になったとしても、その方の状態にあった様々なサービスを総合的に受けることができれば、住み慣れた「わがまち」で生活を継続することが可能となります。こうしたことから、地域包括ケアを充実強化することが必要となっているのです。

第5期計画では、地域包括ケアの体制の充実強化のために、継続的かつ着実に取り組む方向性をもって諸事業を計画に位置づけています。

【取り組みの方向】

地域包括ケアの充実強化のために、利用者のニーズに応じて、適切に組み合わせられたサービス提供が、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われるようシステム化を図ります。また、日常生活圏域ごとの地域特性等の実情を反映したシステム化を進めるとともに、地域包括支援センターが、さまざまな社会資源を活用してニーズと支援を結び付ける調整機能を果たし、調和のとれた地域包括ケアづくりを推進します。

流山市における地域包括ケアシステムの連携イメージ



2. 地域包括支援センターの充実強化

【事業概要】

本センターは、「総合性」「包括性」「継続性」の3点を主な視点とする「地域包括支援体制」の確立を目指し、「介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつけ、ネットワークを構築すること」「高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐ等の総合相談支援や、虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めること」「高齢者に対し包括的・継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメントの構築をすること」「介護予防事業や予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行うこと」の基本機能を担います。

また、地域住民のニーズや選択に応じ、医療、保健、介護、福祉サービスを適切かつ適時に提供する地域包括ケアの構築の中核的な機能を担う、高齢者の生活を支える総合機関として運営しています。

【取り組みの方向】

地域包括支援センター機能の一層の強化のため、体制の整備(人員確保、スキルアップ)を図っていきます。

また、地域のネットワークの構築、医療との連携強化、多職種協働連携の強化、介護支援専門員支援への更なる充実に向けて「地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」の意見を踏まえ取り組んでいきます。

さらには、地域包括支援センターをより多くの方に知ってもらい、一層の利用促進を図るため、周知活動をすすめていきます。

地域包括支援センターの運営は、引き続き社会福祉法人等の法人に委託していきます。

3. 医療との連携の推進

(1) かかりつけ医との連携(介護支援課)

【事業概要】

かかりつけ医は、専門医として、過去の病歴など高齢者本人の心身の状態を把握し、傷病の治療、悪化防止、観察や身体の変調への相談など、多角的に把握、理解している立場にあります。

また、要介護認定申請の際は、本人の傷病や生活機能の状態に基づき主治医意見書を作成し、要介護認定審査の重要な資料となる他、介護サービス利用の際は、サービス利用にあたって医学的に留意する事項等を助言するなどの役割を果たします。

【取り組みの方向】

持病等を抱えた高齢者が在宅で安心して療養生活を継続していくためには、あらゆる場面で、かかりつけ医との十分な連携が図られる必要があります。

とりわけ要介護(要支援)認定者のサービス利用の際に、かかりつけ医とケアマネジャーが緊密に連携し本人の心身の状態や生活状況等を適切に反映したサービスを利用することが状態の悪化防止を図る上で大切です。

地域のケアマネジャーで組織されている流山市介護支援専門員連絡会では、「千葉県地域生活連携シート」を利用し、医師とケアマネジャーの情報の共有化を推進しています。市では、こうした活動を支援し、医療と介護の連携強化を図っていきます。

(2) 認知症対策に係る医療との連携(介護支援課)

【事業概要】

認知症を抱える高齢者が増え続けています。

認知症への対応は、早い段階から介護サービスの利用による生活機能の維持や介護者の負担軽減を図ることが必要ですが、それとともに、早期に発見し、早期に医療につなぐことが進行の防止を図る上で重要になります。

流山市医師会の協力を得て、認知症教室の開催の他、地域包括支援センターの主催による認知症サポーター養成講座を実施し、より多くの市民に認知症を正しく理解してもらう取り組みを展開しています。

【取り組みの方向】

認知症対策においては、専門家である医師の協力が欠かせません。今後も流山市医師会の協力のもと、増え続ける認知症を抱える方への対策に望む必要があります。認知症講座等の開催を継続し、全市的な認知症への理解の浸透を図り、認知症を抱える方とともに暮らすことができる地域づくりを目指します。

4. 認知症高齢者対策の推進

(1) SOSネットワーク(安心安全課・高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

警察、市、金融機関、学校、医療機関、老人ホーム、コンビニエンスストア等と連携するとともに、安全安心メールで市民にも協力を依頼し、早期に身柄を保護し、徘徊する高齢者を介護する家族などの安心の一助を図ります。

【取り組みの方向】

徘徊等の行方不明者が広域的に移動した場合、1市だけでの対応では困難となっています。また、徘徊等による行方不明者が発生した場合は、迅速に情報共有を行うことが必要です。夜間や休日となると、連絡に制約が生じることがあります。

認知症の人や家族の不安感の軽減を図るため、今後も事業の継続を図り、また、広域対応、夜間、休日対応を検討していきます。

(2) 認知症高齢者介護家族への支援(介護支援課)

【事業概要】

介護者支援のため、認知症介護の知識等の習得及び家族(介護者)同士の情報交換や交流を図ることを目的として、市及び地域包括支援センターが各月で認知症を介護する家族のための集いを開催しています。このことにより、介護者の心身の健康保持や介護負担の軽減に努めています。

【取り組みの方向】

認知症介護家族が一人で抱え込まないなど、介護者の精神的負担の軽減の役割を果たしていますが、最近では若年性認知症の介護家族からの相談があり、高齢者の場合と違った家族の抱える状況や課題があります。今後も、高齢者及び若年の認知症介護家族の課題把握に努め、より充実した支援が行えるよう検討していきます。

(3) 認知症サポーター養成事業(介護支援課)

【事業概要】

「認知症サポーター養成講座」の開催により、地域や職域において認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成し、認知症の方やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進していきます。

【取り組みの方向】

高齢化率の上昇に伴い、認知症も増えていくと考えられ、サポーターの養成は今後必要不可欠であると考えます。より多くの市民に受講していただき新たなサポーターを養成していきます。また、充実した養成講座の企画・運営・調整等を図り、PRに取り組んでいきます。

5. 高齢者の権利擁護に係る施策の推進

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク事業(介護支援課)

【事業概要】

高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応のための体制を構築するために、平成 20 年に創設した「流山市高齢者虐待防止ネットワーク」で、関係機関のネットワークを強化し、高齢者の権利擁護を図ることを目指しています。

【取り組みの方向】

虐待が発生した場合でも、早期に対応できるよう関係機関や関係者が気づきの視点を持ち、一定の流れに沿って対応し再発や悪化を防ぐことが必要であるため、高齢者虐待に関するマニュアルやその他関連する帳票の整備を進めています。

また、高齢者虐待防止ネットワーク(全体会及び担当者会)の定期的開催の他、高齢者虐待防止の啓発のための研修会を実施していきます。

(2) 成年後見制度利用支援事業(介護支援課)

【事業概要】

身寄りがなく成年後見の申立てをする親族がいない高齢者等に対し、市長が申立てを行います。また、後見人等の報酬費用を負担することが困難な高齢者等に対し、所得状況に基づき報酬費用の一部または全部を助成します。

【取り組みの方向】

事業を継続するとともに、市長申立てにより選任された後見人等の連携を図り、適切な後見制度の利用促進を図ります。

また、制度の安定的な運営を図るため、報酬費用助成の対象者の在り方について検討していくとともに、後見人等との連携を強化します。

(3) 成年後見制度利用促進事業(介護支援課・障害者支援課)

【事業概要】

成年後見制度の普及・啓発促進のための検討会(「流山市成年後見制度利用促進検討会」平成 23 年に発足)を実施し、市が目指す方向やそれに対する取り組みについて検討しています。

【取り組みの方向】

高齢者人口の増加に伴い、今後、成年後見制度の利用ニーズは高まっていくことが予測されます。流山市社会福祉協議会やNPO法人と協力し制度利用に関する相談窓口等の充実に向けて取り組んでいきます。

第4章 在宅での生活の継続を支える仕組みづくり

1. 高齢者福祉サービスの充実

(1) 布団乾燥消毒サービス(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

高齢者の自宅での生活維持、及び健康保持を図るため、寝たきり高齢者の方、またはおおむね65歳以上のひとり暮らしの方で布団を干すことが困難な方のお宅に布団乾燥車を派遣して、乾燥消毒を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	登録者数	50人	55人	60人
	利用回数	650回	680回	720回

事業の周知に努め、適正実施を図っていきます。

(2) 高齢者外出支援サービス(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進展を防止するため、65歳以上でひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯等の方で、老衰、心身の障害などの理由で一般の交通機関を利用することが困難な方に対して、市の委託を受けた事業者が、移送車両で自宅の玄関から病院や介護保険施設の入り口までの移動及び昇降時の解除を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	登録者数	85人	90人	90人
	利用回数	2,100回	2,200回	2,200回

事業の周知に努め、適正実施を図るとともに、病院の通院及び介護保険関係施設利用時に本サービス提供を行っているが、公共の交通機関を利用することが困難な方や、家に引きこもりがちな高齢者に対しても、外出の機会を増やす意味から利用内容の検討が必要です。

(3) 高齢者訪問理美容サービス(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進展を防止するため、理容所または美容所に出向くことが困難な在宅高齢者を対象に、訪問による理美容サービスを提供することによって、在宅生活の向上を図り、高齢者の福祉の増進に貢献します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	登録者数	30 人	33 人	36 人
	利用回数	40 回	45 回	50 回

高齢者の増加に伴い、訪問理容サービスの対象者も増えていくことが予測されます。事業の周知に努め、適正実施を図っていきます。

(4) 日常生活用具の給付等(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進展を防止するため、ひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報装置、電磁調理器、火災報知機等の日常生活に必要な用具を給付等することにより、安心した生活が送れるよう便宜を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	緊通設置 年間件数	30 件	30 件	30 件
	その他件数	1 件	1 件	1 件

緊急通報装置の設置件数は増加しているが、他の日常生活用具は設置希望が少ない。

社会情勢、生活様式の変化に合わせて、給付内容を見直す必要がある。

(5) 声の訪問事業(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

市内のひとり暮らし高齢者等に対し、地域住民による訪問または見守りを行うことによって孤独感の解消と安否確認をするとともに、ふれあいと支えあいのある心豊かな地域福祉社会づくりを推進します。

【取り組みの方向】

現在、15 地区社会福祉協議会中 13 地区が実施していますが、全地区での実施が必要です。また、活動は、地区独自であり格差も生じています。それぞれの抱える問題もあり解決しなければなりません。

情報交換の場を提供し、それぞれの地域で行っている活動の良い点、悪い点を検討し、事業内容の向上を図っていきます。

(6) 家族介護支援事業(介護支援課)

【事業概要】

家族介護者に対する慰労金や介護用品の支給等を行い、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。「在宅高齢者家族介護慰労事業」「在宅高齢者家族介護用品支給事業」「徘徊高齢者等家族支援サービス事業」があります。

【取り組みの方向】

＜在宅高齢者家族介護慰労事業＞

介護保険を利用していない重度の要介護認定高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に慰労金を支給します。

＜在宅高齢者家族介護用品支給事業＞

紙おむつ等の介護用品が必要な介護度中重度の高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、利用券を発行し、家族の経済的負担軽減を図ります。

＜徘徊高齢者家族支援サービス事業＞

徘徊高齢者位置探索情報提供サービスを利用した家族介護者を対象に登録料の一部を助成します。

(7) 給食サービス(介護支援課)

【事業概要】

食の調達が困難なひとり暮らし等の高齢者を対象に、栄養改善を図り健康の増進に寄与することを目的として、週3回夕食の提供を行うことで在宅生活の継続を支援するものです。

【取り組みの方向】

項目			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	食の自立支援配食サービス	利用食数	48,250食	51,072食	53,491食
		人数	4,308人	4,560人	4,776人

高齢者が低栄養状態に陥ることなく在宅生活を継続することができるように、アセスメントを通じてサービスの適切な利用を図ります。

なお、低所得者への配慮として、利用者負担額の軽減措置を図ります。

(8) 福祉サービス未利用者に対するPRの推進

(高齢者生きがい推進課・介護支援課)

【事業概要】

支援の必要な高齢者が適切にサービスの利用ができるように、サービス内容、手続き方法を広く対象者に伝え、必要なサービスを給付し、高齢者の福祉の向上を目指します。

【取り組みの方向】

サービス未利用者の実態把握がなされていないことや各種福祉サービスのPRが十分とは言えないという状況があります。

広報ながれやま、ホームページ、ちらし、ポスターでのPRをはじめ、高齢者向け各種イベントでの体験、経験型PRで参加者の口伝えでの周知などの工夫をしていきます。

また、転入届の際に案内の配布を行っていき、対象者への周知を図っていきます。

2. 高齢者の居住に係る施策との連携

(1) 高齢者向け住宅の提供(建築住宅課)

【事業概要】

3DKに入居する小世帯の住み替えを誘導するなど、世帯人数に応じた適切な規模の住宅への入居を勧めたり、高齢者のためにバリアフリー化した住宅を提供していきます。

【取り組みの方向】

市営住宅の建設には用地を含め多大な経費を要することになるため、既存ストックの有効活用を図っていきます。

また、民間活力の導入により市営住宅の不足を補い、住宅に困窮している市民の住生活の安定に取り組んでいきます。

(2) 福祉住宅改善相談(高齢者生きがい推進課・介護支援課・障害者支援課)

【事業概要】

介護の必要な高齢者の生活や重度障害者の方が住み慣れた地域で生活を続けるために、バリアフリー化などの住宅改修を行った際に助成することで、経済的負担を軽減し、社会的自立の促進を図ることを目指しています。

【取り組みの方向】

この制度は、障害者と高齢者が対象となっており、それぞれの担当課で行っています。

この制度の利用促進のため、広報ながれやま等などによる周知活動を強化し、サービス提供の拡大を図っていきます。

(3) 住宅改修支援事業(介護支援課)

【事業概要】

介護支援専門員に対して、ケアプランの利用のない場合の住宅改修に係る理由書作成に対する支援を行うことで、介護保険サービス利用の促進を図るとともに、適正な住宅改修を支援していきます。

【取り組みの方向】

ケアプラン利用のない方の住宅改修の支援として、引き続き実施していきます。

(4) 住宅改造費の助成(高齢者生きがい推進課・障害者支援課)

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進展を防止するため、市内の居宅で日常生活を営むために住宅の一部を改造する必要がある高齢者または同居者に対し、改造費の一部を助成することにより、高齢者の自立の促進及び介護に適した住環境づくりを推進します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	利用件数	50件	55件	60件

介護保険の住宅改修費の上乗せとしての制度であるため、利用者の手続き上の利便を図るためには、事務の統一化が求められます。

介護保険の住宅改修制度との事務の統一化に向けて検討していきます。

(5) ケアハウス(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

原則として60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢のために独立して生活するには不安が認められ、家族の援助を受けられないといった自立生活に不安のある高齢者の居住場所の整備として、ケアハウスの情報を提供します。

【取り組みの方向】

需要に応じた施設計画の策定が必要です。

設置の適正数値の把握に努め計画的に建設指導を行っていくとともに、今後、内容を検討していきます。

(6) サービス付き高齢者住宅(高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

自立生活に不安のある高齢者の居住場所として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えている中、バリアフリー化など高齢者が暮らしやすい環境を考慮した住まいが必要であることから、事業者による介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の整備が進んでいます。

【取り組みの方向】

高齢者住まい法の改正(平成23年10月20日施行)により、高齢者専用賃貸住宅等が「サービス付き高齢者住宅」として再編されました。

日常生活に不安を抱える高齢者の安心した住まいとしての活用や、訪問介護や通所系サービスなどの利用によりお世話が重度な状態になっても、生活の継続ができる住まいとして期待されています。利用ニーズを見極めつつ、民間活力によりバランスよく整備を図って行く方向です。

一方で、入居に際しては、出来る限り流山市民を優先入居させること、他市の被保険者の入居については住所地特例により対応することなど適切な事業者指導を行います。

第5章 高齢者を支える介護体制づくり

1. 予防給付サービスの推進（介護支援課）

要支援1～2の方を対象に要介護状態にならないように、身体機能の維持・向上を図るサービスです。

(1) 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

【事業概要】

居宅において介護を受ける要支援者を対象に、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、その方の居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をします。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	年延人数	3,051人	3,473人	3,896人
	実人数	255人	290人	325人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(2) 介護予防訪問入浴介護

【事業概要】

要支援者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をします。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	年延回数	28回	33回	37回
	実人数	2人	2人	2人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(3) 介護予防訪問看護

【事業概要】

訪問看護が必要と主治医が認めた要支援者を対象に、その居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	年延回数	928回	953回	998回
	実人数	34人	36人	37人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(4) 介護予防訪問リハビリテーション

【事業概要】

訪問リハビリテーションが必要と主治医が認めた要支援者を対象に、その居宅において、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延日数	452 日	519 日	587 日
	実人数	4 人	4 人	5 人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(5) 介護予防居宅療養管理指導

【事業概要】

要支援者を対象に、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が、療養上の管理及び指導をします。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	440 人	450 人	460 人
	実人数	37 人	38 人	39 人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(6) 介護予防通所介護(デイサービス)

【事業概要】

要支援者を対象に介護予防、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をし、心身機能の維持を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	3,167 人	3,800 人	4,561 人
	実人数	264 人	317 人	381 人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(7) 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

【事業概要】

通所リハビリテーションが必要と主治医が認めた要支援者を対象に、当該施設において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	1,370 人	1,565 人	1,759 人
	実人数	115 人	131 人	147 人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(8) 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

【事業概要】

要支援者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延日数	270 日	311 日	353 日
	実人数	8 人	9 人	10 人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(9) 介護予防短期入所療養介護(ショートケア)

【事業概要】

要支援者を対象に、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延日数	24 日	24 日	24 日
	実人数	2 人	2 人	2 人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(10) 介護予防福祉用具貸与

【事業概要】

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要支援者を対象に、日常生活上の便宜を図るため、また、要支援者の機能訓練の為に福祉用具を貸与します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	967 人	1,105 人	1,244 人
	実人数	81 人	93 人	104 人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(11) 介護予防特定施設入居者生活介護

【事業概要】

有料老人ホーム等の施設に入居している要支援者を対象に、当該特定施設が計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話をします。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	314 人	347 人	397 人
	実人数	27 人	29 人	34 人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(12) 介護予防特定福祉用具販売

【事業概要】

要支援者に対し、福祉用具のうち入浴または排せつの用に供するもの等を販売します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	88 人	104 人	122 人
	実人数	85 人	99 人	115 人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(13) 介護予防住宅改修

【事業概要】

要支援者が在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付け等の住宅改修に要する費用を助成します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	132 人	145 人	157 人
	実人数	130 人	142 人	153 人

介護給付適正化の1つとして、事前申請時及び事後申請時に適切に住宅改修工事が計画され、計画どおりに工事が完成しているかを、現地へおもむき検査の実施を継続的にしていきます。

(14) 介護予防支援(介護予防ケアプラン作成)

【事業概要】

要支援認定を受けた方が、介護予防サービスを利用するためには、地域包括支援センターが作成するケアプランが必要となります。要支援認定を受けた方が適切なサービスを利用できるように、地域包括支援センターが利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護予防サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡や調整を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	7,231 人	8,164 人	9,168 人
	実人数	603 人	681 人	764 人

保険者である本市と地域包括支援センターが連携し、より効果的な介護予防プランを作成できるよう努めます。

2. 介護給付サービスの推進（介護支援課）

要介護1～5の方を対象に、高齢であっても自分らしく、自立した生活を継続するためのサービスです。

■在宅サービス

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

【事業概要】

居宅において介護を受ける要介護者（居宅要介護者）を対象に、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、その方の居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をします。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	年延回数	300,506回	331,186回	360,993回
	実人数	1,182人	1,303人	1,420人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(2) 訪問入浴介護

【事業概要】

居宅要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をします。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	年延回数	6,842回	7,684回	8,526回
	実人数	116人	130人	144人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(3) 訪問看護

【事業概要】

訪問看護が必要と主治医が認めた居宅要介護者を対象に、その居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	年延回数	22,370回	25,132回	27,895回
	実人数	400人	444人	488人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(4) 訪問リハビリテーション

【事業概要】

訪問リハビリテーションが必要と主治医が認めた居宅要介護者を対象に、その居宅において、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延回数	9,017 回	10,246 回	11,475 回
	実人数	81 人	92 人	102 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(5) 居宅療養管理指導

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が、療養上の管理及び指導をします。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	8,445 人	8,745 人	9,069 人
	実人数	704 人	729 人	756 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(6) 通所介護(デイサービス)

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をし、心身機能の維持を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延回数	131,482 回	144,630 回	157,647 回
	実人数	1,209 人	1,330 人	1,449 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(7)通所リハビリテーション(デイケア)

【事業概要】

通所リハビリテーションが必要と主治医が認めた居宅要介護者を対象に、当該施設において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延回数	45,722 回	49,838 回	53,825 回
	実人数	507 人	553 人	597 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(8)短期入所生活介護(ショートステイ)

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延日数	43,358 日	49,624 日	55,890 日
	実人数	384 人	432 人	481 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(9)短期入所療養介護(ショートケア)

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延日数	2,132 日	2,439 日	2,747 日
	実人数	33 人	38 人	42 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(10)福祉用具貸与

【事業概要】

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある居宅要介護者を対象に、日常生活上の便宜を図るため、また、要介護者等の機能訓練の為に福祉用具を貸与します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	16,061 人	17,878 人	19,696 人
	実人数	1,339 人	1,490 人	1,642 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(11)特定施設入居者生活介護

【事業概要】

有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者を対象に、当該特定施設が計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話をします。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	2,578 人	2,850 人	3,151 人
	実人数	215 人	238 人	263 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(12)特定福祉用具販売

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、福祉用具のうち入浴または排せつの用に供するもの等を販売します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	495 人	564 人	633 人
	実人数	455 人	514 人	573 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(13) 住宅改修費の支給

【事業概要】

居宅要介護者が在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付け等の住宅改修に要する費用を助成します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	408 人	428 人	449 人
	実人数	388 人	406 人	426 人

介護給付適正化の1つとして、事前申請時及び事後申請時に適切に住宅改修工事が計画され、計画どおりに工事が完成しているかを、現地へおもむき検査の実施を継続的にしていきます。

(14) 居宅介護支援(ケアプランの作成)

【事業概要】

要介護認定を受けた方が、介護サービスを利用するためには、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランが必要となります。要介護認定を受けた方が適切なサービスを利用できるように、介護支援専門員が利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡や調整を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	33,680 人	37,048 人	40,383 人
	実人数	2,807 人	3,088 人	3,366 人

介護給付適正化の1つとして、ケアプランが適切に作成されているか居宅支援事業所へおもむき、実際にケアプランの提出を求め、点検確認の実施を継続的にしていきます。

■施設サービス

(15) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

【事業概要】

常時介護を必要とし、居宅での介護が困難な要介護入所者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常の世話及び機能訓練を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	6,468 人	6,588 人	6,708 人
	実人数	539 人	549 人	559 人

介護老人福祉施設への入所希望者は、平成 23 年 7 月 1 日で 567 名です。この待機者解消のため第 4 期介護保険事業計画に 200 床の介護老人福祉施設の整備を行い、さらに第 5 期介護保険事業計画に 100 床の介護老人福祉施設の整備を進めます。

(16) 介護老人保健施設(老人保健施設)

【事業概要】

入院して治療をする必要はないものの、在宅での療養が困難な要介護者を対象に、看護や機能訓練などのサービスを提供し、家庭への復帰を目指します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	3,408 人	3,468 人	3,528 人
	実人数	284 人	289 人	294 人

介護老人保健施設は、病状が安定期にある要介護者に対し一定期間、看護、介護、機能訓練を行い、要介護者の状態が安定したら、在宅生活への復帰となります。本市の 2 施設のサービス提供の充実が図れるよう目指します。

(17) 介護療養型医療施設(療養型病床群)

【事業概要】

長期にわたり療養を必要とする要援護高齢者を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能訓練等を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	300 人	300 人	300 人
	実人数	25 人	25 人	25 人

本市の介護療養型医療施設は、平成 23 年 9 月をもって廃止となり、全国的にも平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止の予定です。表中の人数については、他市町村の介護療養型医療施設の利用見込数です。

3. 地域密着型サービスの推進（介護支援課）

住み慣れた地域で暮らし続けられるように、利用者のニーズにきめ細かく対応するためのサービスです。
原則として流山市民のみ利用することができるサービスです。

■予防給付

(1) 地域密着型 介護予防認知症対応型通所介護

【事業概要】

認知症の要支援者を対象に、認知症デイサービスにおいて入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	年延人数	24人	24人	24人
	実人数	2人	2人	2人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(2) 地域密着型 介護予防小規模多機能型居宅介護

【事業概要】

要支援者を対象に、要支援者の選択に基づき、心身の状況、環境等に応じ、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの3つのサービスを組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	年延人数	14人	15人	17人
	実人数	2人	2人	2人

介護予防サービス受給者への当該介護予防サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(3) 地域密着型 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【事業概要】

認知症要支援者を対象に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	24 人	24 人	24 人
	実人員	2 人	2 人	2 人

高齢者の増加に伴い、認知症の方への介護予防サービス提供体制の充実が必要となります。第4期介護保険事業計画中に3ユニット(27名)の認知症対応型共同生活介護の整備を行い、さらに第5期介護保険事業計画中に2ユニット(18名)の認知症対応型共同生活介護の整備を進めます。

■介護給付

(4) 地域密着型 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業概要】

重度者をはじめとした要介護高齢者を対象に、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	0 人	0 人	360 人
	実人数	0 人	0 人	30 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護予防サービスを提供できるようにしていきます。

(5) 地域密着型 夜間対応型訪問介護

【事業概要】

主にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、中重度の要介護者を対象に、夜間に定期的な巡回または通報により、介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	0 人	36 人	36 人
	実人数	0 人	3 人	3 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(6) 地域密着型 複合型サービス

【事業概要】

要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者を対象に、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	0 人	0 人	184 人
	実人数	0 人	0 人	16 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(7) 地域密着型 認知症対応型通所介護

【事業概要】

認知症の居宅要介護者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延回数	7,714 回	8,021 回	8,663 回
	実人数	62 人	64 人	69 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(8) 地域密着型 小規模多機能型居宅介護

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、心身の状況、環境等に応じ、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの3つのサービスを組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	583 人	616 人	684 人
	実人数	49 人	52 人	57 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

(9) 地域密着型 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【事業概要】

認知症要介護者を対象に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	1,368 人	1,368 人	1,584 人
	実人数	114 人	114 人	132 人

高齢者の増加に伴い、認知症の方への介護サービス提供体制の充実が必要となります。第4期介護保険事業計画中に3ユニット(27名)の認知症対応型共同生活介護の整備を行い、さらに第5期介護保険事業計画中に2ユニット(18名)の認知症対応型共同生活介護の整備を進めます。

(10) 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業概要】

入所定員が29人以下の施設で要介護者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画値	年延人数	348 人	348 人	348 人
	実人数	29 人	29 人	29 人

介護サービス受給者への当該介護サービスの提供が充足しているのか、それとも不足しているのかを的確に把握し、必要な介護サービスを提供できるようにしていきます。

4. その他サービスの推進

(1) 介護支援専門員の支援(介護支援課)

【事業概要】

市内の事業所に勤務する介護支援専門員に対し、資質向上のため定期的に情報提供、意見交換、研修会などを開催し、関係機関や関係職種等との連携づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

【取り組みの方向】

認知症高齢者や問題が複雑化している利用者の増加により、スキルアップ、関係機関等との連携が益々重要となっています。流山市介護支援専門員連絡会が主体となり業務の中で課題や社会情勢に応じた研修を積極的に行っていく、継続的に支援をしていきます。

(2) シルバーサービス事業者連絡会(介護支援課)

【事業概要】

誰もが安心して利用できる社会サービス体制を実現するために、サービスの質、内容の向上に向け、事業者連絡会や、サービス展開にあたっての連携、調整を図ります。

【取り組みの方向】

市内でサービス提供を行う事業者間の連携や相互補完を進め、介護サービスの安定的な供給体制づくり、情報の共有及びサービスの質の向上を図っていきます。

(3) 介護相談員派遣(介護支援課)

【事業概要】

介護相談員が、介護サービス提供の場を訪ね、サービスを利用する方等の話を聞き、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ります。

【取り組みの方向】

介護相談員派遣事業の推進のため活動状況の公表、介護相談員だよりの発行、事業者説明会等により、サービス利用者及び事業者に事業の趣旨の理解を目指していきます。

(4) 介護保険制度モニター(介護支援課)

【事業概要】

介護サービス利用者、その家族または介護経験のある者で公募により委嘱したモニターから介護保険制度や介護サービスの情報等を広く公正に聴き、その意見等を、介護サービス事業者等に届けることなどにより、介護サービスの質の向上と介護保険制度の充実を図っていきます。

【取り組みの方向】

モニターの制度の見直しに係る理解を深めつつ、連絡会議を通じて介護保険事業計画の改正に向けて、その声を反映させることができるよう図っていきます。

第6章 介護保険サービスの事業規模及び保険料

1. 認定者数の今後の見込み

平成24年度

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男	第1号被保険者	1,626人	180人	123人	460人	343人	241人	117人	162人
	65～69歳	213人	13人	20人	47人	43人	39人	18人	33人
	70～74歳	217人	24人	7人	62人	52人	38人	9人	25人
	75～79歳	339人	14人	18人	127人	64人	53人	33人	30人
	80～84歳	383人	53人	42人	107人	92人	44人	15人	30人
	84～89歳	294人	56人	24人	75人	65人	41人	13人	20人
	90歳以上	180人	20人	12人	42人	27人	26人	29人	24人
	第2号被保険者	100人	2人	2人	30人	28人	14人	15人	9人
	総数	1,726人	182人	125人	490人	371人	255人	132人	171人
女	第1号被保険者	3,971人	483人	396人	933人	607人	592人	527人	433人
	65～69歳	176人	18人	12人	44人	43人	17人	6人	36人
	70～74歳	302人	52人	21人	94人	64人	32人	10人	29人
	75～79歳	616人	129人	36人	185人	76人	53人	69人	68人
	80～84歳	1,041人	170人	104人	252人	160人	149人	114人	92人
	84～89歳	994人	84人	159人	181人	154人	179人	148人	89人
	90歳以上	842人	30人	64人	177人	110人	162人	180人	119人
	第2号被保険者	115人	1人	6人	26人	29人	29人	10人	14人
	総数	4,086人	484人	402人	959人	636人	621人	537人	447人
計	第1号被保険者	5,597人	663人	519人	1,393人	950人	833人	644人	595人
	65～69歳	389人	31人	32人	91人	86人	56人	24人	69人
	70～74歳	519人	76人	28人	156人	116人	70人	19人	54人
	75～79歳	955人	143人	54人	312人	140人	106人	102人	98人
	80～84歳	1,424人	223人	146人	359人	252人	193人	129人	122人
	84～89歳	1,288人	140人	183人	256人	219人	220人	161人	109人
	90歳以上	1,022人	50人	76人	219人	137人	188人	209人	143人
	第2号被保険者	215人	3人	8人	56人	57人	43人	25人	23人
	総数	5,812人	666人	527人	1,449人	1,007人	876人	669人	618人

※10月1日現在

平成25年度

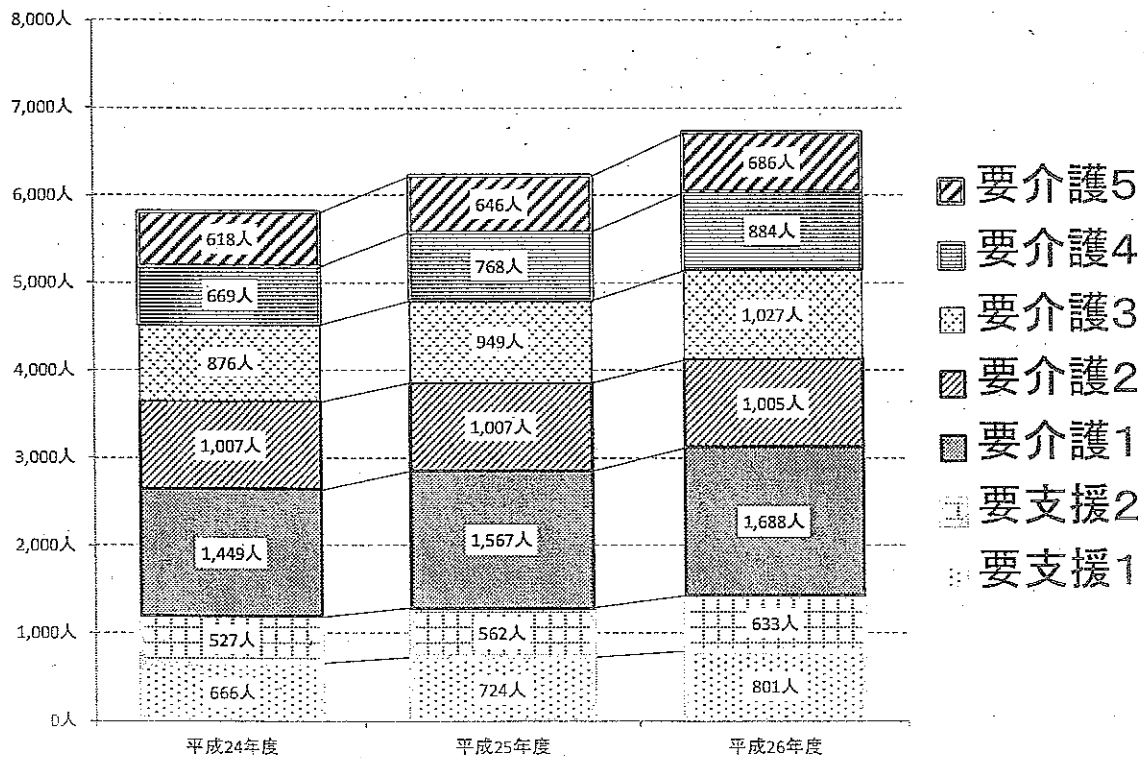
		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男	第1号被保険者	1,699人	190人	125人	501人	349人	235人	124人	175人
	65～69歳	253人	13人	24人	55人	49人	48人	23人	41人
	70～74歳	213人	27人	6人	66人	43人	37人	9人	25人
	75～79歳	341人	6人	14人	145人	66人	49人	30人	31人
	80～84歳	385人	52人	46人	104人	103人	36人	16人	28人
	84～89歳	311人	66人	24人	83人	63人	44人	15人	16人
	90歳以上	196人	26人	11人	48人	25人	21人	31人	34人
	第2号被保険者	91人	2人	2人	35人	24人	10人	16人	2人
	総数	1,790人	192人	127人	536人	373人	245人	140人	177人
女	第1号被保険者	4,302人	531人	428人	1,000人	602人	668人	617人	456人
	65～69歳	192人	17人	13人	48人	50人	17人	2人	45人
	70～74歳	318人	58人	9人	112人	67人	33人	11人	28人
	75～79歳	603人	136人	15人	198人	55人	43人	82人	74人
	80～84歳	1,149人	202人	110人	257人	158人	188人	126人	108人
	84～89歳	1,099人	89人	206人	175人	160人	208人	179人	82人
	90歳以上	941人	29人	75人	210人	112人	179人	217人	119人
	第2号被保険者	131人	1人	7人	31人	32人	36人	11人	13人
	総数	4,433人	532人	435人	1,031人	634人	704人	628人	469人
計	第1号被保険者	6,001人	721人	553人	1,501人	951人	903人	741人	631人
	65～69歳	445人	30人	37人	103人	99人	65人	25人	86人
	70～74歳	531人	85人	15人	178人	110人	70人	20人	53人
	75～79歳	944人	142人	29人	343人	121人	92人	112人	105人
	80～84歳	1,534人	254人	156人	361人	261人	224人	142人	136人
	84～89歳	1,410人	155人	230人	258人	223人	252人	194人	98人
	90歳以上	1,137人	55人	86人	258人	137人	200人	248人	153人
	第2号被保険者	222人	3人	9人	66人	56人	46人	27人	15人
	総数	6,223人	724人	562人	1,567人	1,007人	949人	768人	646人

※10月1日現在

平成26年度

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男	第1号被保険者	1,788人	213人	126人	545人	355人	227人	132人	190人
	65～69歳	295人	13人	28人	63人	56人	58人	28人	49人
	70～74歳	206人	29人	4人	70人	33人	36人	10人	24人
	75～79歳	352人	7人	9人	164人	67人	45人	27人	33人
	80～84歳	390人	52人	50人	102人	115人	27人	17人	27人
	84～89歳	330人	79人	25人	92人	60人	46人	16人	12人
	90歳以上	215人	33人	10人	54人	24人	15人	34人	45人
	第2号被保険者	91人	2人	2人	40人	21人	7人	17人	2人
	総数	1,879人	215人	128人	585人	376人	234人	149人	192人
女	第1号被保険者	4,698人	585人	497人	1,067人	594人	750人	723人	482人
	65～69歳	210人	16人	13人	51人	57人	16人	2人	55人
	70～74歳	345人	64人	9人	130人	68人	34人	12人	28人
	75～79歳	619人	144人	15人	214人	34人	33人	98人	81人
	80～84歳	1,256人	237人	115人	258人	154人	229人	138人	125人
	84～89歳	1,219人	95人	258人	169人	167人	240人	215人	75人
	90歳以上	1,049人	29人	87人	245人	114人	198人	258人	118人
	第2号被保険者	147人	1人	8人	36人	35人	43人	12人	12人
	総数	4,845人	586人	505人	1,103人	629人	793人	735人	494人
計	第1号被保険者	6,486人	798人	623人	1,612人	949人	977人	855人	672人
	65～69歳	505人	29人	41人	114人	113人	74人	30人	104人
	70～74歳	551人	93人	13人	200人	101人	70人	22人	52人
	75～79歳	971人	151人	24人	378人	101人	78人	125人	114人
	80～84歳	1,646人	289人	165人	360人	269人	256人	155人	152人
	84～89歳	1,549人	174人	283人	261人	227人	286人	231人	87人
	90歳以上	1,264人	62人	97人	299人	138人	213人	292人	163人
	第2号被保険者	238人	3人	10人	76人	56人	50人	29人	14人
	総数	6,724人	801人	633人	1,688人	1,005人	1,027人	884人	686人

※10月1日現在



2. 介護サービスの利用見込量の推計

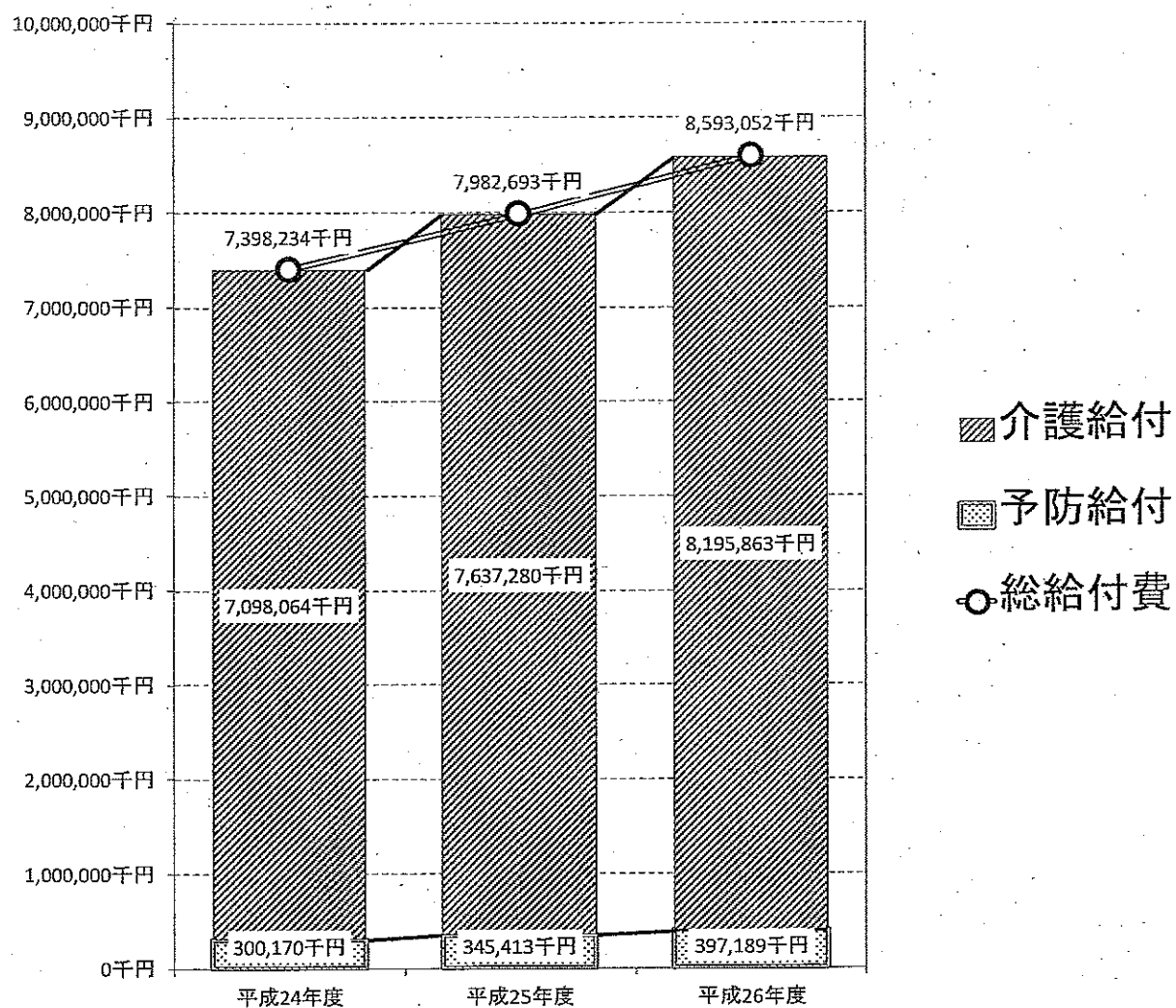
(1) 予防給付サービスの見込量

			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
(1)介護予防サービス	介護予防訪問介護	給付費	46,259千円	52,785千円	59,310千円
		人数	3,051人	3,473人	3,896人
	介護予防訪問入浴介護	給付費	219千円	253千円	287千円
		回数	28回	33回	37回
		人数	14人	16人	19人
		介護予防訪問看護	給付費	3,904千円	4,097千円
	回数		928回	953回	998回
		人数	402人	422人	442人
		介護予防訪問リハビリテーション	給付費	1,265千円	1,454千円
	回数		452回	519回	587回
		人数	42人	48人	54人
		介護予防居宅療養管理指導	給付費	4,961千円	5,073千円
	人数		440人	450人	460人
	介護予防通所介護	給付費	107,033千円	128,440千円	154,128千円
		人数	3,167人	3,800人	4,561人
	介護予防通所リハビリテーション	給付費	52,109千円	59,756千円	67,402千円
		人数	1,370人	1,565人	1,759人
	介護予防短期入所生活介護	給付費	1,689千円	1,950千円	2,211千円
日数		270日	311日	353日	
	人数	85人	98人	110人	
	介護予防短期入所療養介護	給付費	168千円	168千円	168千円
日数		24日	24日	24日	
	人数	24人	24人	24人	
	介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	29,313千円	32,225千円	37,049千円
人数		314人	347人	397人	
介護予防福祉用具貸与	給付費	4,384千円	5,018千円	5,651千円	
	人数	967人	1,105人	1,244人	
特定介護予防福祉用具販売	給付費	1,852千円	2,199千円	2,585千円	
	人数	88人	104人	122人	
(2)地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	給付費	96千円	96千円	96千円
		回数	24回	24回	24回
		人数	24人	24人	24人
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	592千円	664千円	736千円
		人数	14人	15人	17人
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	180千円	180千円	180千円
	人数	24人	24人	24人	
(3)住宅改修		給付費	15,788千円	16,781千円	17,774千円
		人数	132人	145人	157人
(4)介護予防支援		給付費	30,358千円	34,275千円	38,490千円
		人数	7,231人	8,164人	9,168人

(2) 介護給付サービスの見込量

			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
(1) 居宅サービス	訪問介護	給付費	862,949千円	951,052千円	1,036,647千円
		回数	300,506回	331,186回	360,993回
		人数	14,184人	15,632人	17,039人
	訪問入浴介護	給付費	78,408千円	88,055千円	97,701千円
		回数	6,842回	7,684回	8,526回
		人数	1,387人	1,557人	1,728人
	訪問看護	給付費	146,465千円	165,061千円	183,658千円
		回数	22,370回	25,132回	27,895回
		人数	4,789人	5,318人	5,847人
	訪問リハビリテーション	給付費	25,778千円	29,341千円	32,903千円
		回数	9,017回	10,246回	11,475回
		人数	967人	1,094人	1,222人
	居宅療養管理指導	給付費	85,877千円	88,927千円	92,222千円
		人数	8,445人	8,745人	9,089人
	通所介護	給付費	1,010,987千円	1,112,086千円	1,212,174千円
		回数	131,482回	144,630回	157,647回
		人数	14,500人	15,950人	17,385人
	通所リハビリテーション	給付費	370,172千円	403,488千円	435,768千円
		回数	45,722回	49,838回	53,825回
		人数	6,080人	6,627人	7,157人
	短期入所生活介護	給付費	367,495千円	422,619千円	477,744千円
		日数	43,358日	49,624日	55,890日
		人数	4,602人	5,183人	5,765人
(2) 地域密着型サービス	短期入所療養介護	給付費	23,678千円	27,118千円	30,557千円
		日数	2,132日	2,439日	2,747日
		人数	391人	445人	500人
	特定施設入居者生活介護	給付費	483,729千円	535,473千円	593,126千円
		人数	2,578人	2,850人	3,151人
		給付費	223,765千円	253,665千円	283,565千円
	福祉用具貸与	人数	16,061人	17,879人	19,696人
		給付費	14,476千円	16,500千円	18,524千円
		人数	495人	564人	633人
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	0千円	0千円	8,942千円
		人数	0人	0人	360人
		給付費	0千円	895千円	895千円
	夜間対応型訪問介護	人数	0人	36人	36人
		給付費	83,598千円	86,930千円	93,885千円
		回数	7,714回	8,021回	8,663回
	認知症対応型通所介護	人数	735人	764人	826人
		給付費	106,615千円	122,538千円	137,960千円
		人数	583人	616人	684人
	小規模多機能型居宅介護	給付費	273,259千円	301,385千円	331,608千円
		人数	1,368人	1,368人	1,584人
		給付費	0千円	0千円	0千円
	認知症対応型共同生活介護	人数	0人	0人	0人
		給付費	83,884千円	83,884千円	83,884千円
		人数	348人	348人	348人
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0千円	0千円	0千円
		人数	0人	0人	0人
		給付費	83,884千円	83,884千円	83,884千円
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	348人	348人	348人
		給付費	0千円	0千円	4,504千円
		人数	0人	0人	184人
	複合型サービス	給付費	0千円	0千円	4,504千円
		人数	0人	0人	184人
		給付費	43,850千円	48,235千円	53,059千円
		人数	408人	428人	449人
(3) 住宅改修		給付費	440,057千円	484,063千円	527,629千円
(4) 居宅介護支援		人数	33,680人	37,048人	40,383人
(5) 介護保険施設サービス	介護老人福祉施設	給付費	1,343,003千円	1,367,920千円	1,392,837千円
		人数	6,468人	6,588人	6,708人
	介護老人保健施設	給付費	914,080千円	890,173千円	946,266千円
		人数	3,408人	3,468人	3,528人
	介護療養型医療施設	給付費	115,941千円	117,874千円	119,806千円
		人数	300人	305人	310人
	療養病床からの転換分	給付費	0千円	0千円	0千円
		人数	0人	0人	0人

3. 介護保険事業にかかる総給付費の見込み



4. 保険料の設定

(1) 給付費と保険料

65 歳以上の方の介護保険料は、市区町村ごとに決められ、金額はその市町村の介護保険サービスに必要な費用等から算出します。

したがって、介護保険料は介護保険サービスの利用量に対応し、利用量が増加すれば保険料は上がります。

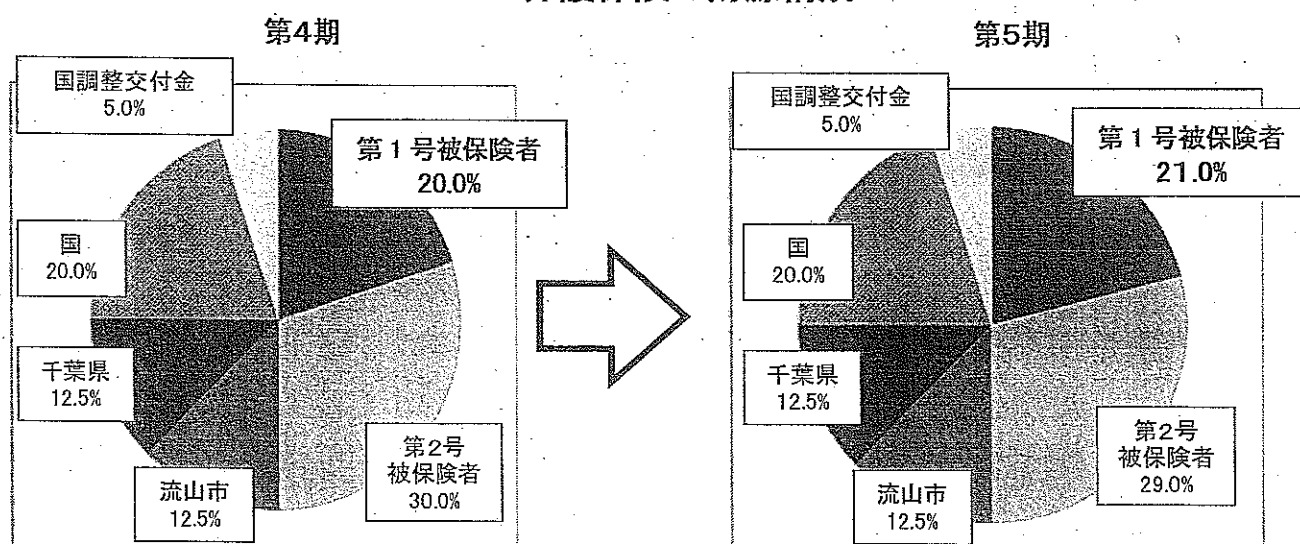
施設入所待機者の解消や認知症高齢者等に対応するため、第4期に引き続き、第5期においても特別養護老人ホームやグループホームの建設を進めて行くことから、その分の利用量増加も見込まれます。

(2) 第4期(平成 21～23 年度)事業計画と第5期(平成 24～26 年度)事業計画の変更点

【第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合】

第1号被保険者(65 歳以上の方)の人口増から負担割合が 20%から 21%へ、第2号被保険者(40 歳～64 歳の方)の人口減から、30%から 29%に変更される予定です。

▼介護保険の財源構成



【介護報酬改定】

現在、国において介護報酬の改定が検討されているところから、介護報酬分の上昇を 2.0%見込んでおります。

【介護給付費準備基金・介護従事者処遇改善臨時特例交付金】

第4期では、約5億円の介護給付費準備基金の取り崩しを行い、国から交付された介護従事者処遇改善臨時特例交付金の6千万円とあわせ、保険料基準額を 200 円引き下げることができましたが、第5期では基金を取り崩しての介護保険料を引き下げる財源がありません。

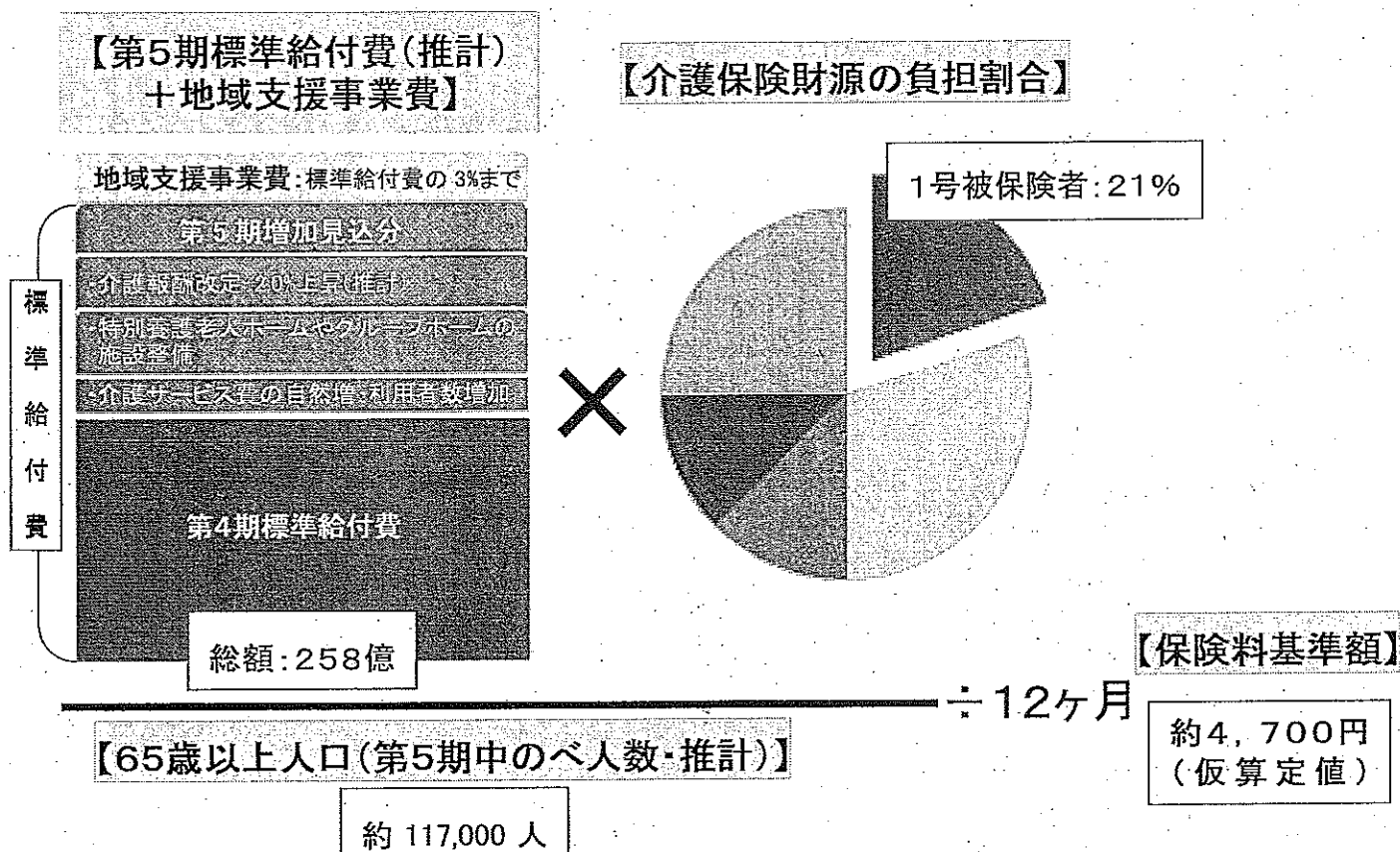
【財政安定化基金】

介護保険財政不足に備え、国・県・市町村によって拠出され、千葉県で管理する財政安定化基金が、法令改正により取り崩され、市町村が拠出した額の3分の1相当が交付される見込みですが、詳しい金額は未定です。

(3) 第5期(平成 24～26 年度)の介護保険料

第5期の介護保険サービスに必要な標準給付費は第4期の約 195 億円から約 252 億円になる見込みです。この標準給付費に地域支援事業費を加算した 258 億円と 65 歳以上の方の人口の推計から第5期の介護保険料基準額は第4期の 3,500 円から、約 4,700 円になる見込みです。(介護報酬改定が未確定のため、仮算定値。)

▼介護保険料基準額の算定イメージ



参考 第4期中の延べ人数: 約 104,000 人

※本市では、後期高齢者数の割合等に基づいて国から交付される 5%の調整交付金は、第4期では交付されませんでした。こうした状況を考慮して保険料基準額を算定しています。

(4) 第5期(平成 24～26 年度)の介護保険料所得段階設定

所得段階の設定については、負担能力に応じた保険料賦課の実施を目指し、以下の項目に関して検討します。

【第3段階の細分化】

法令改正により、第5期より第3段階を細分化し、より細やかな所得段階設定をすることが可能になる予定です。本市では、第3段階の細分化を行います。

【第4段階軽減の継続】

第4期より、第4段階を細分化し、課税年金収入と合計所得金額を合せて 80 万円以下の方の負担軽減を図りました。この第4軽減段階について、第5期でも継続します。

【住民税課税層の多段階設定】

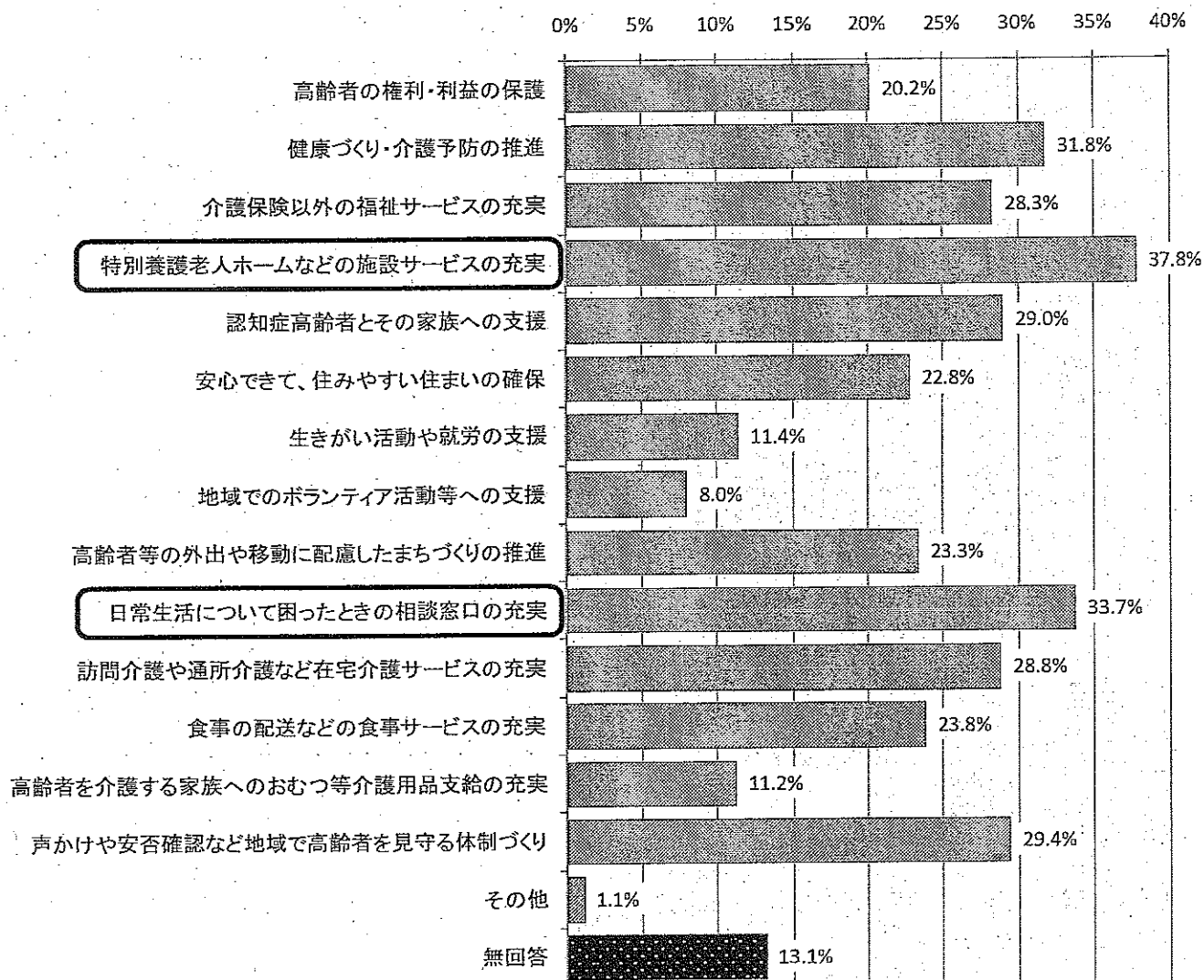
第4期より所得段階を 11 段階に区分し、より所得に応じた保険料賦課を実施しました。第5期においても住民税課税層の多段階設定を行います。

資料編

■ アンケート調査結果のポイント

(1) 今後の高齢者施策で重視すべきこと 【一般高齢者】

n = 1,621

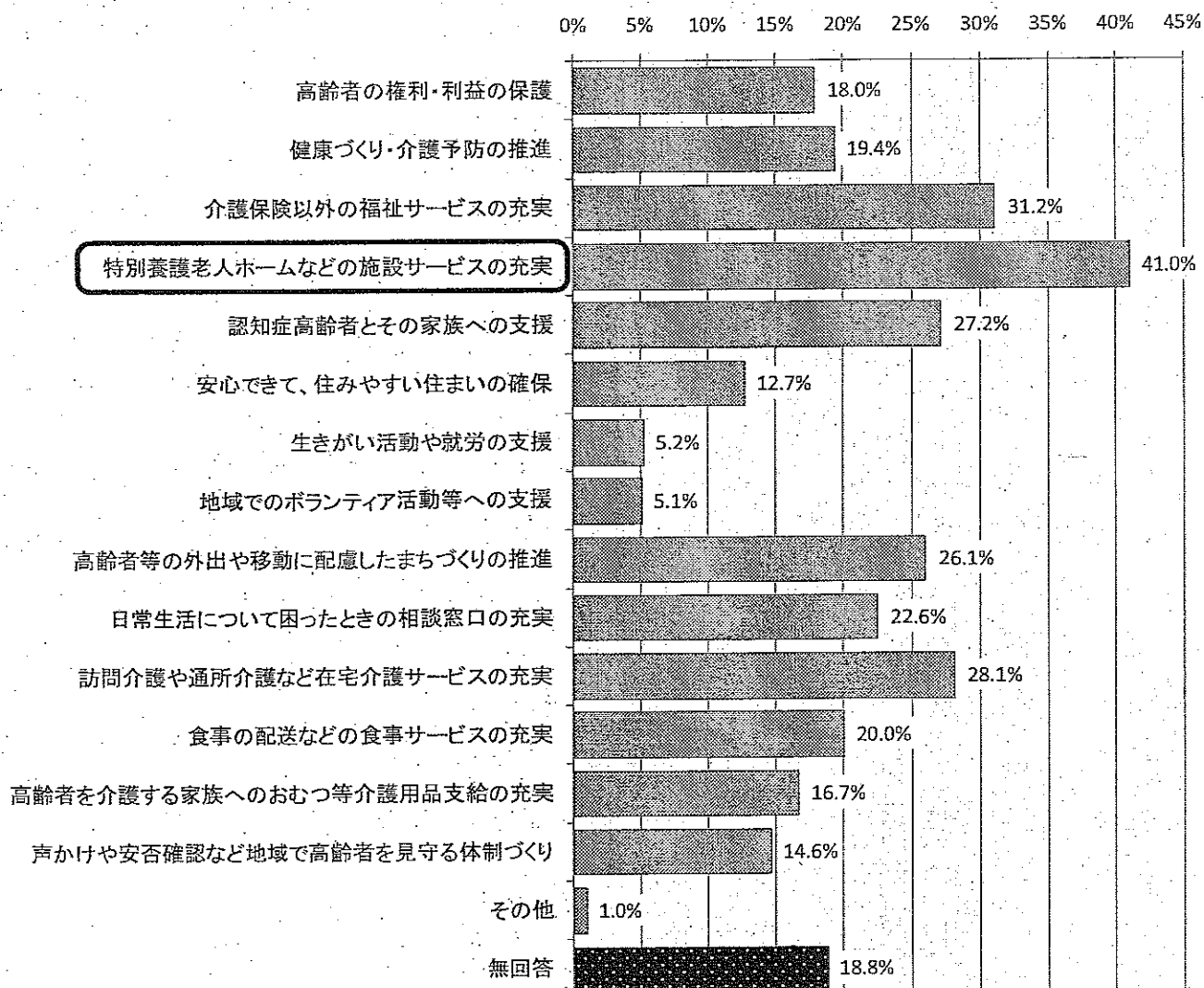


【一般高齢者】

一般高齢者		高齢者の権利・利益の保護	健康づくり・介護予防の推進	介護保険以外の福祉サービスの充実	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	認知症高齢者とその家族への支援	安心して、住みやすい住まいの確保	生きがい活動や就労の支援
	全体							
合計	100.0% 1,621人	20.2% 327人	31.8% 516人	28.3% 459人	37.8% 613人	29.0% 470人	22.8% 369人	11.4% 185人
北部圏域	100.0% 389人	20.8% 81人	36.2% 141人	26.5% 103人	40.9% 159人	31.4% 122人	20.3% 79人	12.9% 50人
中部圏域	100.0% 355人	19.4% 69人	33.5% 119人	29.6% 105人	33.0% 117人	25.6% 91人	23.9% 85人	10.1% 36人
東部圏域	100.0% 383人	22.7% 87人	30.8% 118人	28.5% 109人	39.4% 151人	31.6% 121人	21.9% 84人	11.2% 43人
南部圏域	100.0% 350人	18.9% 66人	27.4% 96人	30.3% 106人	41.4% 145人	29.1% 102人	24.6% 86人	12.6% 44人
わからない	100.0% 79人	21.5% 17人	35.4% 28人	26.6% 21人	31.6% 25人	26.6% 21人	24.1% 19人	12.7% 10人
無回答	100.0% 65人	10.8% 7人	21.5% 14人	23.1% 15人	24.6% 16人	20.0% 13人	24.6% 16人	3.1% 2人
	全体	地域でのボランティア活動等への支援	高齢者等の外出や移動に配慮したまちづくりの推進	日常生活について困ったときの相談窓口の充実	訪問介護や通所介護など在宅介護サービスの充実	食事の配達などの食事サービスの充実	高齢者を介護する家族へのおむつ等介護用品支給の充実	声かけや安否確認など地域で高齢者を見守る体制づくり
合計	100.0% 1,621人	8.0% 130人	23.3% 378人	33.7% 547人	28.8% 467人	23.8% 386人	11.2% 182人	29.4% 477人
北部圏域	100.0% 389人	6.2% 24人	20.1% 78人	33.9% 132人	33.7% 131人	21.9% 85人	13.9% 54人	28.8% 112人
中部圏域	100.0% 355人	8.2% 29人	24.5% 87人	36.1% 128人	27.6% 98人	26.2% 93人	9.3% 33人	30.4% 108人
東部圏域	100.0% 383人	9.4% 36人	28.2% 108人	32.1% 123人	30.0% 115人	25.6% 98人	10.4% 40人	31.1% 119人
南部圏域	100.0% 350人	8.0% 28人	20.3% 71人	34.3% 120人	26.0% 91人	23.4% 82人	10.9% 38人	27.7% 97人
わからない	100.0% 79人	6.3% 5人	30.4% 24人	26.6% 21人	22.8% 18人	19.0% 15人	5.1% 4人	31.6% 25人
無回答	100.0% 65人	12.3% 8人	15.4% 10人	35.4% 23人	21.5% 14人	20.0% 13人	20.0% 13人	24.6% 16人
	全体	その他	無回答					
合計	100.0% 1,621人	1.1% 18人	13.1% 213人					
北部圏域	100.0% 389人	0.8% 3人	12.1% 47人					
中部圏域	100.0% 355人	0.8% 3人	14.6% 52人					
東部圏域	100.0% 383人	1.0% 4人	10.4% 40人					
南部圏域	100.0% 350人	1.1% 4人	13.1% 46人					
わからない	100.0% 79人	3.8% 3人	15.2% 12人					
無回答	100.0% 65人	1.5% 1人	24.6% 16人					

【在宅認定者】

n = 629

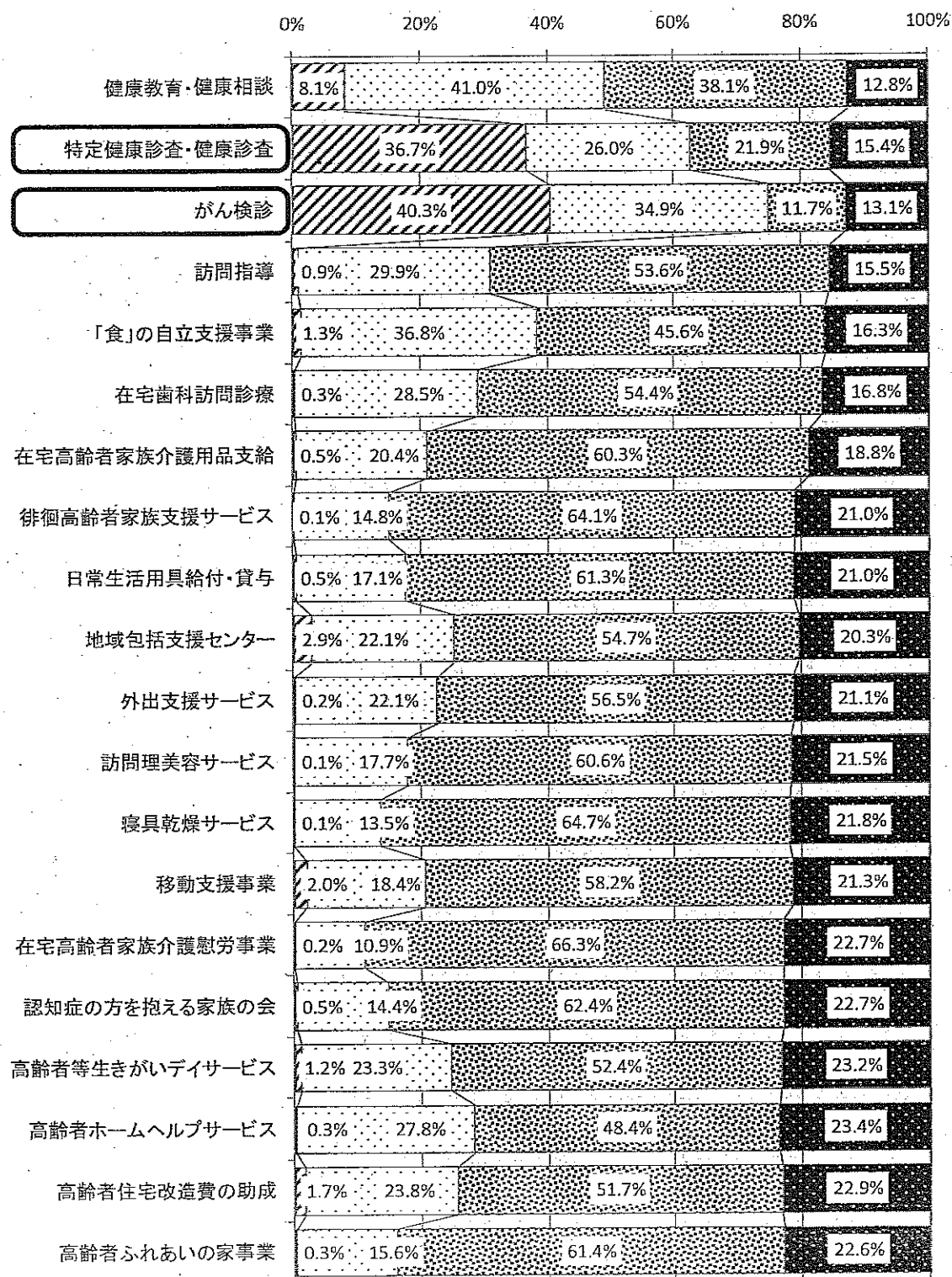


【在宅認定者】

在宅認定者		高齢者の権利・利益の保護	健康づくり・介護予防の推進	介護保険以外の福祉サービスの充実	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	認知症高齢者とその家族への支援	安心して、住みやすい住まいの確保	生きがい活動や就労の支援
	全体							
合計	100.0% 629人	18.0% 113人	19.4% 122人	31.2% 196人	41.0% 258人	27.2% 171人	12.7% 80人	5.2% 33人
北部圏域	100.0% 146人	17.1% 25人	19.9% 29人	30.1% 44人	43.8% 64人	28.1% 41人	13.0% 19人	4.1% 6人
中部圏域	100.0% 130人	18.5% 24人	20.8% 27人	33.1% 43人	46.2% 60人	23.8% 31人	10.8% 14人	5.4% 7人
東部圏域	100.0% 141人	18.4% 26人	19.9% 28人	33.3% 47人	37.6% 53人	27.7% 39人	16.3% 23人	4.3% 6人
南部圏域	100.0% 124人	19.4% 24人	19.4% 24人	32.3% 40人	37.9% 47人	28.2% 35人	11.3% 14人	4.8% 6人
わからない	100.0% 59人	16.9% 10人	20.3% 12人	27.1% 16人	45.8% 27人	32.2% 19人	15.3% 9人	11.9% 7人
無回答	100.0% 29人	13.8% 4人	6.9% 2人	20.7% 6人	24.1% 7人	20.7% 6人	3.4% 1人	3.4% 1人
	全体	地域でのボランティア活動等への支援	高齢者等の外出や移動に配慮したまちづくりの推進	日常生活について困ったときの相談窓口の充実	訪問介護や通所介護など在宅介護サービスの充実	食事の配達などの食事サービスの充実	高齢者を介護する家族へのおむつ等介護用品支給の充実	声かけや安否確認など地域で高齢者を見守る体制づくり
合計	100.0% 629人	5.1% 32人	26.1% 164人	22.6% 142人	28.1% 177人	20.0% 126人	16.7% 105人	14.6% 92人
北部圏域	100.0% 146人	6.2% 9人	20.5% 30人	21.2% 31人	27.4% 40人	13.7% 20人	14.4% 21人	17.1% 25人
中部圏域	100.0% 130人	3.1% 4人	22.3% 29人	26.2% 34人	28.5% 37人	22.3% 29人	21.5% 28人	13.8% 18人
東部圏域	100.0% 141人	5.7% 8人	36.9% 52人	26.2% 37人	30.5% 43人	24.1% 34人	17.7% 25人	14.2% 20人
南部圏域	100.0% 124人	6.5% 8人	30.6% 38人	18.5% 23人	29.0% 36人	22.6% 28人	12.1% 15人	13.7% 17人
わからない	100.0% 59人	3.4% 2人	20.3% 12人	22.0% 13人	30.5% 18人	20.3% 12人	16.9% 10人	18.6% 11人
無回答	100.0% 29人	3.4% 1人	10.3% 3人	13.8% 4人	10.3% 3人	10.3% 3人	20.7% 6人	3.4% 1人
	全体	その他	無回答					
合計	100.0% 629人	1.0% 6人	18.8% 118人					
北部圏域	100.0% 146人	0.0% 0人	15.8% 23人					
中部圏域	100.0% 130人	0.8% 1人	16.9% 22人					
東部圏域	100.0% 141人	2.1% 3人	16.3% 23人					
南部圏域	100.0% 124人	1.6% 2人	21.8% 27人					
わからない	100.0% 59人	0.0% 0人	16.9% 10人					
無回答	100.0% 29人	0.0% 0人	44.8% 13人					

(2) 保健福祉サービスの利用状況 【一般高齢者】

n=1,621



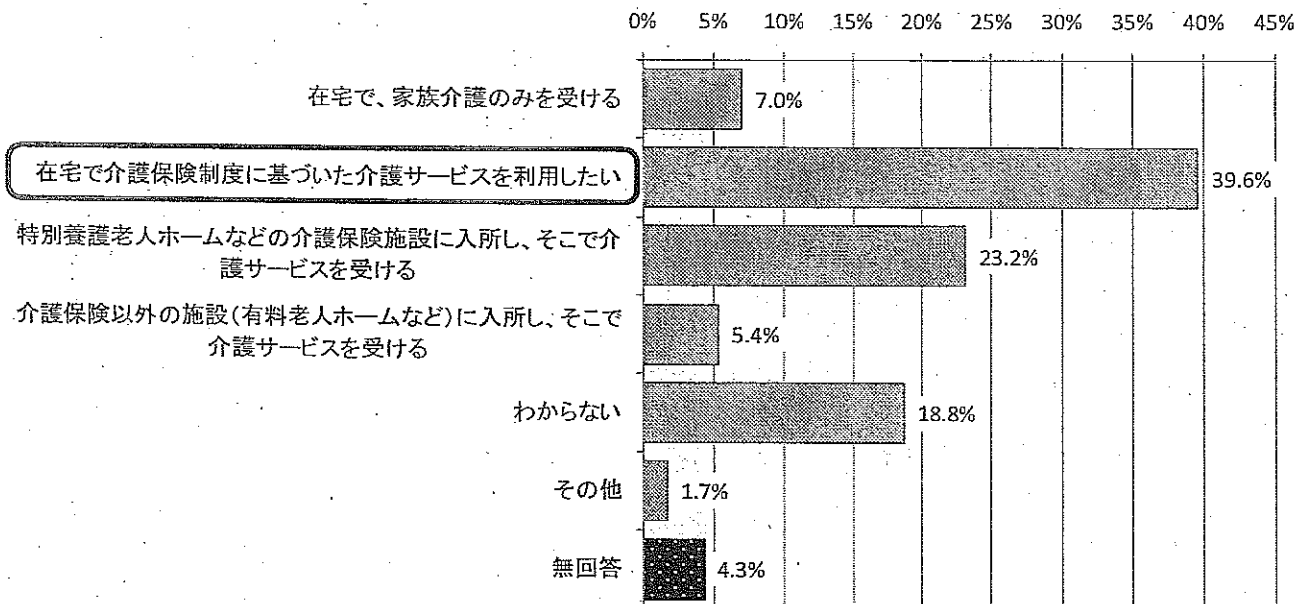
■ 利用している(したことがある) □ 知っているが利用していない □ 知らないから利用していない ■ 無回答

(3) 在宅生活の継続意向について

①介護が必要になったときに希望する暮らし方

【一般高齢者】

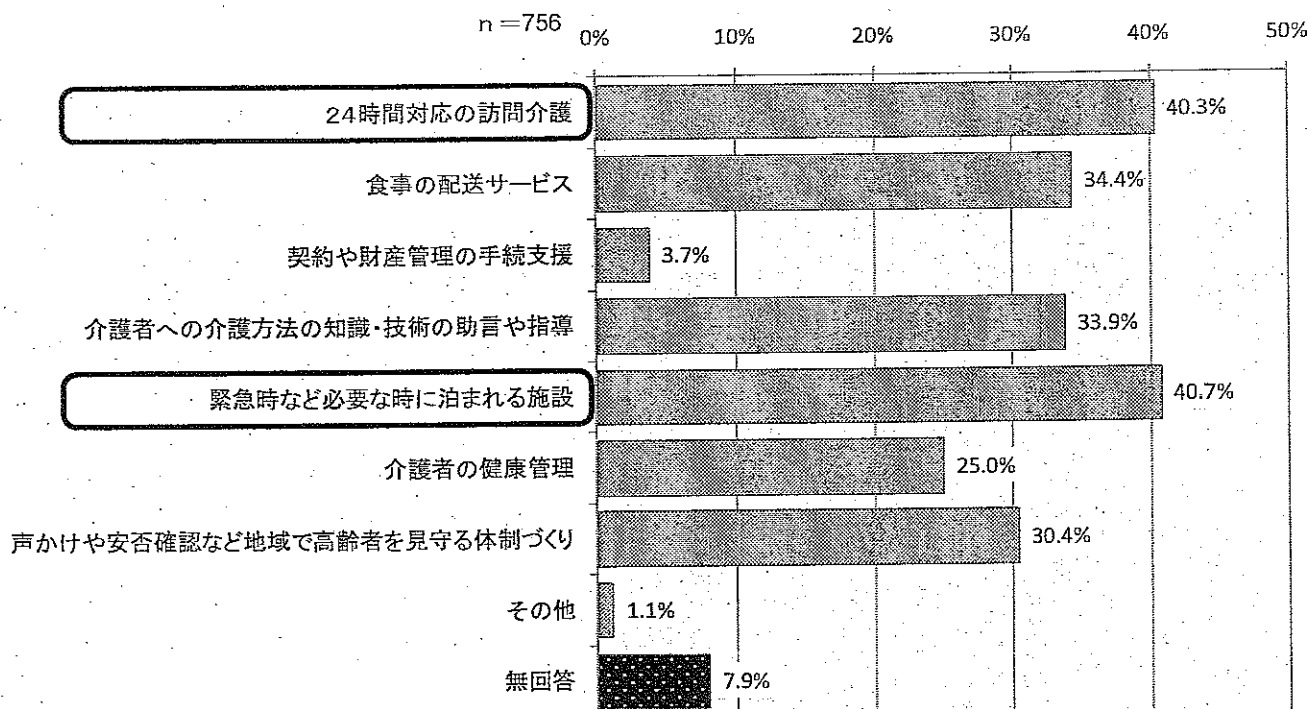
n=1,621



一般高齢者		在宅で、家族介護のみを受ける	在宅で介護保険制度に基づいた介護サービスを利用したい	特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所し、そこで介護サービスを受ける	介護保険以外の施設(有料老人ホームなど)に入所し、そこで介護サービスを受ける	わからない	その他	無回答
	全体							
合計	100.0% 1,621人	7.0% 114人	39.6% 642人	23.2% 376人	5.4% 87人	18.8% 304人	1.7% 28人	4.3% 70人
北部圏域	100.0% 389人	6.4% 25人	37.8% 147人	26.7% 104人	5.7% 22人	20.3% 79人	1.3% 5人	1.8% 7人
中部圏域	100.0% 355人	7.3% 26人	40.0% 142人	18.9% 67人	7.6% 27人	17.5% 62人	3.1% 11人	5.6% 20人
東部圏域	100.0% 383人	8.6% 33人	41.3% 158人	24.5% 94人	5.0% 19人	15.7% 60人	1.6% 6人	3.4% 13人
南部圏域	100.0% 350人	7.1% 25人	40.0% 140人	23.4% 82人	2.9% 10人	21.1% 74人	1.4% 5人	4.0% 14人
わからない	100.0% 79人	3.8% 3人	39.2% 31人	16.5% 13人	7.6% 6人	25.3% 20人	0.0% 0人	7.6% 6人
無回答	100.0% 65人	3.1% 2人	36.9% 24人	24.6% 16人	4.6% 3人	13.8% 9人	1.5% 1人	15.4% 10人

②在宅生活の継続のために必要なこと

【一般高齢者】

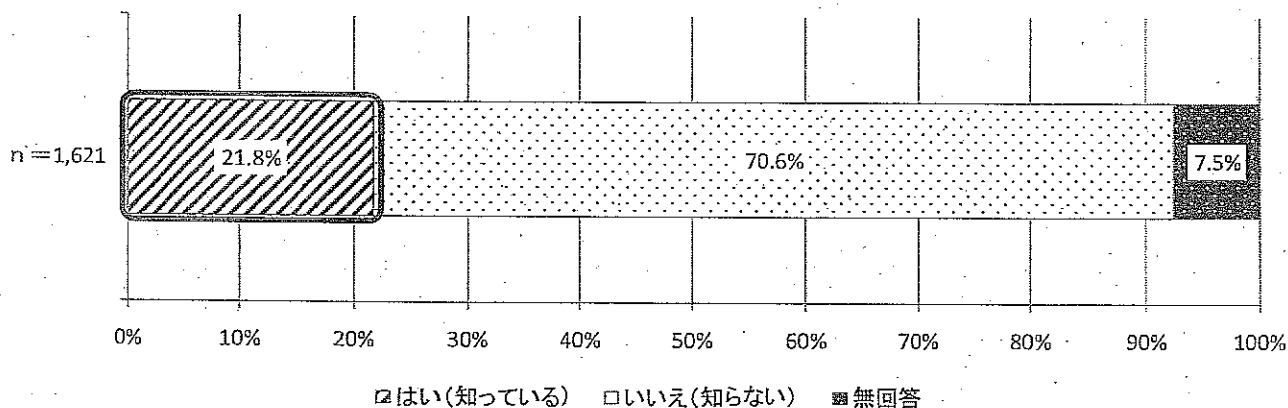


一般高齢者		24時間対応 の訪問介護	食事の配送 サービス	契約や財産 管理の手続 支援	介護者への 介護方法の 知識・技術 の助言や指 導	緊急時など 必要な時に 泊まれる施 設	介護者の健 康管理	声かけや安 否確認など 地域で高齢 者を見守る 体制づくり
全体	100.0%	40.3%	34.4%	3.7%	33.9%	40.7%	25.0%	30.4%
合計	756人	305人	260人	28人	256人	308人	189人	230人
北部圏域	100.0%	48.3%	36.0%	4.1%	35.5%	45.9%	27.9%	26.7%
	172人	83人	62人	7人	61人	79人	48人	46人
中部圏域	100.0%	35.7%	35.7%	3.0%	33.9%	41.7%	26.8%	28.0%
	168人	60人	60人	5人	57人	70人	45人	47人
東部圏域	100.0%	36.6%	34.0%	4.2%	36.1%	42.9%	24.6%	34.0%
	191人	70人	65人	8人	69人	82人	47人	65人
南部圏域	100.0%	41.2%	30.9%	1.8%	32.7%	32.7%	20.6%	28.5%
	165人	68人	51人	3人	54人	54人	34人	47人
わからない	100.0%	44.1%	38.2%	8.8%	26.5%	29.4%	17.6%	41.2%
	34人	15人	13人	3人	9人	10人	6人	14人
無回答	100.0%	34.6%	34.6%	7.7%	23.1%	50.0%	34.6%	42.3%
	26人	9人	9人	2人	6人	13人	9人	11人

	全体	その他	無回答
合計	100.0%	1.1%	7.9%
	756人	8人	60人
北部圏域	100.0%	0.0%	5.2%
	172人	0人	9人
中部圏域	100.0%	0.6%	8.9%
	168人	1人	15人
東部圏域	100.0%	2.1%	6.8%
	191人	4人	13人
南部圏域	100.0%	1.2%	12.1%
	165人	2人	20人
わからない	100.0%	0.0%	8.8%
	34人	0人	3人
無回答	100.0%	3.8%	0.0%
	26人	1人	0人

③流山市の介護予防事業の認知状況

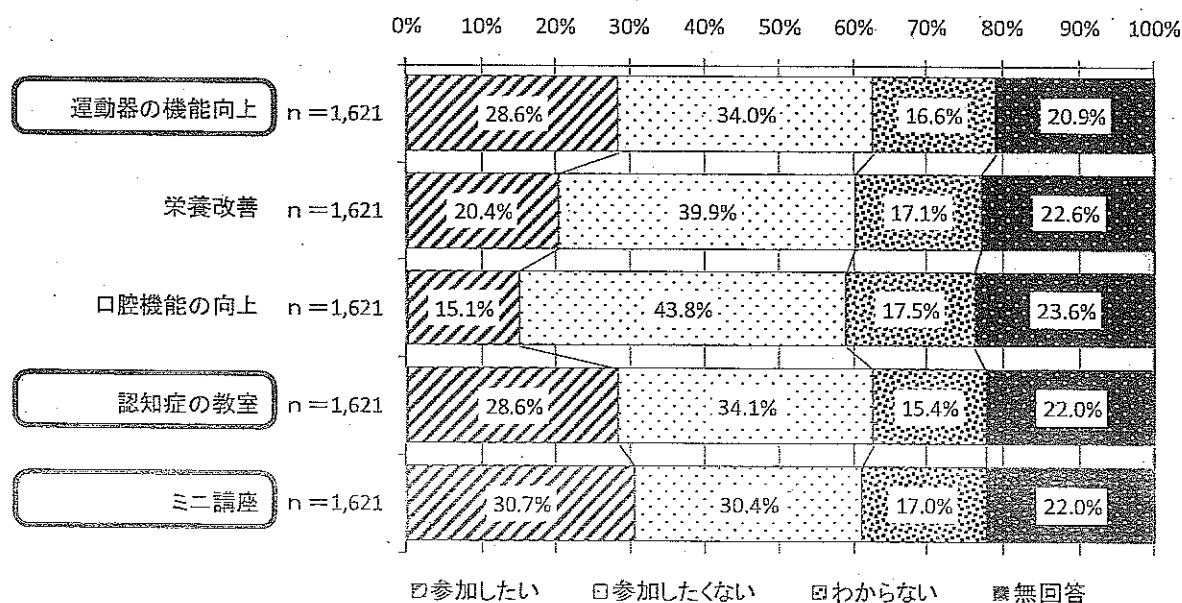
【一般高齢者】



一般高齢者	全体	はい (知っている)	いいえ (知らない)	無回答
合計	100.0% 1,621人	21.8% 354人	70.6% 1,145人	7.5% 122人
北部圏域	100.0% 389人	20.8% 81人	73.8% 287人	5.4% 21人
中部圏域	100.0% 355人	23.1% 82人	69.0% 245人	7.9% 28人
東部圏域	100.0% 383人	23.5% 90人	68.9% 264人	7.6% 29人
南部圏域	100.0% 350人	22.3% 78人	70.3% 246人	7.4% 26人
わからない	100.0% 79人	21.5% 17人	68.4% 54人	10.1% 8人
無回答	100.0% 65人	9.2% 6人	75.4% 49人	15.4% 10人

④介護予防事業への参加意向

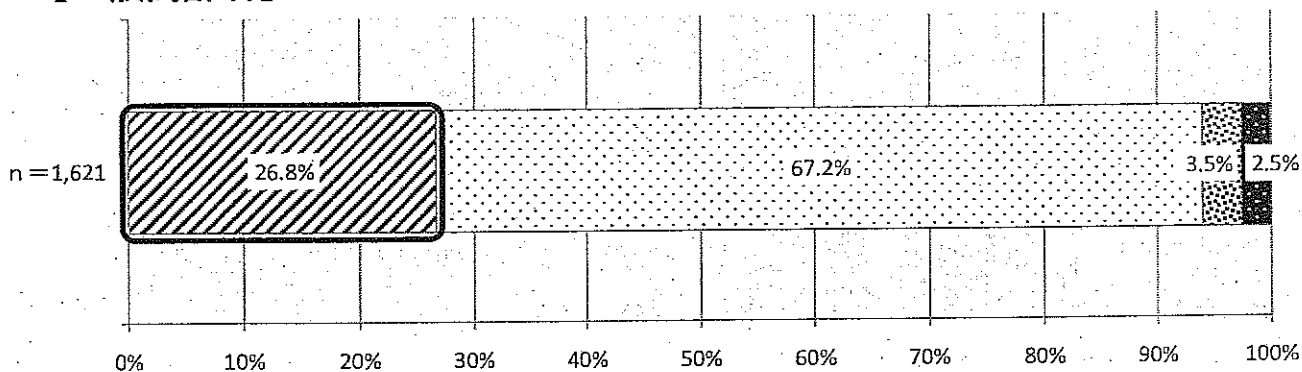
【一般高齢者】



(4) 介護保険制度について

① 介護保険制度の認知状況

【一般高齢者】



▨ 制度の趣旨や内容を理解している

□ 制度があることは知っているが、内容まではよくわからない

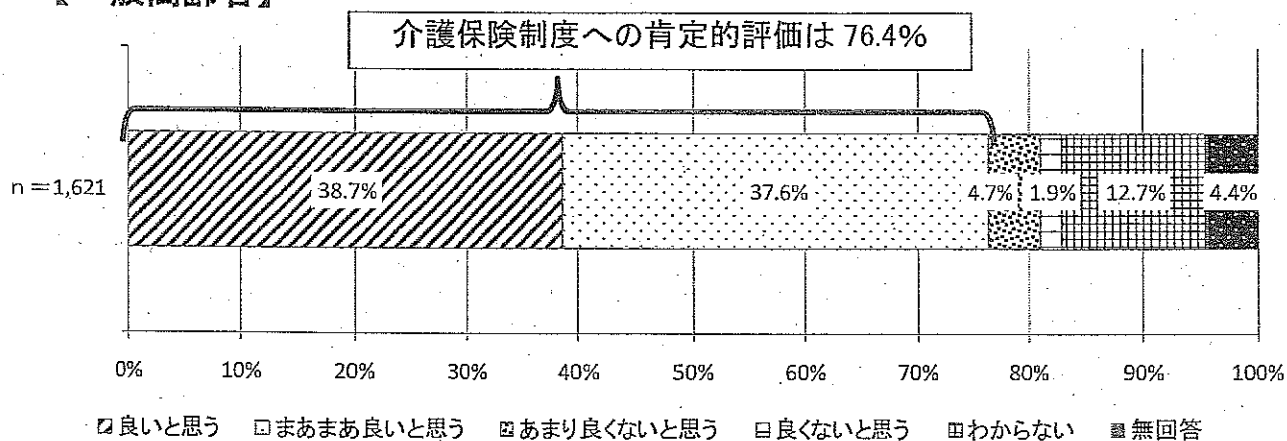
▩ 知らない、わからない

■ 無回答

一般高齢者		制度の趣旨 や内容を理 解している	制度がある ことは知っ ているが、内 容まではよく わからない	知らない、 わからない	無回答
全体					
合計	100.0% 1,621人	26.8% 435人	67.2% 1,089人	3.5% 56人	2.5% 41人
北部圏域	100.0% 389人	28.5% 111人	67.4% 262人	2.6% 10人	1.5% 6人
中部圏域	100.0% 355人	30.4% 108人	61.4% 218人	4.2% 15人	3.9% 14人
東部圏域	100.0% 383人	25.3% 97人	68.1% 261人	3.4% 13人	3.1% 12人
南部圏域	100.0% 350人	26.0% 91人	69.4% 243人	3.4% 12人	1.1% 4人
わからない	100.0% 79人	22.8% 18人	69.6% 55人	3.8% 3人	3.8% 3人
無回答	100.0% 65人	15.4% 10人	76.9% 50人	4.6% 3人	3.1% 2人

②介護保険制度に対する評価

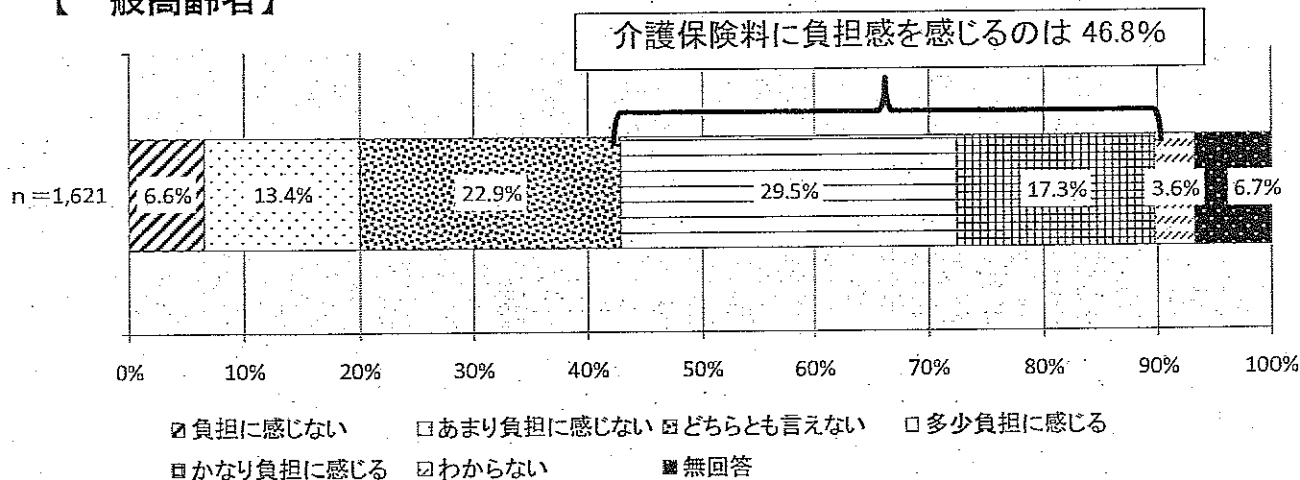
【一般高齢者】



一般高齢者	全体	"良い"	"良くない"	"わからない"	無回答
合計	100.0% 1,621人	76.4% 1,238人	6.5% 106人	12.7% 206人	4.4% 71人
北部圏域	100.0% 389人	79.7% 310人	6.4% 25人	10.3% 40人	3.6% 14人
中部圏域	100.0% 355人	79.7% 283人	4.8% 17人	11.5% 41人	3.9% 14人
東部圏域	100.0% 383人	71.8% 275人	7.3% 28人	15.7% 60人	5.2% 20人
南部圏域	100.0% 350人	76.0% 266人	8.0% 28人	12.6% 44人	3.4% 12人
わからない	100.0% 79人	73.4% 58人	5.1% 4人	13.9% 11人	7.6% 6人
無回答	100.0% 65人	70.8% 46人	6.2% 4人	15.4% 10人	7.7% 5人

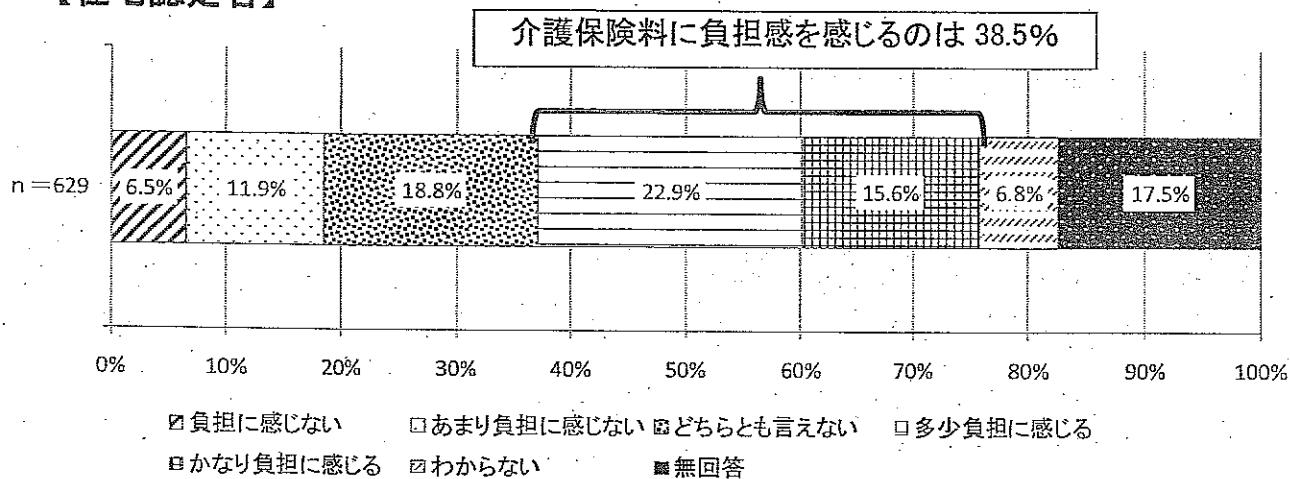
③介護保険料の負担感

【一般高齢者】



一般高齢者	全体	"負担に感じない"	"どちらとも言えない"	"負担を感じる"	"わからない"	無回答
合計	100.0% 1,621人	20.0% 325人	22.9% 371人	46.8% 758人	3.6% 58人	6.7% 109人
北部圏域	100.0% 389人	22.4% 87人	22.4% 87人	47.3% 184人	2.6% 10人	5.4% 21人
中部圏域	100.0% 355人	20.3% 72人	25.4% 90人	45.1% 160人	1.4% 5人	7.9% 28人
東部圏域	100.0% 383人	17.0% 65人	24.0% 92人	48.0% 184人	4.4% 17人	6.5% 25人
南部圏域	100.0% 350人	22.6% 79人	20.6% 72人	46.6% 163人	4.3% 15人	6.0% 21人
わからない	100.0% 79人	20.3% 16人	16.5% 13人	48.1% 38人	5.1% 4人	10.1% 8人
無回答	100.0% 65人	9.2% 6人	26.2% 17人	44.6% 29人	10.8% 7人	9.2% 6人

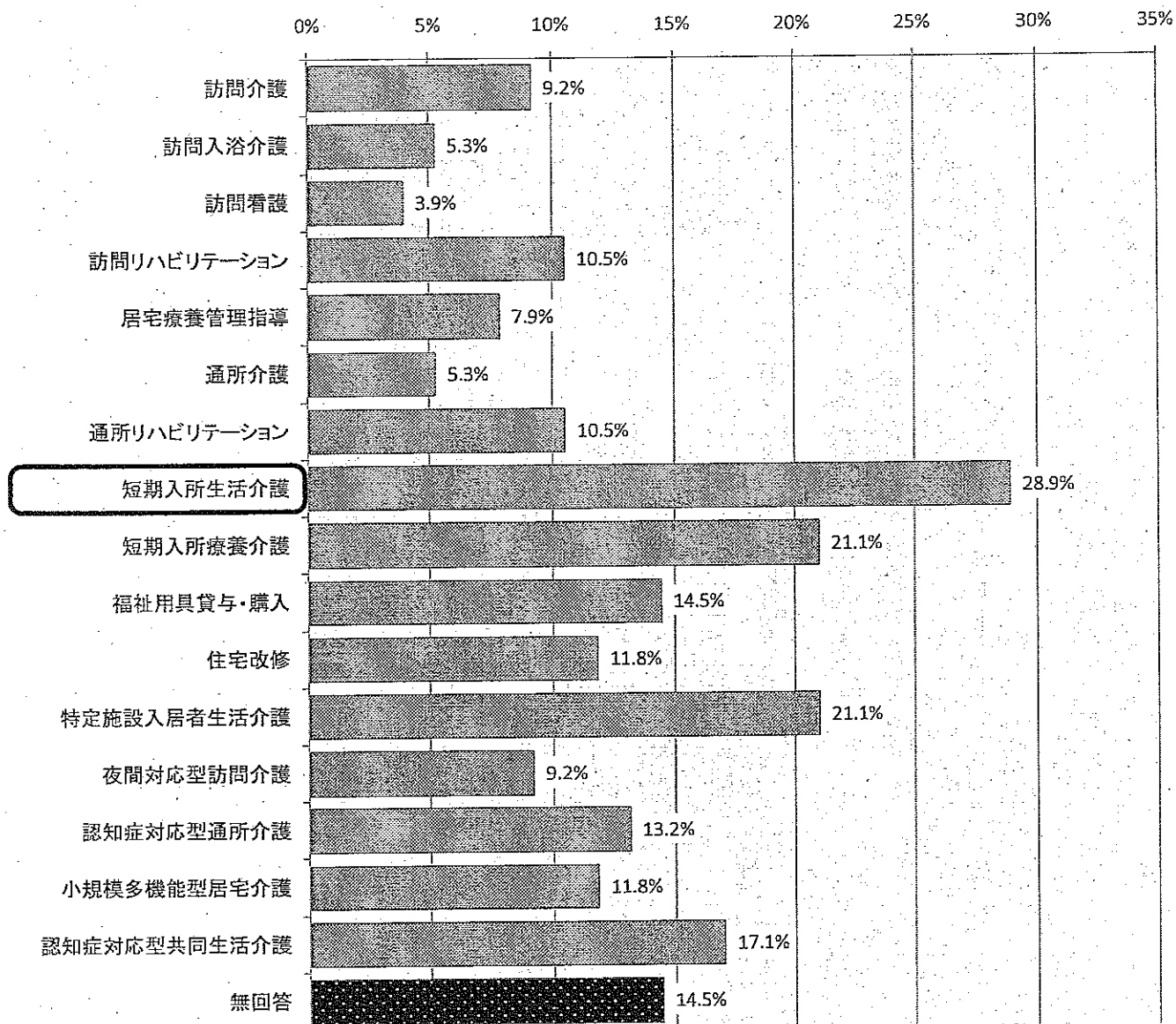
【在宅認定者】



在宅認定者	全体	"負担に感じない"	"どちらとも言えない"	"負担を感じる"	"わからない"	無回答
合計	100.0% 629人	18.4% 116人	18.8% 118人	38.5% 242人	6.8% 43人	17.5% 110人
北部圏域	100.0% 146人	19.2% 28人	18.5% 27人	33.6% 49人	4.8% 7人	24.0% 35人
中部圏域	100.0% 130人	16.2% 21人	20.0% 26人	43.8% 57人	7.7% 10人	12.3% 16人
東部圏域	100.0% 141人	19.9% 28人	21.3% 30人	36.9% 52人	7.1% 10人	14.9% 21人
南部圏域	100.0% 124人	21.8% 27人	17.7% 22人	37.1% 46人	7.3% 9人	16.1% 20人
わからない	100.0% 59人	11.9% 7人	22.0% 13人	49.2% 29人	5.1% 3人	11.9% 7人
無回答	100.0% 29人	17.2% 5人	0.0% 0人	31.0% 9人	13.8% 4人	37.9% 11人

④利用したいのに利用できないサービスの種類 【在宅認定者】

n=76

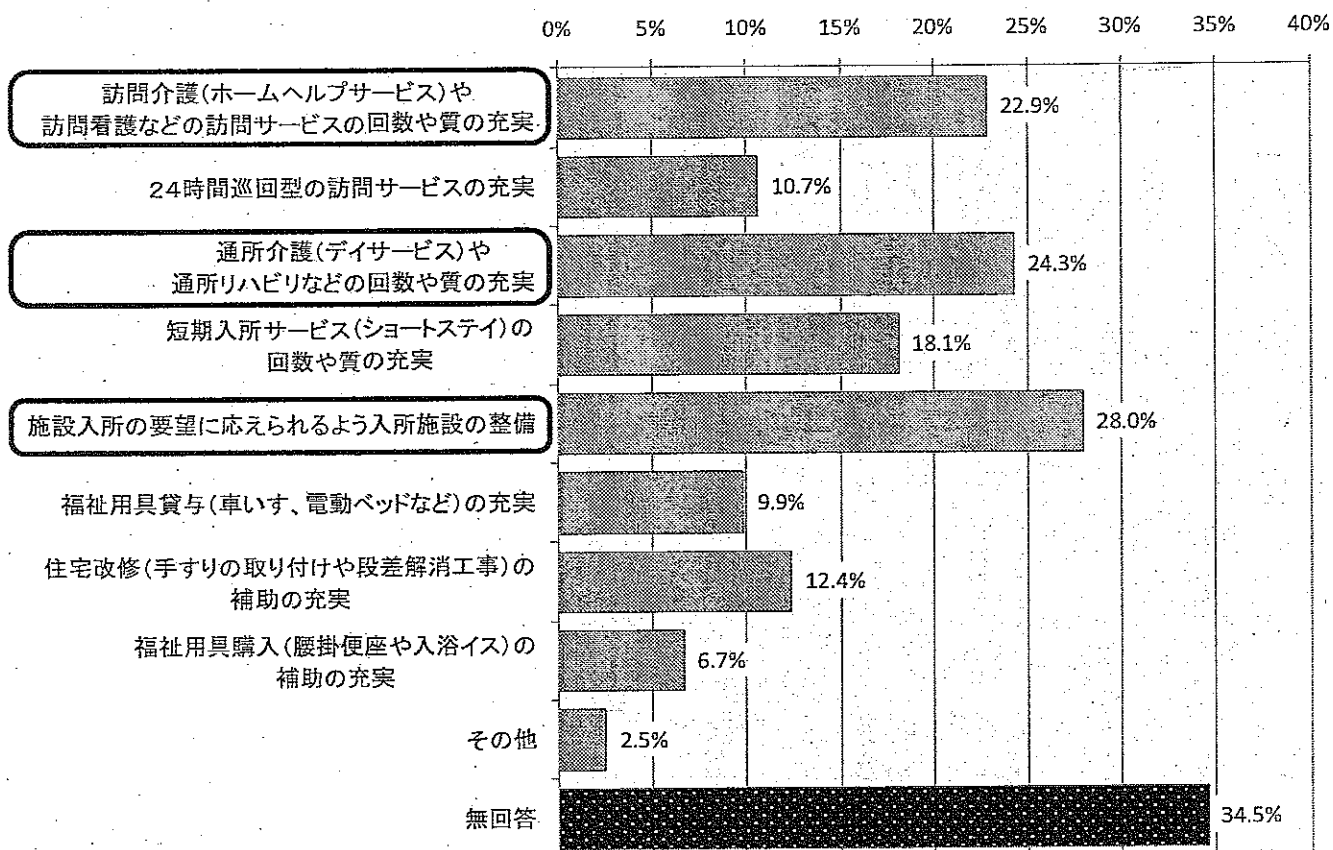


【在宅認定者】

在宅認定者		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション
合計	全体 100.0% 76人	9.2% 7人	5.3% 4人	3.9% 3人	10.5% 8人	7.9% 6人	5.3% 4人	10.5% 8人
北部圏域	100.0% 17人	11.8% 2人	5.9% 1人	5.9% 1人	17.6% 3人	0.0% 0人	0.0% 0人	17.6% 3人
中部圏域	100.0% 13人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	15.4% 2人	7.7% 1人	0.0% 0人
東部圏域	100.0% 21人	19.0% 4人	9.5% 2人	4.8% 1人	14.3% 3人	9.5% 2人	9.5% 2人	14.3% 3人
南部圏域	100.0% 12人	8.3% 1人	0.0% 0人	8.3% 1人	8.3% 1人	8.3% 1人	8.3% 1人	8.3% 1人
わからない	100.0% 9人	0.0% 0人	11.1% 1人	0.0% 0人	11.1% 1人	11.1% 1人	0.0% 0人	0.0% 0人
無回答	100.0% 4人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	25.0% 1人
		短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与・購入	住宅改修	特定施設入居者生活介護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護
合計	全体 100.0% 76人	28.9% 22人	21.1% 16人	14.5% 11人	11.8% 9人	21.1% 16人	9.2% 7人	13.2% 10人
北部圏域	100.0% 17人	47.1% 8人	11.8% 2人	11.8% 2人	0.0% 0人	17.6% 3人	0.0% 0人	0.0% 0人
中部圏域	100.0% 13人	15.4% 2人	23.1% 3人	15.4% 2人	15.4% 2人	23.1% 3人	7.7% 1人	38.5% 5人
東部圏域	100.0% 21人	19.0% 4人	23.8% 5人	9.5% 2人	9.5% 2人	28.6% 6人	19.0% 4人	9.5% 2人
南部圏域	100.0% 12人	33.3% 4人	33.3% 4人	25.0% 3人	16.7% 2人	8.3% 1人	8.3% 1人	16.7% 2人
わからない	100.0% 9人	33.3% 3人	11.1% 1人	0.0% 0人	33.3% 3人	22.2% 2人	11.1% 1人	11.1% 1人
無回答	100.0% 4人	25.0% 1人	25.0% 1人	50.0% 2人	0.0% 0人	25.0% 1人	0.0% 0人	0.0% 0人
		小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	無回答				
合計	全体 100.0% 76人	11.8% 9人	17.1% 13人	14.5% 11人				
北部圏域	100.0% 17人	5.9% 1人	5.9% 1人	5.9% 1人				
中部圏域	100.0% 13人	15.4% 2人	30.8% 4人	15.4% 2人				
東部圏域	100.0% 21人	19.0% 4人	23.8% 5人	14.3% 3人				
南部圏域	100.0% 12人	8.3% 1人	8.3% 1人	16.7% 2人				
わからない	100.0% 9人	11.1% 1人	22.2% 2人	22.2% 2人				
無回答	100.0% 4人	0.0% 0人	0.0% 0人	25.0% 1人				

⑤介護保険サービスにおいて力を入れて欲しいこと
【在宅認定者】

n=629



【在宅認定者】

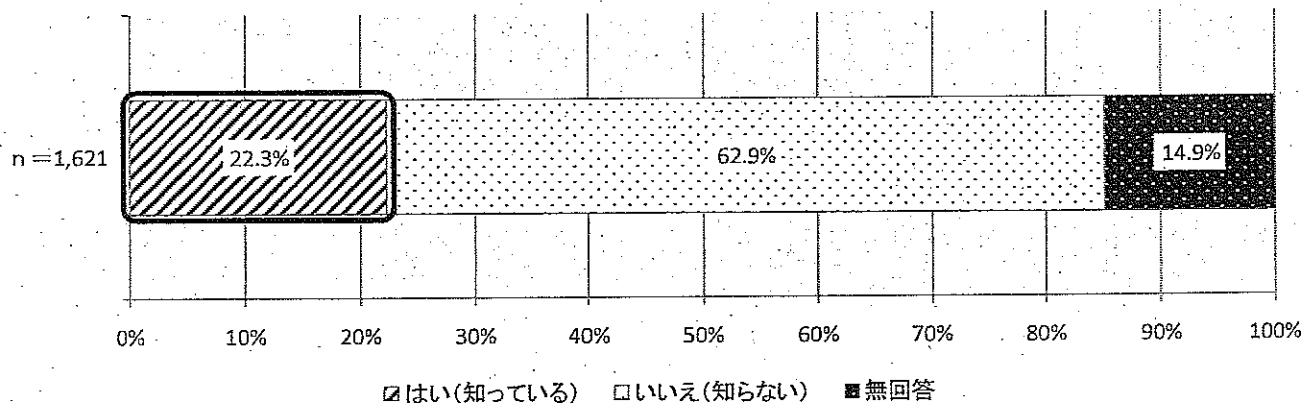
在宅認定者		訪問介護 (ホームヘルプサービス) や訪問看護 などの訪問 サービスの 回数や質の 充実	24時間巡回 型の訪問 サービスの 充実	通所介護 (デイサービ ス)や通所リ ハビリなどの 回数や質の 充実	短期入所 サービス (ショートステ イ)の回数や 質の充実	施設入所の 要望に応え られるよう入 所施設の整備	福祉用具貸 与(車いす、 電動ベッドな ど)の充実	住宅改修 (手すりの取 り付けや段 差解消工 事)の補助 の充実
	全体							
合計	100.0% 629人	22.9% 144人	10.7% 67人	24.3% 153人	18.1% 114人	28.0% 176人	9.9% 62人	12.4% 78人
北部圏域	100.0% 146人	16.4% 24人	9.6% 14人	20.5% 30人	15.8% 23人	26.7% 39人	11.0% 16人	10.3% 15人
中部圏域	100.0% 130人	24.6% 32人	13.8% 18人	26.9% 35人	14.6% 19人	32.3% 42人	6.2% 8人	10.8% 14人
東部圏域	100.0% 141人	30.5% 43人	14.2% 20人	24.8% 35人	19.1% 27人	26.2% 37人	12.1% 17人	14.9% 21人
南部圏域	100.0% 124人	15.3% 19人	5.6% 7人	20.2% 25人	20.2% 25人	25.0% 31人	11.3% 14人	12.9% 16人
わからない	100.0% 59人	40.7% 24人	10.2% 6人	32.2% 19人	23.7% 14人	33.9% 20人	8.5% 5人	15.3% 9人
無回答	100.0% 29人	6.9% 2人	6.9% 2人	31.0% 9人	20.7% 6人	24.1% 7人	6.9% 2人	10.3% 3人

		福祉用具購 入(腰掛便 座や入浴イ ス)の補助の 充実	その他	無回答
	全体			
合計	100.0% 629人	6.7% 42人	2.5% 16人	34.5% 217人
北部圏域	100.0% 146人	5.5% 8人	2.1% 3人	39.7% 58人
中部圏域	100.0% 130人	9.2% 12人	1.5% 2人	32.3% 42人
東部圏域	100.0% 141人	7.1% 10人	5.0% 7人	31.9% 45人
南部圏域	100.0% 124人	7.3% 9人	2.4% 3人	37.1% 46人
わからない	100.0% 59人	5.1% 3人	0.0% 0人	22.0% 13人
無回答	100.0% 29人	0.0% 0人	3.4% 1人	44.8% 13人

(5) 地域包括支援センターについて

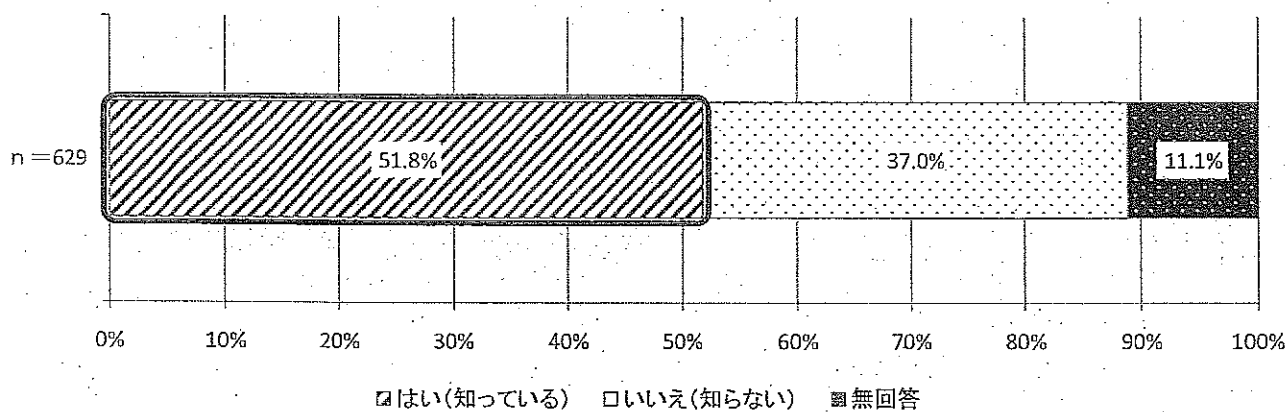
① 地域包括支援センターの認知状況

【一般高齢者】



一般高齢者	全体	はい (知っている)	いいえ (知らない)	無回答
合計	100.0% 1,621人	22.3% 361人	62.9% 1,019人	14.9% 241人
北部圏域	100.0% 389人	26.5% 103人	59.1% 230人	14.4% 56人
中部圏域	100.0% 355人	21.1% 75人	63.7% 226人	15.2% 54人
東部圏域	100.0% 383人	23.0% 88人	64.2% 246人	12.8% 49人
南部圏域	100.0% 350人	19.4% 68人	65.4% 229人	15.1% 53人
わからない	100.0% 79人	22.8% 18人	58.2% 46人	19.0% 15人
無回答	100.0% 65人	13.8% 9人	64.6% 42人	21.5% 14人

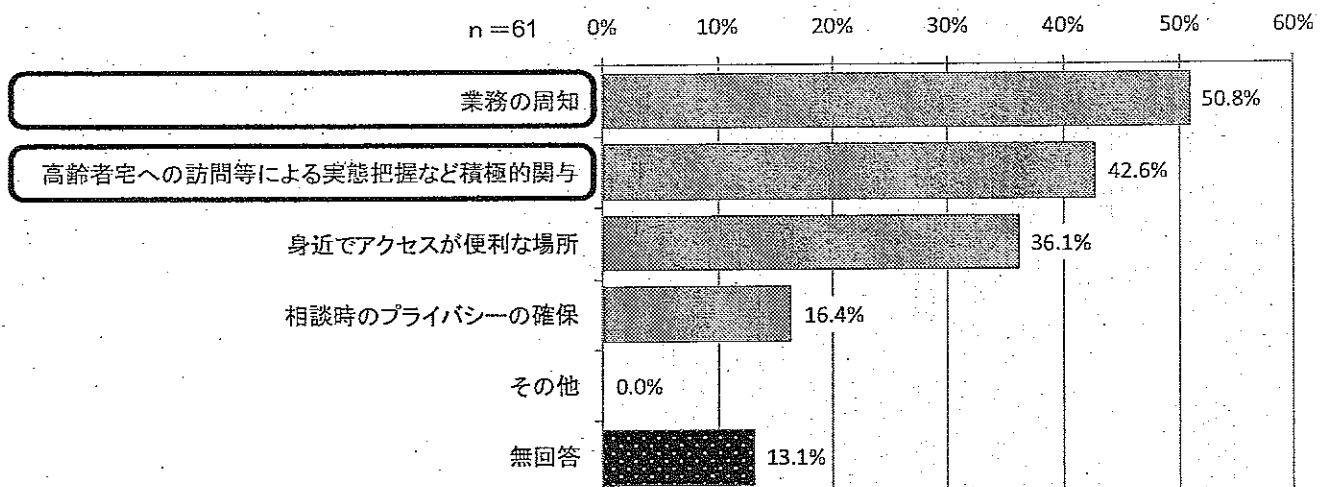
【在宅認定者】



在宅認定者	全体	はい (知っている)	いいえ (知らない)	無回答
合計	100.0% 629人	51.8% 326人	37.0% 233人	11.1% 70人
北部圏域	100.0% 146人	54.1% 79人	36.3% 53人	9.6% 14人
中部圏域	100.0% 130人	53.8% 70人	36.2% 47人	10.0% 13人
東部圏域	100.0% 141人	56.7% 80人	36.2% 51人	7.1% 10人
南部圏域	100.0% 124人	51.6% 64人	36.3% 45人	12.1% 15人
わからない	100.0% 59人	42.4% 25人	44.1% 26人	13.6% 8人
無回答	100.0% 29人	27.6% 8人	37.9% 11人	34.5% 10人

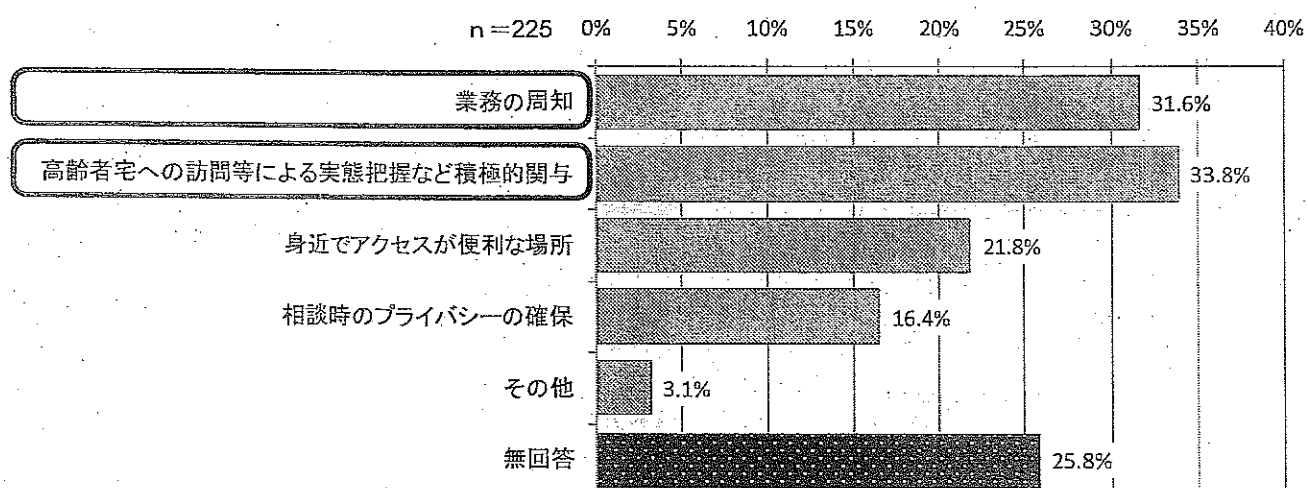
④地域包括支援センターの利用促進のために必要なこと

【一般高齢者】



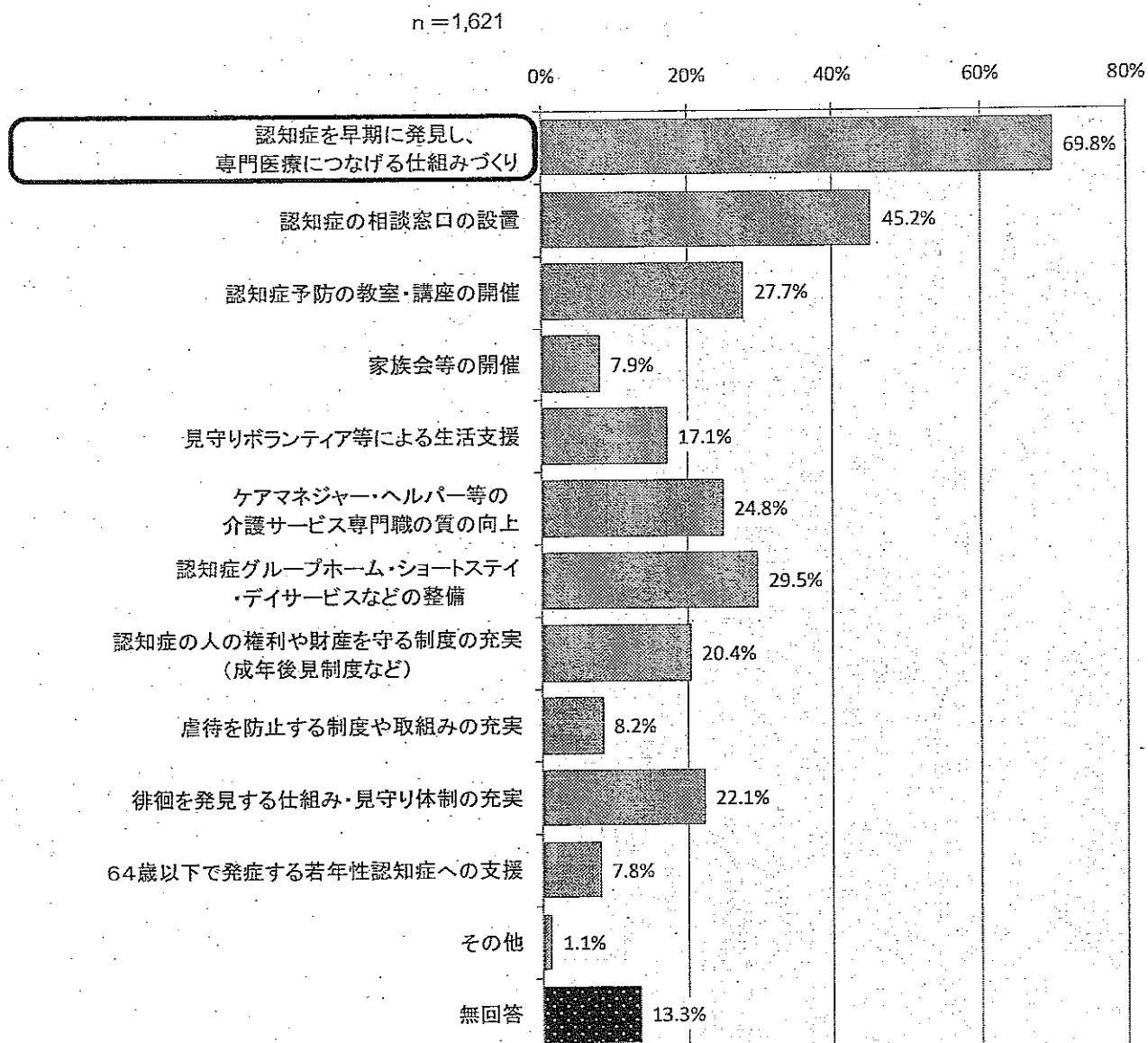
一般高齢者		業務の周知	高齢者宅への訪問等による実態把握など積極的関与	身近でアクセスが便利な場所	相談時のプライバシーの確保	その他	無回答
合計	全体 100.0% 61人	50.8% 31人	42.6% 26人	36.1% 22人	16.4% 10人	0.0% 0人	13.1% 8人
北部圏域	100.0% 21人	57.1% 12人	28.6% 6人	57.1% 12人	19.0% 4人	0.0% 0人	4.8% 1人
中部圏域	100.0% 11人	63.6% 7人	36.4% 4人	18.2% 2人	9.1% 1人	0.0% 0人	27.3% 3人
東部圏域	100.0% 12人	25.0% 3人	50.0% 6人	25.0% 3人	16.7% 2人	0.0% 0人	8.3% 1人
南部圏域	100.0% 13人	61.5% 8人	61.5% 8人	23.1% 3人	23.1% 3人	0.0% 0人	23.1% 3人
わからない	100.0% 2人	0.0% 0人	50.0% 1人	50.0% 1人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人
無回答	100.0% 2人	50.0% 1人	50.0% 1人	50.0% 1人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人

【在宅認定者】



在宅認定者		業務の周知	高齢者宅への訪問等による実態把握など積極的関与	身近でアクセスが便利な場所	相談時のプライバシーの確保	その他	無回答
全体							
合計	100.0% 225人	31.6% 71人	33.8% 76人	21.8% 49人	16.4% 37人	3.1% 7人	25.8% 58人
北部圏域	100.0% 53人	30.2% 16人	32.1% 17人	17.0% 9人	9.4% 5人	3.8% 2人	30.2% 16人
中部圏域	100.0% 48人	33.3% 16人	31.3% 15人	22.9% 11人	18.8% 9人	2.1% 1人	22.9% 11人
東部圏域	100.0% 65人	26.2% 17人	35.4% 23人	29.2% 19人	13.8% 9人	3.1% 2人	24.6% 16人
南部圏域	100.0% 37人	48.6% 18人	35.1% 13人	8.1% 3人	27.0% 10人	2.7% 1人	21.6% 8人
わからない	100.0% 16人	18.8% 3人	37.5% 6人	25.0% 4人	12.5% 2人	6.3% 1人	25.0% 4人
無回答	100.0% 6人	16.7% 1人	33.3% 2人	50.0% 3人	33.3% 2人	0.0% 0人	50.0% 3人

(6) 認知症対策の推進に向けて重点を置くべきこと
【一般高齢者】



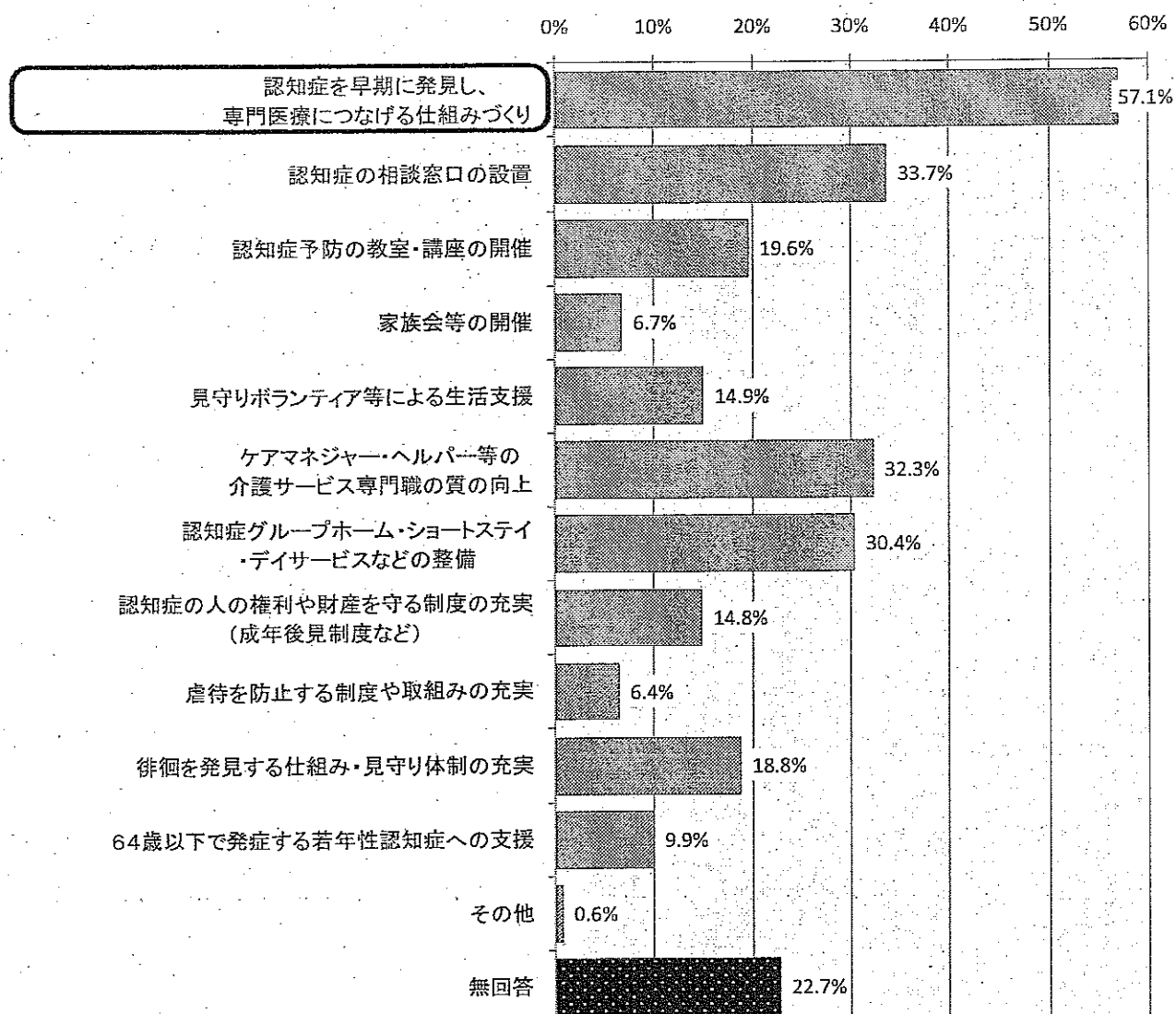
【一般高齢者】

一般高齢者		認知症を早期に発見し、専門医療につなげる仕組みづくり	認知症の相談窓口の設置	認知症予防の教室・講座の開催	家族会等の開催	見守りボランティア等による生活支援	ケアマネジャー・ヘルパー等の介護サービス専門職の質の向上	認知症グループホーム・ショートステイ・デイサービスなどの整備
	全体							
合計	100.0% 1,621人	69.8% 1,132人	45.2% 732人	27.7% 449人	7.9% 128人	17.1% 278人	24.8% 402人	29.5% 479人
北部圏域	100.0% 389人	71.0% 276人	47.0% 183人	29.8% 116人	6.9% 27人	17.0% 66人	24.9% 97人	33.7% 131人
中部圏域	100.0% 355人	69.3% 246人	45.6% 162人	29.6% 105人	7.3% 26人	19.2% 68人	27.6% 98人	31.8% 113人
東部圏域	100.0% 383人	72.6% 278人	46.5% 178人	24.8% 95人	9.4% 36人	18.0% 69人	23.2% 89人	27.7% 106人
南部圏域	100.0% 350人	68.0% 238人	43.4% 152人	26.9% 94人	7.4% 26人	16.6% 58人	23.7% 83人	27.4% 96人
わからない	100.0% 79人	70.9% 56人	40.5% 32人	36.7% 29人	8.9% 7人	15.2% 12人	22.8% 18人	24.1% 19人
無回答	100.0% 65人	58.5% 38人	38.5% 25人	15.4% 10人	9.2% 6人	7.7% 5人	26.2% 17人	21.5% 14人

		認知症の人の権利や財産を守る制度の充実（成年後見制度など）	虐待を防止する制度や取組みの充実	徘徊を発見する仕組み・見守り体制の充実	64歳以下で発症する若年性認知症への支援	その他	無回答
	全体						
合計	100.0% 1,621人	20.4% 330人	8.2% 133人	22.1% 359人	7.8% 127人	1.1% 18人	13.3% 215人
北部圏域	100.0% 389人	21.3% 83人	6.2% 24人	24.2% 94人	7.2% 28人	1.0% 4人	12.3% 48人
中部圏域	100.0% 355人	20.6% 73人	7.0% 25人	20.8% 74人	7.0% 25人	1.4% 5人	14.1% 50人
東部圏域	100.0% 383人	22.5% 86人	10.2% 39人	24.3% 93人	9.7% 37人	1.0% 4人	11.2% 43人
南部圏域	100.0% 350人	17.1% 60人	8.6% 30人	22.6% 79人	8.3% 29人	0.6% 2人	12.6% 44人
わからない	100.0% 79人	20.3% 16人	11.4% 9人	11.4% 9人	2.5% 2人	2.5% 2人	16.5% 13人
無回答	100.0% 65人	18.5% 12人	9.2% 6人	15.4% 10人	9.2% 6人	1.5% 1人	26.2% 17人

【在宅認定者】

n=629



【在宅認定者】

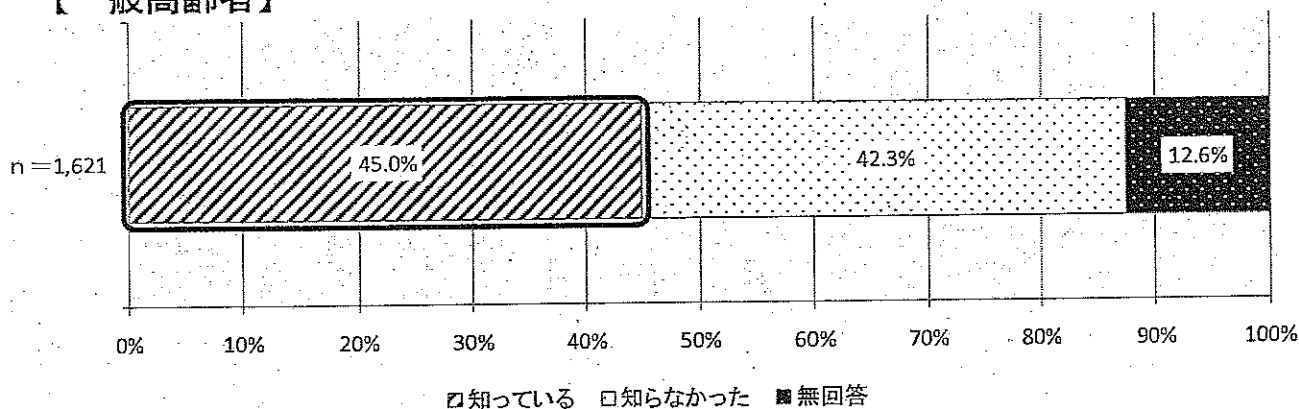
在宅認定者		認知症を早期に発見し、専門医療につなげる仕組みづくり	認知症の相談窓口の設置	認知症予防の教室・講座の開催	家族会等の開催	見守りボランティア等による生活支援	ケアマネジャー・ヘルパー等の介護サービス専門職の質の向上	認知症グループホーム・ショートステイ・デイサービスなどの整備
合計	全体 100.0% 629人	57.1% 359人	33.7% 212人	19.6% 123人	6.7% 42人	14.9% 94人	32.3% 203人	30.4% 191人
北部圏域	100.0% 146人	63.7% 93人	38.4% 56人	15.1% 22人	6.8% 10人	19.9% 29人	32.9% 48人	30.8% 45人
中部圏域	100.0% 130人	58.5% 76人	26.9% 35人	16.9% 22人	4.6% 6人	10.8% 14人	34.6% 45人	29.2% 38人
東部圏域	100.0% 141人	54.6% 77人	35.5% 50人	19.9% 28人	9.2% 13人	15.6% 22人	31.2% 44人	31.9% 45人
南部圏域	100.0% 124人	52.4% 65人	29.0% 36人	25.8% 32人	7.3% 9人	12.1% 15人	29.0% 36人	29.8% 37人
わからない	100.0% 59人	62.7% 37人	42.4% 25人	27.1% 16人	3.4% 2人	16.9% 10人	37.3% 22人	32.2% 19人
無回答	100.0% 29人	37.9% 11人	34.5% 10人	10.3% 3人	6.9% 2人	13.8% 4人	27.6% 8人	24.1% 7人

		認知症の人の権利や財産を守る制度の充実（成年後見制度など）	虐待を防止する制度や取組みの充実	徘徊を発見する仕組み・見守り体制の充実	64歳以下で発症する若年性認知症への支援	その他	無回答
合計	全体 100.0% 629人	14.8% 93人	6.4% 40人	18.8% 118人	9.9% 62人	0.6% 4人	22.7% 143人
北部圏域	100.0% 146人	13.0% 19人	3.4% 5人	19.2% 28人	10.3% 15人	0.0% 0人	17.8% 26人
中部圏域	100.0% 130人	16.2% 21人	12.3% 16人	16.2% 21人	9.2% 12人	0.0% 0人	26.2% 34人
東部圏域	100.0% 141人	17.7% 25人	5.7% 8人	21.3% 30人	9.9% 14人	2.8% 4人	18.4% 26人
南部圏域	100.0% 124人	14.5% 18人	8.1% 10人	20.2% 25人	11.3% 14人	0.0% 0人	27.4% 34人
わからない	100.0% 59人	13.6% 8人	1.7% 1人	22.0% 13人	8.5% 5人	0.0% 0人	16.9% 10人
無回答	100.0% 29人	6.9% 2人	0.0% 0人	3.4% 1人	6.9% 2人	0.0% 0人	44.8% 13人

(7) 成年後見制度について

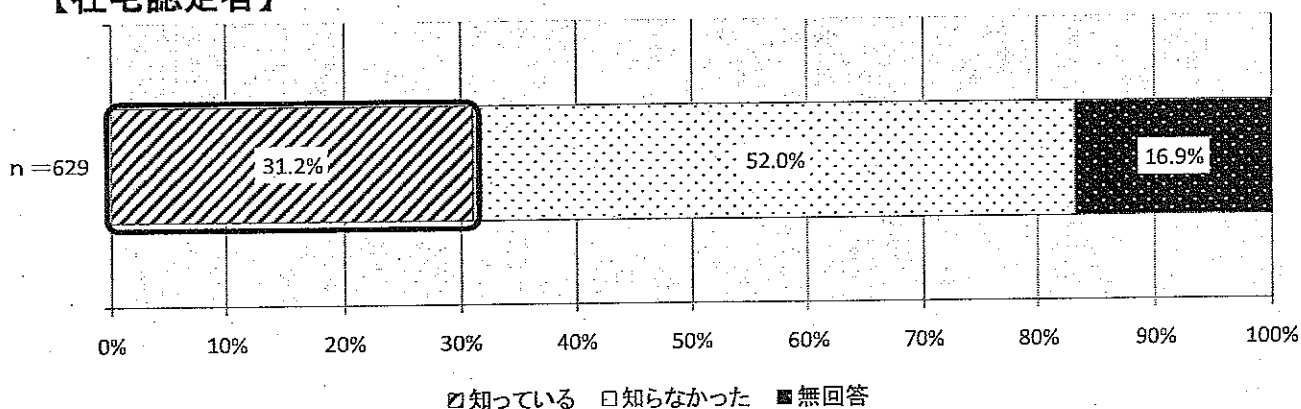
① 成年後見制度の認知状況

【一般高齢者】



一般高齢者	全体	知っている	知らなかった	無回答
合計	100.0%	45.0%	42.3%	12.6%
	1,621人	730人	686人	205人
北部圏域	100.0%	47.8%	40.1%	12.1%
	389人	186人	156人	47人
中部圏域	100.0%	50.1%	36.6%	13.2%
	355人	178人	130人	47人
東部圏域	100.0%	44.9%	43.6%	11.5%
	383人	172人	167人	44人
南部圏域	100.0%	40.3%	49.4%	10.3%
	350人	141人	173人	36人
わからない	100.0%	44.3%	39.2%	16.5%
	79人	35人	31人	13人
無回答	100.0%	27.7%	44.6%	27.7%
	65人	18人	29人	18人

【在宅認定者】



在宅認定者	全体	知っている	知らなかった	無回答
合計	100.0%	31.2%	52.0%	16.9%
	629人	196人	327人	106人
北部圏域	100.0%	29.5%	54.1%	16.4%
	146人	43人	79人	24人
中部圏域	100.0%	39.2%	45.4%	15.4%
	130人	51人	59人	20人
東部圏域	100.0%	36.2%	52.5%	11.3%
	141人	51人	74人	16人
南部圏域	100.0%	27.4%	54.0%	18.5%
	124人	34人	67人	23人
わからない	100.0%	23.7%	55.9%	20.3%
	59人	14人	33人	12人
無回答	100.0%	10.3%	51.7%	37.9%
	29人	3人	15人	11人

(8) ボランティア活動に対する考え方

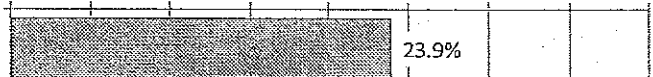
① ボランティア活動の拡大のために必要なこと

【一般高齢者】

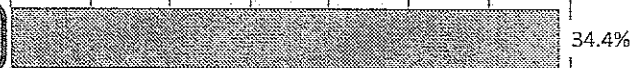
n=1,621

0% 5% 10% 15% 20% 25% 30% 35% 40%

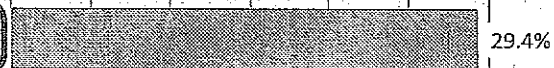
ボランティア活動に関する相談や拠点となる場所を提供する



ボランティア活動に必要な知識や技能を学ぶための研修や講座を開催する



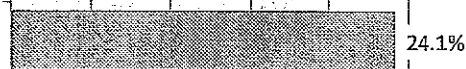
ボランティアとボランティアを必要とする人を結びつける仕組みを拡充する



ボランティアへの参加について広く積極的に呼びかける



ボランティア自身の資格・趣味を活かして活動する仕組みをつくる



その他



わからない



無回答



一般高齢者		ボランティア活動に関する相談や拠点となる場所を提供する	ボランティア活動に必要な知識や技能を学ぶための研修や講座を開催する	ボランティアとボランティアを必要とする人を結びつける仕組みを拡充する	ボランティアへの参加について広く積極的に呼びかける	ボランティア自身の資格・趣味を活かして活動する仕組みをつくる
	全体					
合計	100.0% 1,621人	23.9% 388人	34.4% 557人	29.4% 476人	18.7% 303人	24.1% 391人
北部圏域	100.0% 389人	25.4% 99人	32.6% 127人	30.6% 119人	19.8% 77人	22.9% 89人
中部圏域	100.0% 355人	25.4% 90人	36.1% 128人	30.7% 109人	19.2% 68人	24.8% 88人
東部圏域	100.0% 383人	21.7% 83人	37.6% 144人	32.6% 125人	20.6% 79人	27.2% 104人
南部圏域	100.0% 350人	24.0% 84人	34.3% 120人	26.6% 93人	16.3% 57人	24.6% 86人
わからない	100.0% 79人	27.8% 22人	31.6% 25人	27.8% 22人	21.5% 17人	16.5% 13人
無回答	100.0% 65人	15.4% 10人	20.0% 13人	12.3% 8人	7.7% 5人	16.9% 11人

	全体	その他	わからない	無回答
合計	100.0% 1,621人	1.7% 27人	22.5% 364人	18.4% 298人
北部圏域	100.0% 389人	1.0% 4人	23.7% 92人	17.7% 69人
中部圏域	100.0% 355人	1.7% 6人	21.7% 77人	17.2% 61人
東部圏域	100.0% 383人	2.1% 8人	19.1% 73人	17.8% 68人
南部圏域	100.0% 350人	2.0% 7人	24.0% 84人	17.4% 61人
わからない	100.0% 79人	1.3% 1人	22.8% 18人	22.8% 18人
無回答	100.0% 65人	1.5% 1人	30.8% 20人	32.3% 21人

■ これまでの取り組み状況

1. 高齢者保健福祉事業の状況

※以下のデータにおいて、平成23年度の実績値は見込値となっています

基本目標：いつまでも元気で暮らせる健康づくり

＜健康保持・増進（一次予防）＞

○健康教育

項目		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	回数	103回	103回	103回
	延参加者数	12,218人	12,340人	12,464人
実績値	回数	123回	127回	117回
	延参加者数	13,986人	18,083人	14,976人

○健康相談

項目			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	一般健康相談	実施回数	1,425回	1,425回	1,425回
		相談者数	1,533人	1,548人	1,563人
	重点健康相談	実施回数	75回	75回	75回
		相談者数	170人	172人	174人
実績値	一般健康相談	実施回数	4,547回	2,464回	2,464回
		相談者数	4,709人	3,708人	3,708人
	重点健康相談	実施回数	138回	270回	270回
		相談者数	864人	609人	609人

○インフルエンザ予防接種

項目		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	接種者数	14,931人	15,964人	16,806人
実績値	接種者数	13,331人	15,544人	16,722人

○訪問指導

項目		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	延利用者数	370人	375人	380人
	回数	81回	81回	81回
実績値	延利用者数	227人	242人	257人
	回数	227回	64回	68回

○特定高齢者把握事業（二次予防事業の対象者把握事業）

項目			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	基本チェックリスト実施数	人数	28,284 人	29,577 人	30,927 人
	特定高齢者候補者	人数	2,064 人	2,129 人	2,195 人
	特定高齢者	人数	1,733 人	1,767 人	1,799 人
実績値	基本チェックリスト実施数	人数	23,125 人	29,002 人	29,042 人
	特定高齢者候補者	人数	5,087 人	2,807 人	—
	特定高齢者	人数	1,807 人	820 人	4,782 人

○通所型介護予防事業

項目			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	高齢者生活管理指導 短期宿泊サービス	利用日数	15 日	17 日	20 日
	高齢者 筋力向上トレーニング事業	利用人数	200 人	250 人	300 人
	高齢者 栄養改善事業	利用人数	125 人	150 人	175 人
	高齢者 口腔機能向上事業	利用人数	125 人	150 人	175 人
実績値	高齢者生活管理指導 短期宿泊サービス	利用日数	4 日	0 日	0 日
	高齢者 筋力向上トレーニング事業	利用人数	94 人	374 人	90 人
	高齢者 栄養改善事業	利用人数	42 人	120 人	25 人
	高齢者 口腔機能向上事業	利用人数	42 人	120 人	25 人

○介護予防普及啓発事業

項目			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	健康教育相談	回数	8 回	9 回	10 回
		人数	400 人	450 人	500 人
実績値	健康教育相談	回数	8 回	8 回	6 回
		人数	482 人	250 人	180 人

< 疾病の早期発見・早期治療（二次予防） >

○がん検診

項目			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	胃がん検診	受診者数	6,595 人	7,092 人	7,608 人
		受診率	16.8%	17.5%	18.2%
	肺がん検診	受診者数	8,468 人	8,795 人	9,125 人
		受診率	16.5%	16.6%	16.7%
	子宮がん検診	受診者数	7,336 人	7,525 人	7,725 人
		受診率	15.8%	15.9%	16.0%
	乳がん検診	受診者数	6,823 人	7,694 人	8,607 人
		受診率	15.5%	17.0%	18.5%
	大腸がん検診	受診者数	10,790 人	11,683 人	12,612 人
		受診率	18.4%	19.3%	20.2%
実績値	胃がん検診	受診者数	6,454 人	6,374 人	6,112 人
		受診率	16.6%	16.4%	15.7%
	肺がん検診	受診者数	8,113 人	7,856 人	7,723 人
		受診率	20.9%	20.2%	19.9%
	子宮がん検診	受診者数	8,502 人	8,364 人	8,286 人
		受診率	30.9%	34.5%	34.2%
	乳がん検診	受診者数	7,776 人	8,219 人	6,686 人
		受診率	13.6%	20.8%	16.9%
	大腸がん検診	受診者数	10,119 人	10,189 人	10,120 人
		受診率	26.0%	26.2%	26.0%

○歯周病検診

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	受診者数	508 人	567 人	629 人
	受診率	0.60%	0.65%	0.70%
実績値	受診者数	647 人	668 人	650 人
	受診率	0.72%	0.73%	0.69%

○骨粗しょう症検診

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	受診者数	1,128 人	1,185 人	1,252 人
	受診率	11.0%	11.5%	12.0%
実績値	受診者数	933 人	800 人	803 人
	受診率	9.1%	10.5%	10.3%

○結核検診

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	受診者数	8,468 人	8,795 人	9,125 人
	受診率	16.8%	16.6%	16.7%
実績値	受診者数	8,113 人	7,856 人	7,723 人
	受診率	20.9%	20.2%	19.9%

※以下のデータにおいて、平成23年度の実績値は見込値となっています

基本目標：在宅での生活継続を支える体制づくり

<高齢者福祉サービスの充実>

○布団乾燥消毒サービス

項目		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	対象者数	44人	48人	53人
実績値	対象者数	42人	46人	53人

○高齢者外出支援サービス

項目		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	人数	44人	45人	46人
実績値	人数	46人	83人	46人

○高齢者訪問理美容サービス

項目		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	人数	20人	21人	22人
実績値	人数	30人	35人	22人

○日常生活用具の給付等

項目		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	件数	32件	34件	38件
実績値	件数	37件	37件	38件

○住宅改造費の助成

項目		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	利用件数	20件	21件	22件
実績値	利用件数	43件	52件	22件

○給食サービス

項目			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	食の自立支援配食サービス	利用食数	41,762食	42,497食	43,245食
		人数	4,139人	4,249人	4,362人
実績値	食の自立支援配食サービス	利用食数	42,293食	43,320食	45,558食
		人数	4,035人	4,087人	4,114人

2. 介護保険事業の状況

※以下のデータにおいて、平成23年度の実績値は見込値となっています

基本目標：高齢者を支える介護体制づくり

<予防給付サービスの推進>

○介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

項目		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	年延人数	3,231人	3,367人	3,505人
	実人数	269人	281人	292人
実績値	年延人数	2,696人	2,722人	2,978人
	実人数	225人	227人	249人

○介護予防訪問入浴介護

項目		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	年延回数	20回	20回	20回
	実人数	2人	2人	2人
実績値	年延回数	24回	24回	26回
	実人数	1人	1人	2人

○介護予防訪問看護

項目		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	年延回数	1,571回	1,670回	1,696回
	実人数	45人	48人	51人
実績値	年延回数	975回	972回	774回
	実人数	35人	36人	29人

○介護予防訪問リハビリテーション

項目		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画値	年延回数	225回	242回	248回
	実人数	2人	3人	3人
実績値	年延回数	174回	354回	432回
	実人数	2人	4人	5人

○介護予防居宅療養管理指導

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	490 人	530 人	570 人
	実人数	41 人	44 人	48 人
実績値	年延人数	369 人	416 人	430 人
	実人数	31 人	35 人	36 人

○介護予防通所介護（デイサービス）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	1,645 人	1,758 人	1,859 人
	実人数	137 人	147 人	155 人
実績値	年延人数	1,660 人	2,076 人	2,635 人
	実人数	139 人	173 人	220 人

○介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	1,231 人	1,314 人	1,387 人
	実人数	103 人	109 人	116 人
実績値	年延人数	1,026 人	1,042 人	1,317 人
	実人数	86 人	87 人	110 人

○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延日数	605 日	629 日	667 日
	実人数	5 人	5 人	5 人
実績値	年延日数	283 日	180 日	217 日
	実人数	5 人	4 人	5 人

○介護予防短期入所療養介護（ショートケア）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延日数	8 日	9 日	9 日
	実人数	1 人	1 人	1 人
実績値	年延日数	5 日	0 日	0 日
	実人数	1 人	0 人	0 人

○介護予防福祉用具貸与

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	475 人	505 人	535 人
	実人数	40 人	42 人	45 人
実績値	年延人数	514 人	703 人	903 人
	実人数	43 人	59 人	76 人

○介護予防特定施設入居者生活介護

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	240 人	240 人	240 人
	実人数	20 人	20 人	20 人
実績値	年延人数	325 人	312 人	329 人
	実人数	28 人	26 人	28 人

○介護予防特定福祉用具販売

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	80 人	90 人	100 人
	実人数	80 人	90 人	100 人
実績値	年延人数	55 人	65 人	76 人
	実人数	53 人	63 人	74 人

○介護予防住宅改修

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	65 人	70 人	75 人
	実人数	65 人	70 人	75 人
実績値	年延人数	98 人	97 人	119 人
	実人数	93 人	90 人	114 人

○介護予防支援（介護予防ケアプラン作成）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	4,677 人	4,980 人	5,280 人
	実人数	390 人	415 人	440 人
実績値	年延人数	5,227 人	5,820 人	6,409 人
	実人数	436 人	485 人	535 人

＜介護給付サービスの推進＞

■在宅サービス

○訪問介護（ホームヘルプサービス）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延回数	167,628 回	170,404 回	175,762 回
	実人数	970 人	971 人	1,043 人
実績値	年延回数	220,631 回	261,103 回	286,527 回
	実人数	927 人	1,027 人	1,127 人

○訪問入浴介護

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延回数	6,363 回	6,465 回	6,751 回
	実人数	114 人	118 人	120 人
実績値	年延回数	6,378 回	5,995 回	6,553 回
	実人数	107 人	102 人	111 人

○訪問看護

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延回数	18,175 回	18,637 回	18,858 回
	実人数	401 人	414 人	422 人
実績値	年延回数	17,595 回	19,168 回	21,014 回
	実人数	327 人	356 人	390 人

○訪問リハビリテーション

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延回数	1,920 回	1,995 回	2,018 回
	実人数	27 人	28 人	28 人
実績値	年延回数	3,932 回	6,253 回	8,708 回
	実人数	34 人	55 人	76 人

○居宅療養管理指導

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	7,930 人	8,420 人	9,810 人
	実人数	661 人	702 人	818 人
実績値	年延人数	7,243 人	7,731 人	8,145 人
	実人数	604 人	645 人	679 人

○通所介護（デイサービス）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延回数	93,422 回	97,480 回	99,319 回
	実人数	887 人	924 人	955 人
実績値	年延回数	103,333 回	115,833 回	126,189 回
	実人数	970 人	1,065 人	1,160 人

○通所リハビリテーション（デイケア）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延回数	43,736 回	45,518 回	47,019 回
	実人数	520 人	541 人	561 人
実績値	年延回数	37,053 回	40,819 回	42,594 回
	実人数	433 人	453 人	472 人

○短期入所生活介護（ショートステイ）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延日数	43,414 日	44,063 日	45,479 日
	実人数	355 人	369 人	374 人
実績値	年延日数	37,699 日	36,868 日	37,232 日
	実人数	331 人	329 人	332 人

○短期入所療養介護（ショートケア）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延日数	3,929 日	4,101 日	4,133 日
	実人数	44 人	45 人	46 人
実績値	年延日数	2,908 日	2,649 日	2,435 日
	実人数	36 人	35 人	32 人

○福祉用具貸与

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	11,637 人	12,427 人	12,680 人
	実人数	970 人	1,036 人	1,057 人
実績値	年延人数	11,878 人	13,439 人	14,454 人
	実人数	990 人	1,120 人	1,205 人

○特定施設入居者生活介護

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	2,124 人	2,124 人	2,124 人
	実人数	177 人	177 人	177 人
実績値	年延人数	2,119 人	2,208 人	2,398 人
	実人数	177 人	184 人	200 人

○特定福祉用具販売

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	440 人	470 人	500 人
	実人数	440 人	470 人	500 人
実績値	年延人数	371 人	436 人	496 人
	実人数	343 人	393 人	466 人

○住宅改修費の支給

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	190 人	200 人	210 人
	実人数	190 人	200 人	210 人
実績値	年延人数	327 人	364 人	396 人
	実人数	307 人	344 人	376 人

○居宅介護支援（ケアプランの作成）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	24,818 人	26,732 人	28,377 人
	実人数	2,068 人	2,228 人	2,365 人
実績値	年延人数	25,420 人	27,465 人	29,283 人
	実人数	2,119 人	2,289 人	2,441 人

■施設サービス

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	3,912 人	4,032 人	5,292 人
	実人数	326 人	336 人	441 人
実績値	年延人数	3,782 人	3,810 人	5,148 人
	実人数	316 人	318 人	429 人

○介護老人保健施設（老人保健施設）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	2,880 人	2,940 人	3,000 人
	実人数	240 人	245 人	250 人
実績値	年延人数	2,965 人	3,298 人	3,348 人
	実人数	248 人	275 人	279 人

○介護療養型医療施設（療養病床等）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	444 人	444 人	444 人
	実人数	37 人	37 人	37 人
実績値	年延人数	396 人	359 人	441 人
	実人数	33 人	30 人	37 人

<地域密着型サービスの推進>

■予防給付

○地域密着型 介護予防認知症対応型通所介護

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	実人数	0 人	0 人	0 人
実績値	実人数	0 人	0 人	0 人

○地域密着型 介護予防小規模多機能型居宅介護

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	60 人	96 人	132 人
	実人数	5 人	8 人	11 人
実績値	年延人数	12 人	12 人	13 人
	実人数	1 人	1 人	2 人

○地域密着型 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	実人数	0 人	0 人	0 人
実績値	実人数	0 人	0 人	0 人

■介護給付

○地域密着型 認知症対応型通所介護

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延回数	8,585 回	9,070 回	9,243 回
	実人数	68 人	72 人	73 人
実績値	年延回数	7,678 回	7,534 回	6,841 回
	実人数	63 人	60 人	55 人

○地域密着型 小規模多機能型居宅介護

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	240 人	360 人	480 人
	実人数	20 人	30 人	40 人
実績値	年延人数	448 人	464 人	533 人
	実人数	38 人	39 人	45 人

○地域密着型 認知症対応型共同生活介護

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	1,140 人	1,224 人	1,332 人
	実人数	95 人	102 人	111 人
実績値	年延人数	1,113 人	1,081 人	1,107 人
	実人数	93 人	91 人	93 人

○地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	年延人数	348 人	348 人	348 人
	実人数	29 人	29 人	29 人
実績値	年延人数	344 人	345 人	348 人
	実人数	29 人	29 人	29 人

